

資料編

目 次

資料1	各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段	460	資料36	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定	515
資料2	主要国・地域の兵力一覧(概数)	460	資料37	各種協定締結状況	516
資料3	主要国・地域の正規軍及び予備兵力(概数)	460	資料38	留学生受入実績(平成30年度の新規受入人数)	517
資料4	わが国周辺の兵力推移の概要	461	資料39	最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間)	517
資料5	国家安全保障戦略(概要)	461	資料40	最近の日印及び日スリランカ防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間)	518
資料6	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(別表)	464 472	資料41	最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間)	518
資料7	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(別表)	473 480	資料42	最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間)	520
資料8	戦車、主要火器などの保有数	480	資料43	最近の欧州諸国、カナダ及びニュージーランドとの防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間)	520
資料9	主要航空機の保有数・性能諸元	481	資料44	最近の日中防衛交流・協力の主要な実績(過去3年間)	522
資料10	主要艦艇の就役数	481	資料45	最近の日露防衛交流・協力の主要な実績(過去3年間)	522
資料11	防衛関係費(当初予算)の推移	482	資料46	最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間)	522
資料12	防衛関係費(当初予算)の使途別構成の推移	483	資料47	多国間安全保障対話の主要実績(アジア太平洋地域・最近3年間)	523
資料13	各国国防費の推移	484	資料48	防衛省主催による多国間安全保障対話	523
資料14	「閣議決定」の概要と法制整備	485	資料49	その他の多国間安全保障対話など	524
資料15	自衛隊の主な行動	485	資料50	ビエンチャン・ビジョン～日ASEAN防衛協力イニシアティブ～	526
資料16	自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定	488	資料51	多国間共同訓練の参加など(最近3年間)	527
資料17	韓国海軍駆逐艦による自衛隊機への火器管制レーダー照射に関する防衛省の最終見解について	489	資料52	国際機関への防衛省職員の派遣実績	529
資料18	わが国のBMD整備への取組の変遷	491	資料53	国際平和協力活動関連法の概要比較	530
資料19	国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況(平成30年度)	492	資料54	自衛隊が行った国際平和協力活動など	531
資料20	防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組	492	資料55	自衛官の定員及び現員	533
資料21	災害派遣の実績(過去5年間)	492	資料56	自衛官などの応募及び採用状況(平成30年度)	533
資料22	再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳)	493	資料57	防衛省の職員等の内訳	534
資料23	日米安全保障協議委員会(F2+2J)共同発表(仮訳)	494	資料58	主要演習実績(平成30年度)	534
資料24	日米防衛協力のための指針(平成27年4月27日)(仮訳)	495	資料59	各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績(平成30年度)	535
資料25	日米協議(閣僚級)の実績(16(平成28)年以降)	500	資料60	再就職等支援のための主な施策	535
資料26	日米安全保障協議委員会(F2+2J)共同発表(仮訳)	504	資料61	退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況	536
資料27	主な日米共同訓練の実績(平成30年度)	504	資料62	防衛装備移転三原則	537
資料28	日米共同研究・開発プロジェクト	506	資料63	市民生活の中での活動	538
資料29	23事案の概要	507	資料64	「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋(内閣府大臣官房政府広報室)	539
資料30	SACO最終報告(仮訳)	507	資料65	防衛省における情報公開の実績(平成30年度)	539
資料31	SACO最終報告の主な進捗状況	510	防衛年表	540	
資料32	普天間飛行場代替施設に関する経緯	512			
資料33	嘉手納以南 施設・区域の返還時期(見込み)	513			
資料34	米軍オスプレイのわが国への配備の経緯	514			
資料35	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要	514			

資料1 各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段

		米 国		ロ シ ア		英 国		フ ラ ンス		中 国	
ミ サ イ ル	ICBM (大陸間弾道 ミサイル)	400基 ミニットマンⅢ	400	334基 SS-18 SS-19 SS-25 SS-27 RS-24	46 30 63 78 117	_____	_____	_____	_____	60基 DF-5 (CSS-4) DF-31 (CSS-10)	20 40
	IRBM MRBM	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	148基 DF-4 (CSS-3) DF-21 (CSS-5) DF-26	10 122 30
	SLBM (潜水艦発射 弾道ミサイル)	336基 トライデントD-5	336	192基 SS-N-18 SS-N-23 SS-N-32	48 96 48	48基 トライデントD-5	48	64基 M-45 M-51	16 48	48基 JL-2 (CSS-NX-14)	48
弾道ミサイル搭載 原子力潜水艦			14		13		4		4		4
航空機		66機 B-2 B-52	20 46	76機 Tu-95 (ペア) Tu-160 (ブラックジャック)	60 16	_____	_____	40機 ラファール	40	100機 H-6K	100
弾頭数		約3,800		約4,350 (うち戦術核約 1,830)		215		300		約280	

- (注) 1 資料は、ミリタリー・バランス (2019)、SIPRI Yearbook 2018 などによる。
- 2 19 (平成31) 年3月、米国は米露間の新たな戦略兵器削減条約を踏まえた19年3月1日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,365発、配備運搬手段は656基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,461発、配備運搬手段は524基・機であると公表した。ただし、SIPRIデータベースによれば、18 (同30) 年1月時点で米国の核弾頭のうち、配備数は約1,750発 (うち戦術核150発) であり、ロシアの配備弾頭数は1,600とされている。
- 3 15 (平成27) 年11月、英国の「戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR) は、配備核弾頭数を120発以下に、保有核弾頭数を180発以下にしている。
- 4 なお、SIPRIデータベースによれば、インドは130~140発、パキスタンは140~150発、イスラエルは90発、北朝鮮は10~20発の核弾頭を保有しているとされている。

資料2 主要国・地域の兵力一覧 (概数)

陸上兵力		海上兵力		航空兵力		
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻数	国名など	機数
インド	124	米 国	666.8	970	米 国	3,521
北 朝 鮮	110	ロ シ ア	204.2	1,093	中 国	2,890
中 国	98	中 国	178.7	754	ロ シ ア	1,468
パキスタン	56	英 国	58.0	130	イ ン ド	928
韓 国	49	イ ン ド	47.8	315	韓 国	640
米 国	48	フ ラ ンス	39.2	298	エ ジ プ ト	599
ベトナム	41	インドネシア	25.5	176	北 朝 鮮	545
ミャンマー	38	イ タ リ ア	23.6	183	台 湾	495
イ ラ ン	35	韓 国	21.5	240	パキスタン	448
エジプト	31	ド イ ツ	21.1	118	フ ラ ンス	430
インドネシア	30	オーストラリア	21.0	102	ト ル コ	360
ロ シ ア	28	ト ル コ	21.8	195	サウジアラビア	418
ト ル コ	26	台 湾	20.5	392	イスラエル	369
タ イ	25	ス ペ イ ン	19.0	173	イ ラ ン	339
コロンビア	22	ブラジル	17.8	109	英 国	295
日 本	14	日 本	49.6	137	日 本	390

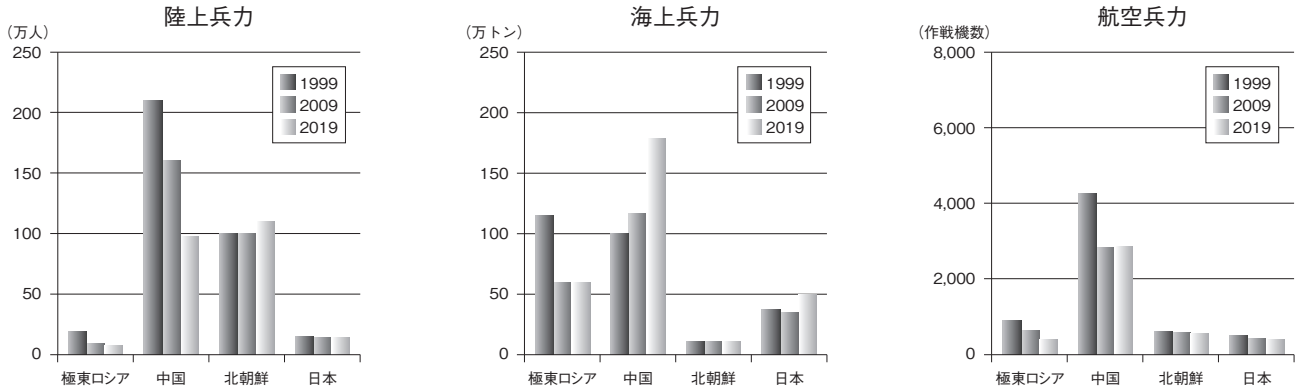
- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス (2019)」など、海については「ジェーン年鑑 (2017-2018)」などによる。
- 2 日本は、平成30年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数 (航空兵力) は航空自衛隊の作戦機 (輸送機を除く。) および海上自衛隊の作戦機 (固定翼のみ) の合計である。
- 3 配列は兵力の大きい順 (海上兵力はトン数の大きい順) になっている。

資料3 主要国・地域の正規軍及び予備兵力 (概数)

国名など	兵役制	正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)
米 国	志 願	130	80
ロ シ ア	徴兵志願	90	200
英 国	志 願	15	8
フ ラ ンス	志 願	20	4
ド イ ツ	志 願	18	3
イ タ リ ア	志 願	17	2
イ ン ド	志 願	144	116
中 国	徴 兵	204	51
北 朝 鮮	徴 兵	128	60
韓 国	徴 兵	62.5	310
エジプト	徴 兵	44	48
イスラエル	徴 兵	17	47
日 本	志 願	陸	3.3 (0.4)
		海	0.05
		空	0.05

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス (2019)」などによる。
- 2 日本は、平成30年度末における各自衛隊の実勢力を示す。() 内は即応予備自衛官の現員数であり、外数。
- 3 ロシアは、従来の徴兵制に契約勤務制 (一種の志願制) を加えた人員補充制度をとっている。
- 4 ドイツにおいては、11 (平成23) 年4月に成立した改正軍事法により、徴兵制は、同年7月1日に運用が停止され、代わって新しい志願兵制が導入された。

資料4 わが国周辺の兵力推移の概要



資料5 国家安全保障戦略 (概要)

(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定
閣議決定)

I 策定の趣旨

- 我が国の安全保障 (以下「国家安全保障」という。)をめぐると環境が一層厳しさを増している中、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的視点から見定め、国際社会の中で我が国の進むべき針路を定め、国家安全保障のための方策に政府全体として取り組むことが必要である。
- グローバル化が進む世界において、国際社会における主要なプレーヤーとしてこれまで以上に積極的に役割を果たしていくべきである。
- 本戦略は、国家安全保障に関する基本方針として、国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えるものである。
- 国家安全保障会議 (NSC) の司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップにより、政府全体として、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施していく。
- 国の他の諸施策の実施に当たっては、本戦略を踏まえ、外交力、防衛力等が全体としてその機能を円滑かつ十全に発揮できるよう、国家安全保障上の観点から十分に考慮する。
- 本戦略の内容は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、政策の実施過程を通じてNSCにおいて定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを発展させていく。

II 国家安全保障の基本理念

1 我が国が掲げる理念

- 我が国は、豊かな文化と伝統を有し、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を掲げ、高い教育水準を持つ豊富な人的資源と高い文化水準を擁し、開かれた国際経済システムの恩恵を受けつつ発展を遂げた、強い経済力及び高い技術力を有する経済大国である。また「開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家としての顔も併せ持つ。
- 戦後一貫して平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。
- 日米の同盟関係を進展させるとともに、各国との協力関係を深め、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現してきている。人間の安全保障の理念に立脚した途上国の経済開発や地球規模問題解決への取組、他国との貿易・投資関係を通じて、国際社会の安定と繁栄の実現にも寄与している。
- 国連憲章を遵守しながら、国連を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。国際平和協力活動にも継続的に参加している。また唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に積極的に取り組み、「核兵器のない世界」を実現させるため、国際社会の取組を主導している。
- 我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極

的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。これこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である。

2 我が国の国益と国家安全保障の目標

【国益】

- 我が国自身の主権・独立を維持し領域を保全し国民の生命・身体・財産の安全を確保し、豊かな文化と伝統を継承しつつ、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること。
- 経済発展を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現し、我が国の平和と安全をより強固なものとする (そのためには、自由貿易体制を強化し、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境の実現が不可欠)。
- 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること。

【国家安全保障の目標】

- 我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化すること。
- 日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実際の安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減すること。
- 不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化や紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築すること。

III 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

1 グローバルな安全保障環境と課題

(1) パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展

- 新興国 (中国・インド等) の台頭により国家間のパワーバランスが変化している。特に中国は国際社会における存在感を高めている。世界最大の総合的な国力を有する米国は、安全保障政策及び経済政策上の重点をアジア太平洋地域にシフトさせる方針を明らかにしている。
- グローバル化の進展や技術革新の急速な進展により、非国家主体の相対的影響力の増大、非国家主体によるテロや犯罪の脅威が拡大しつつある。

(2) 大量破壊兵器等の拡散の脅威

- 大量破壊兵器・弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に係る問題、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題は、我が国や国際社会にとっての大きな脅威である。

(3) 国際テロの脅威

- グローバル化の進展により、国際テロの拡散・多様化が進んでいる。

○現に海外において法人や我が国権益が被害を受けるテロが発生しており、我が国・国民は、国内外において、国際テロの脅威に直面している。

(4) 国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク

○近年、海洋、宇宙空間、サイバー空間といったグローバル・コモンズに対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し、深刻化している。

○海洋においては、近年、資源の確保や自国の安全保障の観点から、力を背景とした一方的な現状変更を図る動きが増加しつつある。

○このような動きや海賊問題等により、シーレーンの安定や航行の自由が脅かされる危険性も高まっている。

○人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミの増加を始め、持続的かつ安定的な宇宙空間の利用を妨げるリスクが存在している。

○基幹的な社会インフラシステムの破壊、軍事システムの妨害を意図したサイバー攻撃等によるリスクが深刻化しつつある。

(5) 「人間の安全保障」に関する課題

○貧困、格差の拡大、感染症を含む国際保健課題、気候変動その他の環境問題、食料安全保障、更には内戦、災害等による人道上の危機といった一国のみでは対処できない地球規模の問題が、個人の生存と尊厳を脅かす人間の安全保障上の重要かつ緊急な課題となっている。

○こうした問題は、国際社会の平和と安定に影響をもたらす可能性がある。

(6) リスクを抱えるグローバル経済

○一国の経済危機が世界経済全体に伝播するリスクが高まっている。

○保護主義的な動きや新たな貿易ルール作りに消極的な姿勢等も顕在化している。

○資源国による資源ナショナリズムの高揚や新興国によるエネルギー・鉱物資源等の獲得競争の激化等が見られる。

2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題

(1) アジア太平洋地域の戦略環境の特性

○様々な政治体制が存在し、核兵器国を含む大規模な軍事力を有する国が集中する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されていない。

(2) 北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為

○北朝鮮は、核兵器を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの能力を増強するとともに、軍事的な挑発行為や我が国等に対する様々な挑発的言動を繰り返し、地域の緊張を高めている。我が国等の安全保障に対する脅威が質的に深刻化している。

○金正恩体制の確立が進められる中、北朝鮮内の情勢を引き続き注視する必要がある。

○北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。

(3) 中国の急速な台頭と様々な領域への積極的進出

○国際的な規範を共有・遵守するとともに、地域やグローバルな課題に対して、より積極的かつ協調的な役割を果たすことが期待されている。

○十分な透明性を欠いた中で軍事力を広範かつ急速に強化している。

○東シナ海、南シナ海等の海空域において、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力による現状の変更の試みとみられる対応（尖閣諸島付近の領海侵入・領空侵犯、独自の「防空識別区」の設定等）を示している。

○兩岸関係は、経済的関係を深める一方、軍事バランスは変化しており、安定化の動きと潜在的な不安定性が併存している。

Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

1 我が国の能力・役割の強化・拡大

・国家安全保障の確保のためには、まず我が国自身の能力とそれを発揮し得る基盤を強化するとともに、自らが果たすべき役割を果たしつつ、状況の変化に応じ、自身の能力を適応させていくことが必要である。

・経済力及び技術力の強化に加え、外交力、防衛力を強化し、国家安全保障上の我が国の強靱性を高めることは、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定につながる。

・国家安全保障上の課題を克服し、目標を達成するためには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させるとともに、我が国が有する多様な資源を有効に活用し、総合的な施策を推進する必要がある。

(1) 安定した国際環境創出のための外交の強化

○国家安全保障の要諦は、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐことにある。

○国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際社会の平和と安定の実現に一層積極的な役割を果たし、我が国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく必要がある。

○我が国の主張を国際社会に浸透させ、我が国の立場への支持を集める外交的な創造力及び交渉力が必要である。

○我が国の魅力を活かし、国際社会に利益をもたらすソフトパワーの強化や我が国企業や国民のニーズを感度高く把握し、これらのグローバルな展開をサポートする力の充実が重要である。

○国連を始めとする国際機関に対し、邦人職員の増強を含め、より積極的に貢献を行っていく。

(2) 我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築

○厳しい安全保障環境の中、戦略環境の変化や国力国情に応じ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める。

○政府機関・地方公共団体・民間部門との間の連携を深め、武力攻撃事態等から大規模自然災害に至るあらゆる事態にシームレスに対応するための総合的な体制を平素から構築していく。

○その中核を担う自衛隊の体制整備に当たっては、統合的・総合的視点から重要となる機能を優先しつつ、各種事態の抑止・対処のための体制を強化する。

○核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に連携していくとともに、弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。

(3) 領域保全に関する取組の強化

○領域警備に当たる法執行機関の能力強化や海洋監視能力の強化を進める。

○様々な不測の事態にシームレスに対応できるよう、関係省庁間の連携を強化する。

○国境離島の保全・管理・振興に積極的に取り組むとともに、国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地利用等の在り方について検討する。

(4) 海洋安全保障の確保

○海洋国家として、力ではなく、法の支配、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な役割を発揮する。

○海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意しつつ、宇宙の活用を含めて総合的に強化する。

○シーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに、戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化する。

- (5) サイバーセキュリティの強化
- 不正行為からサイバー空間を守り、その自由かつ安全な利用を確保するとともに、国家の関与が疑われる場合を含むサイバー攻撃から我が国の重要な社会システムを防護するため、国全体として防護・対応能力を強化し、サイバー空間の防護及びサイバー攻撃への対応能力の一層の強化を図る。
 - 平素から官民の連携を強化するとともに、セキュリティ人材層の強化等についても総合的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
 - 技術・運用両面における国際協力の強化のための施策を講ずるとともに、サイバー防衛協力を推進する。
- (6) 国際テロ対策の強化
- 原子力関連施設の安全確保等の国内における国際テロ対策の徹底はもとより、世界各地で活動する在留邦人等の安全を確保するため、国際テロ情勢に関する情報収集・分析を含め、国際テロ対策を強化する。
- (7) 情報機能の強化
- 人的情報、公開情報等、多様な情報源に関する情報収集能力を抜本的に強化する。
 - 情報専門家の育成等により、情報の分析・集約・共有機能を強化し、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）を推進する。資料・情報をNSCに提供し、政策に適切に反映していく。
- (8) 防衛装備・技術協力
- 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められている。
 - 武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配慮した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。
- (9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
- 情報収集衛星の機能の拡充・強化を図るほか、各種衛星の有効活用を図るとともに、宇宙空間の状況監視体制の確立を図る。
 - 宇宙開発利用を支える技術を含め、宇宙開発利用の推進に当たっては、中長期的な観点から、国家安全保障に資するように配慮する。
- (10) 技術力の強化
- デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力の強化を図る必要がある。
 - 科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させ、安全保障分野においても有効活用に努める。
 - 我が国が国際的に優位にある技術等を積極的に外交に活用していく。
- 2 日米同盟の強化
- ・日米両国は、二国間のみならず、アジア太平洋地域を始めとする国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。
 - ・米国は、アジア太平洋地域を重視する国防戦略指針の下、同地域におけるプレゼンスの充実や我が国を始めとする同盟国等との連携・協力の強化を志向している。
 - ・今後、我が国の安全に加え、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定及び繁栄の維持・増進を図るためには、日米安全保障体制の実効性を一層高め、より強い日米同盟を実現していく必要がある。
- (1) 幅広い分野における日米間の安全保障・防衛協力の更なる強化
- 米国との間で、具体的な防衛協力の在り方や、日米の役

割・任務・能力の考え方等についての議論を通じ、本戦略を踏まえた各種政策との整合性を図りつつ、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行う。

- 事態対処や中長期的な戦略を含め、運用協力及び政策調整を緊密に行うとともに、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙空間、サイバー空間、大規模災害対応等の幅広い協力を強化し、日米同盟の抑止力及び対処力を向上させていく。

(2) 安定的な米軍プレゼンスの確保

- 在日米軍駐留経費負担等の施策のほか、抑止力を向上しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、在日米軍再編を日米合意に従って着実に実施する。

3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化

我が国を取り巻く安全保障環境の改善のため、域内外のパートナーとの信頼・協力関係を以下のように強化する。

- 我が国と普遍的価値や戦略的利益を共有する、アジア太平洋地域の国々との協力関係を強化。

- － 韓国：安全保障協力の基盤を強化するとともに、日米韓で北朝鮮の核・ミサイル問題に緊密に対応する。

- － オーストラリア：戦略認識の共有、安全保障協力を着実に進めていくとともに、戦略的パートナーシップを一層強化する。

- － ASEAN諸国：40年以上にわたる伝統的なパートナーシップに基づき、あらゆる分野における協力を深化・発展させるとともに、一体性の維持・強化に向けたASEANの努力を一層支援する。

- － インド：二国間で構築された戦略的グローバル・パートナーシップに基づいて、海洋安全保障を含む幅広い分野で関係を強化していく。

- 中国には、大局的かつ中長期的見地から、「戦略的互惠関係」の構築に向けて取り組み、地域の平和と安定及び繁栄のために責任ある建設的な役割を果たすよう促すとともに、力による現状変更の試みとみられる対応については冷静かつ毅然として対応していく。

- 北朝鮮問題には、日朝平壤宣言、六者会合共同声明及び安保理決議に基づき、拉致・核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、取り組んでいく。

- ロシアとの間では安全保障及びエネルギー分野を始めとするあらゆる分野で協力を進め、日露関係を全体として高める。

- これらの取組に当たっては、多国間・三か国間の協力枠組みを積極的に活用する。

- アジア太平洋地域の友好諸国とも地域の安定の確保に向けて協力する。

- 欧州諸国は、国際社会の平和と安定及び繁栄に向けて共に主導的な役割を果たすパートナーであり、EU、NATO、OSCEとの協力を含め、関係を更に強化していく。

- 新興国との間で、二国間関係のみならず、グローバルな課題での協力を推進する。

- 湾岸諸国との間で、資源・エネルギーを中心とする関係を越えた政治・安全保障協力も含めた重層的な協力関係を構築。また、中東の安定に重要な問題の解決に向けて、我が国として積極的な役割を果たす。

- TICADプロセス等を通じ、アフリカの発展と平和の定着に引き続き貢献する。

4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与

国際協調主義に基づく積極的平和主義から、国際社会の平和と安定のため、積極的な役割を果たしていく。

(1) 国連外交の強化

- 国連における国際の平和と安全の維持・回復に向けた取組に更に積極的に寄与していく。

- 常任・非常任双方の議席拡大及び我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を追求する。

- (2) 法の支配の強化
- 国際社会における法の支配の強化に向けて、様々な国際ルール作りに構想段階から積極的に参加し、我が国の理念や主張を反映させていく。
 - 海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現や法制度整備支援等に積極的に取り組む。
- (3) 軍縮・不拡散に係る国際努力の主導
- 「核兵器のない世界」に向けて積極的に取り組む。
 - 日米同盟の下での拡大抑止への信頼性維持と整合性をとりつつ、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題の解決を含む軍縮・不拡散に向けた国際的取組を主導する。
- (4) 国際平和協力の推進
- 国連PKO等に一層積極的に協力する。
 - PKOとODA事業との連携の推進、ODAと能力構築支援を更に戦略的に活用を図る。
 - 平和構築人材や各国PKO要員の育成を、関係国等との緊密な連携の下、積極的に行う。
- (5) 国際テロ対策における国際協力の推進
- 国際テロ情勢や国際テロ対策協力に関する各国との協議や意見交換、国際的な法的枠組みを強化する。
 - 開発途上国等に対する支援等に積極的に取り組む。
- 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- 国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため、普遍的価値の共有、開かれた国際経済システムの強化、国際社会の平和と安定の阻害要因となりがねない開発問題や地球規模課題の解決に向け、以下の取組を進める。
- (1) 普遍的価値の共有
- 自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々との連帯を通じグローバルな課題に貢献する外交を展開する。
 - 民主化支援、法制度整備支援、人権分野のODA等を積極的に活用する。
 - 女性に関する外交課題に積極的に取り組む。
- (2) 開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現
- 開発問題への対応は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の一つの要素として、今後とも一層強化する必要がある。
 - ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた取組を強化し、次期国際開発目標の策定にも主導的な役割を果たす。
 - 国際社会における「人間の安全保障」の理念の主流化を一層促す。
- (3) 開発途上国の人材育成に対する協力
- 開発途上国から、学生や行政官を含む幅広い人材を我が国に招致し、教育訓練を提供し、出身国の発展に役立てるための人材育成を一層推進する。
- (4) 自由貿易体制の維持・強化
- TPP、日EU・EPA、日中韓FTA、RCEP等の経済連携の取組を推進。こうした取組を通じ、アジア太平洋地域の活力と繁栄を強化する。
- (5) エネルギー・環境問題への対応
- エネルギーを含む資源の安定供給に向けた各種取組に外交的手段を積極的に活用する。
 - 気候変動分野に関しては、攻めの地球温暖化外交戦略を展開する。
- (6) 人と人との交流の強化
- 双方向の青少年交流を拡大する。
 - スポーツや文化を媒体とした交流を促進する。
- 6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進
- ・国家安全保障を十全に確保するためには、外交力、防衛力等が効果的に発揮されることを支える国内基盤を整備することが不可欠である。
 - ・国家安全保障を達成するためには、国家安全保障政策に対する国際社会や国民の広範な理解を得ることが極めて重要である。
- (1) 防衛生産・技術基盤の維持・強化
- 防衛装備品の効果的・効率的な取得に努めるとともに、国際競争力の強化含め、防衛生産・技術基盤を維持・強化していく。
- (2) 情報発信の強化
- 国家安全保障政策の考え方について、国内外に積極的かつ効果的に発信し、国民の理解を深め、諸外国との協力関係の強化等を図る必要がある。
 - 官邸を司令塔として、政府一体となった統一的かつ戦略的な情報発信を行うこととし、各種情報技術を最大限に活用しつつ、多様なメディアを通じ、外国語による発信の強化等を行う。
 - 教育機関や有識者、シンクタンク等との連携を図りつつ、世界における日本語の普及、戦略的広報に資する人材の育成等を図る。
 - 客観的な事実を中心とする関連情報を正確かつ効果的に発信することにより、国際世論の正確な理解を深める。
- (3) 社会的基盤の強化
- 国民一人一人が、地域と世界の平和と安定及び人類の福祉の向上に寄与することを願いつつ、国家安全保障を身近な問題として捉え、その重要性や複雑性を深く認識することが不可欠。
 - 諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛する心を養う。
 - 領土・主権に関する問題等の安全保障分野に関する啓発や自衛隊、在日米軍等の活動の現状への理解を広げる取組等を推進する。
- (4) 知的基盤の強化
- 高等教育機関における安全保障教育の拡充等を図る。
 - 高等教育機関、シンクタンク等と政府の交流を深める。
 - 民間の専門家・行政官の育成を促進する。

資料6 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について

（平成30年12月18日 国家安全保障会議決定）
閣議決定

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）は、平成30年度限りで廃止する。

（別紙）

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国は、戦後一貫して、平和国家としての道を歩んできた。これは、平和主義の理念の下、先人達の不断の努力によって成し遂げられてきたものである。

我が国政府の最も重大な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の生命・身体・財産、そして、領土・領海・領空を守り抜くことである。これは、我が国が独立国家として第一義的に果たすべき責任であり、我が国が自らの主体的・自主的な努力によってかかる責任を果たしていくことが、我が国の安全保障の根幹である。我が国の防衛力は、これを最終的に担保するものであり、平和国家である我が国の揺るぎない意思と能力を明確に示すものである。そして、我が国の平和と安全が維持されることは、我が国の繁栄の不可欠の前提である。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、極めて速いスピードで変化している。国際社会のパワーバランスの変化は加速化・複

雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大している。また、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大は、陸・海・空という従来の物理的な領域における対応を重視してきたこれまでの国家の安全保障の在り方を根本から変えようとしている。

我が国は、その中であっても、平和国家としてより力強く歩んでいく。そのためには、激変する安全保障環境の中、我が国自身が、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空、そして、主権・独立は主体的・自主的な努力によって守る体制を抜本的に強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていく必要がある。今や、どの国も一国では自国の安全を守ることができない。日米同盟や各国との安全保障協力の強化は、我が国の安全保障にとって不可欠であり、我が国自身の努力なくしてこれを達成することはできない。国際社会もまた、我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。

今後の防衛力の強化に当たっては、以上のような安全保障の現実から正面から向き合い、従来の延長線上ではない真に実効的な防衛力を構築するため、防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保していく必要がある。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域については、我が国としての優位性を獲得することが死活的に重要となっており、陸・海・空という従来の区分に依拠した発想から完全に脱却し、全ての領域を横断的に連携させた新たな防衛力の構築に向け、従来とは抜本的に異なる速度で変革を図っていく必要がある。一方、急速な少子高齢化や厳しい財政状況を踏まえば、過去にとらわれない徹底した合理化なくして、かかる防衛力の強化を実現することはできない。

日米同盟は、我が国自身の防衛体制とあいまって、引き続き我が国の安全保障の基軸であり続ける。上述のとおり、我が国が独立国家としての第一義的な責任をしっかりと果たしていくことこそが、日米同盟の下での我が国の役割を十全に果たし、その抑止力と対処力を一層強化していく道であり、また、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、安全保障協力を戦略的に進めていくための基盤である。

このような考え方の下、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定。以下「国家安全保障戦略」という。）を踏まえ、我が国の未来の礎となる防衛の在るべき姿について、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

II 我が国を取り巻く安全保障環境

1 現在の安全保障環境の特徴

国際社会においては、国家間の相互依存関係が一層拡大・深化する一方、中国等の更なる国力の伸長等によるパワーバランスの変化が加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性が増している。こうした中、自らに有利な国際秩序・地域秩序の形成や影響力の拡大を目指した、政治・経済・軍事にわたる国家間の競争が顕在化している。

このような国家間の競争は、軍や法執行機関を用いて他国の主権を脅かすことや、ソーシャル・ネットワーク等を用いて他国の世論を操作することなど、多様な手段により、平素から恒常的に行われている。また、いわゆるグレーゾーンの事態は、国家間の競争の一環として長期にわたり継続する傾向にあり、今後、更に増加・拡大していく可能性がある。こうしたグレーゾーンの事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。さらに、いわゆる「ハイブリッド戦」のような、軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法は、相手方に軍事面にとどまらない複雑な対応を強いている。

また、情報通信等の分野における急速な技術革新に伴い、軍事技術の進展は目覚ましいものとなっている。こうした技術の進展を背景に、現在の戦闘様相は、陸・海・空のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を組み合わせたものとなり、各国は、全般的な軍事能力の向上のため、新たな領域

における能力を裏付ける技術の優位を追求している。宇宙領域やサイバー領域は、民生分野でも広範に活用されており、この安定的な利用が妨げられれば、国家・国民の安全に重大な影響が及ぶおそれがある。

軍事技術の進展により、現在では、様々な脅威が容易に国境を越えてくるものとなっている。さらに、各国は、ゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を活用した兵器の開発に注力するとともに、人工知能（AI）を搭載した自律型の無人兵器システムの研究にも取り組んでいる。今後の更なる技術革新は、将来の戦闘様相を更に予見困難なものにするとみられる。

国際社会においては、一国のみでの対応が困難な安全保障上の課題が広範化・多様化している。宇宙領域やサイバー領域に関しては、国際的なルールや規範作りが安全保障上の課題となっている。海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例がみられ、公海における自由が不当に侵害される状況が生じている。また、核・生物・化学兵器等の大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散及び深刻化する国際テロは、引き続き、国際社会にとっての重大な課題である。

こうした中、我が国の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。

2 各国の動向

米国は、依然として世界最大の総合的な国力を有しているが、あらゆる分野における国家間の競争が顕在化する中で、世界的・地域的な秩序の修正を試みる中国やロシアとの戦略的競争が特に重要な課題であるとの認識を示している。

米国は、軍事力の再建のため、技術革新等による全ての領域における軍事的優位の維持、核抑止力の強化、ミサイル防衛能力の高度化等に取り組んでいる。また、同盟国やパートナー国に対しては、防衛のコミットメントを維持し、戦力の前方展開を継続するとともに、責任分担の増加を求めている。さらに、インド太平洋地域を優先地域と位置付け、同盟とパートナーシップを強化するとの方針を掲げている。

また、米国を始めとする北大西洋条約機構（NATO）加盟国は、力を背景とした現状変更や「ハイブリッド戦」に対応するため、戦略の再検討等を行うとともに、安全保障環境の変化等を踏まえ、国防費を増加させてきている。

中国は、今世紀中葉までに「世界一流の軍隊」を建設することを目標に、透明性を欠いたまま、高い水準で国防費を増加させ、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心に、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化している。その際、指揮系統の混乱等を可能とするサイバー領域や電磁波領域における能力を急速に発展させるとともに、対衛星兵器の開発・実験を始めとする宇宙領域における能力強化も継続するなど、新たな領域における優勢の確保を重視している。また、ミサイル防衛を突破するための能力や揚陸能力の向上を図っている。このような軍事能力の強化は、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する軍事能力、いわゆる「接近阻止／領域拒否」（「A2/AD」）能力の強化や、より遠方での作戦遂行能力の構築につながるものである。これらに加え、国防・科学技術・工業の軍民融合政策を推進するとともに、軍事利用が可能とされる先端技術の開発・獲得に積極的に取り組んでいる。このほか、海上法執行機関と軍との間では連携が強化されている。

中国は、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした一方的な現状変更を試みるとともに、東シナ海を始めとする海空域において、軍事活動を拡大・活発化させている。我が国固有の領土である尖閣諸島周辺においては、我が国の強い抗議にもかかわらず公船による断続的な領海侵入や海軍艦艇による恒常的な活動等を行っている。太平洋や日本海においても軍事活動を拡大・活発化させており、特に、太平

洋への進出は近年高い頻度で行われ、その経路や部隊構成が多様化している。南シナ海においては、大規模かつ急速な埋立てを強行し、その軍事拠点化を進めるとともに、海空域における活動も拡大・活発化させている。

こうした中国の軍事動向等については、国防政策や軍事力の不透明性とあいまって、我が国を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。中国には、地域や国際社会において、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待される。

北朝鮮は、近年、前例のない頻度で弾道ミサイルの発射を行い、同時発射能力や奇襲的攻撃能力等を急速に強化してきた。また、核実験を通じた技術的成熟等を踏まえれば、弾道ミサイルに搭載するための核兵器の小型化・弾頭化を既に実現しているとみられる。北朝鮮は、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を表明し、核実験場の爆破を公開する等の動きは見せたものの、全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は生じていない。

また、北朝鮮は、非対称的な軍事能力として、サイバー領域について、大規模な部隊を保持するとともに、軍事機密情報の窃取や他国の重要インフラへの攻撃能力の開発を行っていると思われる。これらに加え、大規模な特殊部隊を保持している。

このような北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっている。国際社会も、国際連合安全保障理事会決議において、北朝鮮の核及び弾道ミサイル関連活動が国際の平和及び安全に対する明白な脅威であるとの認識を明確にしている。

ロシアは、核戦力を中心に軍事力の近代化に向けた取組を継続することで軍事態勢の強化を図っており、ウクライナ情勢等をめぐり、欧米と激しく対立している。また、北極圏、欧州、米国周辺、中東に加え、北方領土を含む極東においても軍事活動を活発化させる傾向にあり、その動向を注視していく必要がある。

3 我が国の特性

四面環海で長い海岸線を持つ我が国は、本土から離れた多くの島嶼及び広大な排他的経済水域を有しており、そこには守り抜くべき国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び各種資源が広く存在している。また、海洋国家であり、資源や食料の多くを海外との貿易に依存する我が国にとって、法の支配、航行の自由等の基本的ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することが、平和と繁栄の基礎である。

一方、我が国は、大きな被害を伴う自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在している。

これらに加えて、我が国においては、人口減少と少子高齢化が経験をしたことのない速度で急速に進展しているとともに、厳しい財政状況が続いている。

4 まとめ

以上を踏まえると、今日の我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は引き続き低いと考えられる一方、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定。以下「前大綱」という。)を策定した際に想定したものよりも、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。

我が国に対する脅威が現実化し、国民の命と平和な暮らしを脅かすことを防ぐためには、この現実を踏まえた措置を講ずることが必要となっている。

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸

として、各国との協力関係の拡大・深化を進めてきた。また、この際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守ってきた。

今後とも、我が国は、こうした基本方針等の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。その上で、我が国は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の中でも、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならない。このため、我が国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示した上で、これまで以上に多様な取組を積極的かつ戦略的に推進していく。

防衛の目標として、まず、平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する。また、我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。さらに、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化する。

これらの防衛の目標を確実に達成するため、その手段である我が国自身の防衛体制、日米同盟及び安全保障協力をそれぞれ強化していく。これは、格段に変化の速度を増し、複雑化する安全保障環境に対応できるよう、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優位性を早期に獲得することを含め、迅速かつ柔軟に行っていかなければならない。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、我が国は、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、総合ミサイル防空や国民保護を含む我が国自身による対処のための取組を強化する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。

1 我が国自身の防衛体制の強化

(1) 総合的な防衛体制の構築

これまでに直面したことのない安全保障環境の現実に正面から向き合い、防衛の目標を確実に達成するため、あらゆる段階において、防衛省・自衛隊のみならず、政府一体となった取組及び地方公共団体、民間団体等との協力を可能とし、我が国が持てる力を総合する防衛体制を構築する。特に、宇宙、サイバー、電磁波、海洋、科学技術といった分野における取組及び協力を加速するほか、宇宙、サイバー等の分野の国際的な規範の形成に係る取組を推進する。

我が国が有するあらゆる政策手段を体系的に組み合わせること等を通じ、平素からの戦略的なコミュニケーションを含む取組を強化する。

有事やグレーゾーンの事態等の各種事態に対しては、文民統制の下、これまでも態勢の強化に努めてきたが、今後、政治がより強力なリーダーシップを発揮し、迅速かつ確に意思決定を行うことにより、政府一体となってシームレスに対応する必要があり、これを補佐する態勢も充実させる。また、国民の生命・身体・財産を守る観点から、各種災害への対応及び国民の保護のための体制を引き続き強化し、地方公共団体と連携して避難施設の確保に取り組むとともに、緊急事態における在外邦人等の迅速な退避及び安全の確保のために万全の態勢を整える。さらに、電力、通信といった国民生活に重要なインフラや、サイバー空間を守るための施策を進める。

以上の取組に加え、各種対応を的確に行うため、平素から、関連する計画等の体系化を図りつつ、それらの策定又は見直しを進めるとともに、シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性を高める。

(2) 我が国の防衛力の強化

ア 防衛力の意義・必要性

防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な

担保であり、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合にはこれを排除し、独立国家として国民の生命・身体・財産と我が国の領土・領海・領空を主体的・自主的な努力により守り抜くという、我が国の意思と能力を表すものである。

同時に、防衛力は、平時から有事までのあらゆる段階で、日米同盟における我が国自身の役割を主体的に果たすために不可欠のものであり、我が国の安全保障を確保するために防衛力を強化することは、日米同盟を強化することにほかならない。また、防衛力は、諸外国との安全保障協力における我が国の取組を推進するためにも不可欠のものである。

このように、防衛力は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の下で、我が国が独立国家として存立を全うするための最も重要な力であり、主体的・自主的に強化していかなければならない。

イ 真に実効的な防衛力—多次元統合防衛力

厳しさを増す安全保障環境の中で、軍事力の質・量に優れた脅威に対する実効的な抑止及び対処を可能とするためには、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域と陸・海・空という従来の領域の組合せによる戦闘様相に適応することが死活的に重要になっている。

このため、今後の防衛力については、個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うできるものとする必要がある。

また、不確実性を増す安全保障環境の中で、我が国を確実に防衛するためには、平時から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できることが重要である。これまで、多様な活動を機動的・持続的に行い得る防衛力の構築に努めてきたが、近年では、平素からのプレゼンス維持、情報収集・警戒監視等の活動をより広範かつ高頻度を実施しなければならず、このため、人員、装備等に慢性的な負荷がかかり、部隊の練度や活動量を維持できなくなるおそれが生じている。

このため、今後の防衛力については、各種活動の持続性・強靱性を支える能力の質及び量を強化しつつ、平素から、事態の特性に応じた柔軟かつ戦略的な活動を常時継続的に実施可能なものとする必要がある。

さらに、我が国の防衛力は、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するものとともに、多角的・多層的な安全保障協力を推進し得るものである必要がある。

以上の観点から、今後、我が国は、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。

(3) 防衛力が果たすべき役割

我が国の防衛力は、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、これに対処するため、以下の役割をシームレスかつ複合的に果たせるものでなければならない。特に、国民の命と平和な暮らしを守る観点から、平素から様々な役割を果たしていくことがこれまで以上に重要である。

ア 平時からグレーゾーンの事態への対応

積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を通じて平素からプレゼンスを高め、我が国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的な

コミュニケーションを外交と一体となって推進する。また、全ての領域における能力を活用して、我が国周辺において広域にわたり常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）を行うとともに、柔軟に選択される抑止措置等により事態の発生・深刻化を未然に防止する。これら各種活動による態勢も活用し、領空侵犯や領海侵入といった我が国の主権を侵害する行為に対し、警察機関等とも連携しつつ、即時に適切な措置を講じる。

弾道ミサイル等の飛来に対しては、常時持続的に我が国を防護し、万が一被害が発生した場合にはこれを局限する。

イ 島嶼部を含む我が国に対する攻撃への対応

島嶼部を含む我が国への攻撃に対しては、必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢・航空優勢を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回する。

ミサイル、航空機等の経空攻撃に対しては、最適の手段により、機動的かつ持続的に対応するとともに、被害を局限し、自衛隊の各種能力及び能力発揮の基盤を維持する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃に対しては、原子力発電所等の重要施設の防護並びに侵入した部隊の捜索及び撃破を行う。

ウ あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応

平素から、宇宙・サイバー・電磁波の領域において、自衛隊の活動を妨げる行為を未然に防止するために常時継続的に監視し、関連する情報の収集・分析を行う。かかる行為の発生時には、速やかに事象を特定し、被害の局限、被害復旧等を迅速に行う。

我が国への攻撃に際しては、こうした対応に加え、宇宙・サイバー・電磁波の領域を活用して攻撃を阻止・排除する。

また、社会全般が宇宙空間やサイバー空間への依存を高めていく傾向等を踏まえ、関係機関との適切な連携・役割分担の下、政府全体としての総合的な取組に寄与する。

エ 大規模災害等への対応

大規模災害等の発生に際しては、国民の生命・身体・財産を守るため、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期するとともに、必要に応じ、対応態勢を長期間にわたり持続する。また、被災者や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応するとともに、関係機関、地方公共団体及び民間部門と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援等を行う。

オ 日米同盟に基づく米国との共同

平時から有事までのあらゆる段階において、「日米防衛協力のための指針」を踏まえ、日米同盟における我が国自身の役割を主体的に果たすことにより、2で後述するような日米共同の活動を効果的に実施する。

カ 安全保障協力の推進

地域の特性や相手国の実情を考慮した方針の下、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む防衛協力・交流を戦略的に推進するなど、3で後述するような安全保障協力の強化のための取組を積極的に実施する。

2 日米同盟の強化

日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国自身の防衛体制とあいまって、我が国の安全保障の基軸である。また、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国のみならず、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と安定及び繁栄に大きな役割を果たしている。

国家間の競争が顕在化する中、普遍的価値と戦略的利益を共有する米国との一層の関係強化は、我が国の安全保障にとって

これまで以上に重要となっている。また、米国も、同盟国との協力がより重要になっているとの認識を示している。

日米同盟は、平和安全法制により新たに可能となった活動等を通じて、これまでも強化されてきたが、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中で、我が国の防衛の目標を達成するためには、「日米防衛協力のための指針」の下で、一層の強化を図ることが必要である。

日米同盟の一層の強化に当たっては、我が国が自らの防衛力を主体的・自主的に強化していくことが不可欠の前提であり、その上で、同盟の抑止力・対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する必要がある。

(1) 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

平時から有事までのあらゆる段階や災害等の発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、全ての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、我が国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずる。

このため、各種の運用協力及び政策調整を一層深化させる。特に、宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化等を図る。これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施する。

(2) 幅広い分野における協力の強化・拡大

自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することを含め、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案しつつ、海洋分野等における能力構築支援、人道支援・災害救援、海賊対処等について、日米共同の活動を実施する。

また、日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、装備、技術、施設、情報協力・情報保全等に関し、協力を強化・拡大する。

特に、日米共同の活動に資する装備品の共通化や各種ネットワークの共有を推進する。また、我が国周辺における米軍の持続的な活動を支援し、我が国装備品の高い可動率の確保にも資するため、米国製装備品の国内における整備能力を確保する。

また、日米の能力を効率的に強化すべく、防衛力強化の優先分野に係る共通の理解を促進しつつ、有償援助（FMS）調達合理化による米国の高性能の装備品の効率的な取得、日米共同研究・開発等を推進する。

さらに、訓練施設や訓練区域を含む自衛隊施設及び米軍施設・区域について、共同使用に係る協力や、強靱性の向上のための取組を推進する。

(3) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。

特に、沖縄については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、近年、米軍施設・区域の返還等の沖縄の負担軽減を一層推進してきているところであり、引き続き、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等を着実に実施することにより、沖縄の負担軽減を図っていく。

3 安全保障協力の強化

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。その一環として、防衛力を積極的に

に活用し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む防衛協力・交流に取り組む。また、グローバルな安全保障上の課題への対応にも貢献する。こうした取組の実施に当たっては、外交政策との調整を十分に図るとともに、日米同盟を基軸として、普遍的価値や安全保障上の利益を共有する国々との緊密な連携を図る。

(1) 防衛協力・交流の推進

オーストラリアとの間では、相互運用性の更なる向上等のため、外務・防衛閣僚協議（「2+2」）等の枠組みも活用しつつ、共同訓練・演習の拡充、防衛装備・技術協力を一層推進するとともに、地域の平和と安定のため、二国間で連携した能力構築支援等の協力を進める。また、普遍的価値と戦略的利益を共有する日米豪三国間の枠組みによる協力関係を一層強化する。

インドの間では、戦略的な連携を強化する観点から、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、海洋安全保障を始めとする幅広い分野において、共同訓練・演習や防衛装備・技術協力を中心とする協力を推進する。また、日米印三国間の連携を強化する。

東南アジア諸国の間では、地域協力の要となる東南アジア諸国連合（ASEAN）の中心性・一体性の強化の動きを支援しつつ、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援等の具体的な二国間・多国間協力を推進する。

韓国との間では、幅広い分野での防衛協力を進めるとともに、連携の基盤の確立に努める。また、地域における平和と安定を維持するため、日米韓三国間の連携を引き続き強化する。

英国やフランスとの間では、インド太平洋地域における海洋秩序の安定等のため、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、より実践的な共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。欧州諸国並びにNATO及び欧州連合（EU）との協力を強化する。

カナダ及びニュージーランドの間では、共同訓練・演習、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。

中国の間では、相互理解・信頼関係を増進するため、多層的な対話や交流を推進する。この際、中国がインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守するとともに、軍事力強化に係る透明性を向上するよう引き続き促していく。また、両国間における不測の事態を回避すべく、「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」を両国間の信頼関係の構築に資する形で運用していく。中国による我が国周辺海空域等における活動に対しては、冷静かつ毅然として対応する。

ロシアについては、相互理解・信頼関係の増進のため、「2+2」を始めとする安全保障対話、ハイレベル交流及び幅広い部隊間交流を推進するとともに、共同訓練・演習を深化させる。

太平洋島嶼国との間では、自衛隊の部隊による寄港・寄航を行うとともに、各自衛隊の能力・特性を活かした交流や協力を推進する。

中央アジア・中東・アフリカ諸国との間では、協力関係の構築・強化を図るため、ハイレベルを含めた交流や国連平和維持活動に係る能力構築支援等の協力を推進する。

また、多国間枠組みについては、インド太平洋地域の安全保障分野に係る議論や協力・交流の重要な基盤となっている東アジア首脳会議（EAS）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）、ASEAN地域フォーラム（ARF）等を重視し、域内諸国間の協力・信頼関係の強化に貢献していく。

(2) グローバルな課題への対応

海洋における航行・飛行の自由や安全を確保する観点から、インド、スリランカ等の南アジア諸国、東南アジア諸国といったインド太平洋地域の沿岸国自身の海洋安全保障に関する能力の向上に資する協力を推進する。また、共同訓練・演習や部隊間交流、これらに合わせた積極的な寄港等を推進

するとともに、関係国と協力した海賊への対応や海洋状況把握（MDA）の能力強化に係る協力等の取組を行う。

宇宙領域の利用については、関係国との協議や情報共有、多国間演習への積極的な参加等を通じ、宇宙状況監視（SSA）や宇宙システム全体の機能保証等を含めた様々な分野での連携・協力を推進する。また、サイバー領域の利用については、脅威認識の共有、サイバー攻撃対処に関する意見交換、多国間演習への参加等により、関係国との連携・協力を強化する。

大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。

国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的關係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験を活かし、人材育成等に取り組みつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣や我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を通じ積極的に貢献する。なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。

IV 防衛力強化に当たった優先事項

1 基本的考え方

防衛力の強化は、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するために、従来とは抜本的に異なる速度で行わなければならない。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況を踏まえれば、予算・人員をこれまで以上に効率的に活用することが必要不可欠である。

このため、防衛力の強化に当たっては、特に優先すべき事項について、可能な限り早期に強化することとし、既存の予算・人員の配分に固執することなく、資源を柔軟かつ重点的に配分するほか、所要の抜本的な改革を行う。

この際、あらゆる分野での陸海空自衛隊の統合を一層推進し、縦割りに陥ることなく、組織及び装備を最適化する。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、総合ミサイル防空、被害復旧、輸送、整備、補給、警備、教育、衛生、研究等の幅広い分野において統合を推進する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、将来における情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より徹底した効率化・合理化を図る。

2 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項

(1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化

領域横断作戦を実現するため、優先的な資源配分や我が国の優れた科学技術の活用により、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化する。この際、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に接続する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。

ア 宇宙領域における能力

情報収集、通信、測位等のための人工衛星の活用は領域横断作戦の実現に不可欠である一方、宇宙空間の安定的利用に対する脅威は増大している。

このため、宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力を一層向上させるとともに、宇宙空間の状況を地上及び宇宙空間から常時継続的に監視する体制を構築する。また、機能保証のための能力や相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保するための能力の強化に取り組む。

その際、民生技術を積極的に活用するとともに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の関係機関や米国等の関係国との連携強化を図る。また、宇宙領域を専門とする部隊や職種の新設等の体制構築を行うとともに、宇宙分野での人材育成と知見の蓄積を進める。

イ サイバー領域における能力

サイバー領域を活用した情報通信ネットワークは、様々な領域における自衛隊の活動の基盤であり、これに対する攻撃は、自衛隊の組織的な活動に重大な障害を生じさせるため、こうした攻撃を未然に防止するための自衛隊の指揮通信システムやネットワークに係る常時継続的な監視能力や被害の局限、被害復旧等の必要な措置を迅速に行う能力を引き続き強化する。また、有事において、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力の抜本的強化を図る。

その際、専門的な知識・技術を持つ人材を大幅に増強するとともに、政府全体の取組への寄与にも留意する。

ウ 電磁波領域における能力

電磁波は、活用範囲や用途の拡大により、現在の戦闘様相における攻防の最前線として、主要な領域の一つと認識されるようになってきている。電磁波領域の優越を確保することも、領域横断作戦の実現のために不可欠である。

このため、情報通信能力の強化、電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢の構築を推進するとともに、相手からの電磁波領域における妨害等に際して、その効果を局限する能力等を向上させる。また、我が国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化するための能力を強化する。こうした各種活動を円滑に行うため、電磁波の利用を適切に管理・調整する機能を強化する。

(2) 従来の領域における能力の強化

領域横断作戦の中で、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力と一体となって、航空機、艦艇、ミサイル等による攻撃に効果的に対処するための能力を強化する。

ア 海空領域における能力

我が国への攻撃に実効的に対応するため、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが極めて重要である。

このため、我が国周辺海空域における常統監視を広域にわたって実施する態勢を強化する。

また、無人水中航走体（UUV）を含む水中・水上における対処能力を強化する。

さらに、柔軟な運用が可能な短距離離陸・垂直着陸（STOVL）機を含む戦闘機体系の構築等により、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始め、空における対処能力を強化する。その際、戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる中、自衛隊員の安全を確保しつつ、戦闘機の運用の柔軟性を更に向上させるため、必要な場合には現有の艦艇からのSTOVL機の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずる。

イ スタンド・オフ防衛能力

各国の早期警戒管制能力や各種ミサイルの性能が著しく向上していく中、自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要がある。

このため、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ火力等の必要な能力を獲得するとともに、軍事技術の進展等に適切に対応できるよう、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化する。

ウ 総合ミサイル防空能力

弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限する必要がある。

このため、ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力を強化する。将来的な経空脅威への対処の在り方についても検討を行う。

また、日米間の基本的な役割分担を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる。

エ 機動・展開能力

島嶼部への攻撃を始めとする各種事態に実効的に対応するためには、適切な地域で所要の部隊が平素から常時継続的に活動するとともに、状況に応じた機動・展開を行うことが必要である。

このため、水陸両用作戦能力等を強化する。また、迅速かつ大規模な輸送のため、島嶼部の特性に応じた基幹輸送及び端末輸送の能力を含む統合輸送能力を強化するとともに、平素から民間輸送力との連携を図る。

(3) 持続性・強靱性の強化

平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化することが必要である。

このため、弾薬、燃料等の確保、海上輸送路の確保、重要インフラの防護等に必要な措置を推進する。特に、関係府省等とも連携を図りつつ、弾薬、燃料等の安全かつ着実な整備・備蓄等により持続性を向上させる。また、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等により、多層的に強靱性を向上させる。さらに、従来の維持整備方法の見直し等により、より効果的・効率的な維持整備を図り、装備品の高い可動率を確保する。

3 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(1) 人的基盤の強化

防衛力の中核は自衛隊員であり、自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠である。これらは人口減少と少子高齢化の急速な進展によって喫緊の課題となっており、防衛力の持続性・強靱性の観点からも、自衛隊員を支える人的基盤の強化をこれまで以上に推進していく必要がある。

このため、地方公共団体等との連携を含む募集施策の推進、大卒者等を含む採用層の拡大や女性の活躍推進のための取組、自衛官の定年年齢の適切な引上げや退職自衛官の活用、予備自衛官等の活用や充足向上のための取組といった、より幅広い層から多様かつ優秀な人材を確保するための制度面を含む取組に加え、人工知能等の技術革新の成果を活用した無人化・省人化を推進する。

また、全ての自衛隊員が高い士気を維持し自らの能力を十分に発揮し続けられるよう、生活・勤務環境の改善を図るとともに、ワークライフバランスの確保のため、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。

さらに、統合教育・研究の強化等、自衛隊の能力及びその一体性を高めるための教育・研究の充実を促進するほか、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。これらに加え、栄典・礼遇に関する施策の推進、任務の特殊性等を踏まえた給与面の改善といった処遇の向上や、若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえた再就職支援の一層の充実を図る。

(2) 装備体系の見直し

現在の装備体系を統合運用の観点も踏まえて検証し、合理的な装備体系を構築する。その際、各自衛隊の運用に必要な能力等を踏まえつつ、装備品のファミリー化、装備品の仕様の最適化・共通化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達等を行うとともに、航空機等の種類の削減、重要度の

低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等を行う。

(3) 技術基盤の強化

軍事技術の進展を背景に戦闘様相が大きく変化する中、我が国の優れた科学技術を活かし、政府全体として、防衛装備につながる技術基盤を強化することがこれまで以上に重要となっている。

このため、新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して選択と集中による重点的な投資を行うとともに、研究開発のプロセスの合理化等により研究開発期間の大幅な短縮を図る。この際、企画提案方式の積極的な活用や、今後の我が国の防衛に必要な能力に関する研究開発ビジョンの策定等による予見可能性の向上により、企業の先行投資の促進を図るとともに、その力を最大限に引き出す。

さらに、国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用に努める。

国内外の先端技術動向について調査・分析等を行うシンクタンクの活用や創設等により、革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強化する。

(4) 装備調達の最適化

自衛隊の装備品の質及び量を必要かつ十分に確保するためには、高性能の装備品を可能な限り安価に取得する必要がある。予算の計上のみならず執行に際しても、徹底したコスト管理・抑制を行う必要がある。

このため、長期契約を含め、装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用や維持整備の効率化を推進する。また、国内外の企業間競争の促進を図るとともに、国際共同開発・生産や海外移転も念頭に置いた装備品の開発等を推進する。さらに、米国の高性能な装備品を効率的に調達するため、FMS調達の合理化を推進するとともに、米軍等との調達時期・仕様の整合に努める。これらに際しては、ライフサイクル全体を通じたプロジェクト管理の取組を更に強化する。

(5) 産業基盤の強靱化

我が国の防衛産業は、装備品の生産・運用・維持整備に必要な不可欠の基盤である。高性能な装備品の生産と高い可動率を確保するため、少量多種生産による高コスト化、国際競争力の不足等の課題を克服し、変化する安全保障環境に的確に対応できるよう、産業基盤を強靱化する必要がある。

このため、装備体系、技術基盤及び装備調達に係る各種施策に加え、企業へのインセンティブの付与も含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、装備品のサプライチェーンのリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等に我が国の防衛産業が更に参画できるよう努める。さらに、我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努める。同時に、装備品に係る重要技術の流出を防ぐため、知的財産管理、技術管理及び情報保全の強化を進める。以上の各種施策を通じて、コストダウンと企業競争力の向上を図ることにより、強靱な産業基盤の構築を目指すとともに、そのための更なる方策についても検討していく。

(6) 情報機能の強化

政策判断や部隊運用に資する情報支援を適時・適切に実施するため、情報機能を強化する。特に、各種事態等の兆候を早期に察知し迅速に対応するとともに、中長期的な軍事動向等を踏まえた各種対応を行うため、情報の収集・処理、分析・共有、保全の各段階における機能を強化する。

その際、情報処理分野における技術動向にも留意しつつ、新たな領域に係るものも含め、電波情報、画像情報、人的情報、公開情報等に関する収集能力・態勢を強化するとともに

に、情報収集衛星を運用する内閣衛星情報センター等の国内の関係機関や同盟国等との連携を強化する。また、情報収集・分析要員の確保・育成や、情報共有のためのシステムの整備・連接等を進める。さらに、より強固な情報保全体制を確立するとともに、カウンターインテリジェンスに係る機能を強化する。

V 自衛隊の体制等

宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦を実現するため、1のとおり統合運用を強化するとともに、各自衛隊の体制を2から4までのとおり整備することとする。また、将来の主要な編成、装備等の具体的規模については、別表のとおりとする。

1 領域横断作戦の実現のための統合運用

- (1) あらゆる分野で陸海空自衛隊の統合を一層推進するため、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効果的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を統合幕僚監部において強化するとともに、将来的な統合運用の在り方について検討する。また、各自衛隊間の相互協力の観点から踏まえた警備及び被害復旧に係る態勢を構築するなど、各自衛隊の要員の柔軟な活用を図る。
- (2) 宇宙空間の状況を常時継続的に監視するとともに、機能保証や相手方の指揮統制・情報通信を妨げることを含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保し得るよう、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊を保持するとともに、統合運用に係る態勢を強化する。
- (3) 自衛隊の情報通信ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊を保持する。
- (4) 電磁波の利用を統合運用の観点から適切に管理・調整し得るよう、統合幕僚監部における態勢を強化する。また、電磁波領域に係る情報収集・分析や、侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等の無力化を行い得るよう、各自衛隊における態勢を強化する。
- (5) 平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威に同時対処し得るよう、陸上自衛隊において地対空誘導弾部隊及び弾道ミサイル防衛部隊、海上自衛隊においてイージス・システム搭載護衛艦、航空自衛隊において地対空誘導弾部隊を保持し、これらを含む総合ミサイル防空能力を構築する。
- (6) 平時から有事までのあらゆる段階において、統合運用の下、自衛隊の部隊等の迅速な機動・展開を行い得るよう、共同の部隊として海上輸送部隊を保持する。

2 陸上自衛隊の体制

- (1) 各種事態に即応し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団、機動旅団及び機甲師団）のほか、サイバー領域や電磁波領域における各種作戦、空挺、水陸両用作戦、特殊作戦、航空輸送、特殊武器防護、各国等との安全保障協力等を有効に実施し得るよう、専門的機能を備えた部隊を、機動運用部隊として保持する。

この際、良好な訓練環境を踏まえ、統合輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提として、高い練度を維持した機動運用を基本とする作戦基本部隊の半数を北海道に保持する。

また、水陸機動団等の機動運用部隊による艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部への部隊配備、海上自衛隊及び航空自衛隊とのネットワーク化の確立等により、抑止力・対処力の強化を図る。

- (2) 島嶼部等に対する侵攻に対処し得るよう、地対艦誘導弾

部隊及び島嶼防衛用高速滑空弾部隊を保持する。

- (3) (1) に示す機動運用を基本とする部隊以外の作戦基本部隊（師団・旅団）について、戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直すほか、各方面隊直轄部隊についても航空火力に係る部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底した上で、地域の特性に応じて適切に配置する。

3 海上自衛隊の体制

- (1) 常統監視や対潜戦・対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保、各国等との安全保障協力等を機動的に実施し得るよう、多様な任務への対応能力を向上させた護衛艦等を含む増強された護衛艦部隊、掃海艦艇部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持し、これら護衛艦部隊及び掃海艦艇部隊から構成される水上艦艇部隊を編成する。また、我が国周辺海域における平素からの警戒監視を強化し得るよう、哨戒艦部隊を保持する。

その際、多様な任務への対応能力を向上させた護衛艦について、複数クルーでの交替勤務の導入や、警戒監視能力に優れた哨戒艦との連携により、常統監視のための態勢を強化する。

- (2) 水中における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保持する。

その際、試験潜水艦の導入により、潜水艦部隊の運用効率化と能力向上の加速を図り、常統監視のための態勢を強化する。

- (3) 洋上における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持する。

4 航空自衛隊の体制

- (1) 太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域の常時継続的な警戒監視等を行い得る警戒管制部隊のほか、グレーゾーンの事態等の情勢緊迫時において、長期間にわたり空中における警戒監視・管制を有効に行い得る増強された警戒航空部隊からなる航空警戒管制部隊を保持する。

- (2) 太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域において、戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行い得るよう、能力の高い戦闘機で増強された戦闘機部隊を保持する。また、戦闘機部隊、警戒航空部隊等が各種作戦を広域かつ持続的に遂行し得るよう、増強された空中給油・輸送部隊を保持する。

- (3) 陸上部隊等の機動・展開、各国等との安全保障協力等を効果的に実施し得るよう、航空輸送部隊を保持する。

- (4) 我が国から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施し得るよう、無人機部隊を保持する。

VI 防衛力を支える要素

防衛力がその真価を発揮するためには、平素から絶えずその能力を維持・向上させるとともに、国民の幅広い理解を得ることが必要である。

1 訓練・演習

自衛隊の戦術技量の維持・向上のため、必要に応じて、関係機関、地方公共団体や民間部門とも連携しながら、より実践的で効果的かつ計画的な訓練・演習を実施する。その際、より実践的に訓練を行うため、北海道を始めとした国内の演習場等や国外の良好な訓練環境の整備・活用に加え、米軍施設・区域の共同使用、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用等を促進するとともに、シミュレーター等をより積極的に導入する。さらに、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直すため、訓練・演習を積極的に活用する。

2 衛生

自衛隊員の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得るよう、衛生機能を強化する必要がある。

このため、隊員の生命を最大限守れるよう、第一線から最終

後送先までのシームレスな医療・後送態勢を強化する。その際、地域の特性を踏まえつつ、南西地域における自衛隊の衛生機能の強化を重視する。また、自衛隊病院の拠点化・高機能化等により、効率的で質の高い医療体制を確立する。さらに、自衛隊の部隊の衛生に係る人材確保のため、防衛医科大学校の運営改善を始めとする取組や、戦傷医療対処能力の向上を含む教育・研究を充実・強化する。このほか、能力構築支援を含む様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進する。

3 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団

体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。

4 知的基盤

安全保障・危機管理に対する国民の理解を促進するため、教育機関における安全保障教育の推進に取り組む。また、防衛省・自衛隊において、防衛研究所による研究と政策支援を高い水準で両立させるため、政策部門との間の連携を促進するとともに、防衛研究所を中心とする研究体制を一層強化する。その際、政府内の他の研究教育機関や国内外における優れた大学、シンクタンク等との教育・研究に係る組織的な連携を推進する。

VII 留意事項

- 1 本大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、各種施策・計画の実施過程を通じ、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行う。また、安全保障環境の変化を見据え、真に実効的な防衛力を構築していくため、今後の我が国の防衛に必要な能力に関する検証を実施する。
- 2 評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、所要の修正を行う。
- 3 格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、防衛力整備の一層の効率化・合理化を図り、経費の抑制に努めるとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。

(別表)

共同の部隊	サイバー防衛部隊 海上輸送部隊		1個防衛隊 1個輸送群
陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		15万9千人 15万1千人 8千人
		機動運用部隊	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
	基幹部隊	地域配備部隊	5個師団 2個旅団
		地对艦誘導弾部隊	5個地对艦ミサイル連隊
		島嶼防衛用高速滑空弾部隊	2個高速滑空弾大隊
		地对空誘導弾部隊	7個高射特科群／連隊
		弾道ミサイル防衛部隊	2個弾道ミサイル防衛隊
海上自衛隊	基幹部隊	水上艦艇部隊 うち護衛艦部隊 護衛艦・掃海艦艇部隊 潜水艦部隊 哨戒機部隊	4個群(8個隊) 2個群(13個隊) 6個潜水隊 9個航空隊
	主要装備	護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦) 潜水艦 哨戒艦 作戦用航空機	54隻 (8隻) 22隻 12隻 約190機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊 宇宙領域専門部隊 無人機部隊	28個警戒隊 1個警戒航空団(3個飛行隊) 13個飛行隊 2個飛行隊 3個飛行隊 4個高射群(24個高射隊) 1個隊 1個飛行隊
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約370機 約290機

- (注) 1 戦車及び火砲の現状(平成30年度末定数)の規模はそれぞれ約600両、約500両/門であるが、将来の規模はそれぞれ約300両、約300両/門とする。
- 2 上記の戦闘機部隊13個飛行隊は、STOVL機で構成される戦闘機部隊を含むものとする。

資料7 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について

（平成30年12月18日 国家安全保障会議決定
閣議決定）

平成31年度から平成35年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

（別紙）

中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）

I 計画の方針

平成31年度から平成35年度（2023年度）までの防衛力整備に当たっては、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力の大幅な強化を行う。

この際、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、従来とは抜本的に異なる速度で防衛力を強化する。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況を踏まえ、既存の予算・人員の配分に固執することなく、資源を柔軟かつ重点的に配分し、効果的に防衛力を強化する。さらに、あらゆる分野での陸海空自衛隊の統合を一層推進し、縦割りに陥ることなく、組織及び装備を最適化する。

以上を踏まえ、以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効率的に行うこととする。

- 1 領域横断作戦を実現するため、優先的な資源配分や我が国の優れた科学技術の活用により、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化するとともに、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に接続する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。また、領域横断作戦の中で、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力と一体となって、航空機、艦艇、ミサイル等による攻撃に効果的に対処するため、海空領域における能力、スタンド・オフ防衛能力、総合ミサイル防空能力、機動・展開能力を強化する。さらに、平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化する。
- 2 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入と既存の装備品の延命や能力向上等を適切に組み合わせることにより、必要かつ十分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるライフサイクルコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、最先端技術等に対して選択と集中による重点的な投資を行うとともに、研究開発のプロセスの合理化等により研究開発期間を大幅に短縮する。
- 3 人口減少と少子高齢化が急速に進展する中、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の中核をなす自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上を図る観点から、採用層の拡大や女性の活躍推進、予備自衛官等の活用を含む多様かつ優秀な人材の確保、生活・勤務環境の改善、働き方改革の推進、処遇の向上等、人的基盤の強化に関する各種施策を総合的に推進する。
- 4 米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、幅広い分野における各種の協力や協議を一層充実させるとともに、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするた

めの取組等を積極的に推進する。

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進するため、防衛力を積極的に活用し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流を含む防衛協力・交流のための取組等を推進する。

- 5 なお、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、徹底した効率化・合理化により、将来における情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。

II 基幹部隊の見直し等

- 1 宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦を実現できる体制を構築し得るよう、統合幕僚監部において、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を強化するほか、将来的な統合運用の在り方として、新たな領域に係る機能を一元的に運用する組織等の統合運用の在り方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、強化された統合幕僚監部の態勢を踏まえつつ、大臣の指揮命令を適切に執行するための平素からの統合的な体制の在り方について検討の上、結論を得る。また、各自衛隊間の相互協力の観点を踏まえた警備及び被害復旧に係る態勢を構築するなど、各自衛隊の要員の柔軟な活用を図る。

宇宙空間の状況を常時継続的に監視するとともに、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保し得るよう、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊1個隊を新編する。

自衛隊の情報通信ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊1個隊を新編する。

電磁波の利用を統合運用の観点から適切に管理・調整し得るよう、統合幕僚監部における態勢を強化するとともに、各自衛隊において、電磁波利用に関する能力強化のための取組を推進する。

平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威に同時対処し得るよう、陸上自衛隊において弾道ミサイル防衛部隊2個隊を新編する。また、弾道ミサイル対処能力の向上に伴い、指揮統制を含め、より効率的な部隊運用を行い得るよう、航空自衛隊において地对空誘導弾部隊24個高射隊は維持しつつ、6個高射群から4個高射群に改編する。

平時から有事までのあらゆる段階において、統合運用の下、自衛隊の部隊等の迅速な機動・展開を行い得るよう、共同の部隊として海上輸送部隊1個群を新編する。

- 2 陸上自衛隊については、新たな領域における作戦能力を強化するため、陸上総隊の隷下部隊にサイバー部隊及び電磁波作戦部隊を新編する。

各種事態に即応し、実効的かつ機動的に抑止及び対処し得るよう、1個師団及び2個旅団について、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする1個機動師団及び2個機動旅団に改編する。機動師団・機動旅団に加え、1個水陸機動連隊の新編等により強化された水陸機動団が、艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動を行うことにより、抑止力・対処力の強化を図る。また、引き続き、初動を担任する警備部隊、地对空誘導弾部隊及び地对艦誘導弾部隊の新編等を行い、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化する。さらに、島嶼部等に対する侵攻に対処し得るよう、島嶼防衛用高速滑空弾部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えのより一層の効率化・合理化を徹底しつつ、迅速かつ柔

軟な運用を可能とする観点から、機動戦闘車を装備する部隊の順次新編と北海道及び九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する戦車の廃止に向けた事業を着実に進める。また、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装備する火炮について、新編する各方面隊直轄の特科部隊への集約に向けた事業を着実に進める。さらに、戦闘ヘリコプターについて、各方面隊直轄の戦闘ヘリコプター部隊を縮小するとともに、効果的かつ効率的に運用できるよう配備の見直し等を検討する。

3 海上自衛隊については、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）や対潜戦、対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するほか、各国との安全保障協力等を機動的に実施し得るよう、1隻のヘリコプター搭載護衛艦（DDH）と2隻のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）を中心として構成される4個群に加え、多様な任務への対応能力を向上させた新型護衛艦（FFM）や掃海艦艇から構成される2個群を保持し、これら護衛艦部隊及び掃海部隊から構成される水上艦艇部隊を新編する。また、我が国周辺海域における平素からの警戒監視を強化し得るよう、哨戒艦部隊を新編する。さらに、既存の潜水艦を種別変更した試験潜水艦の導入により、潜水艦部隊の運用効率化と能力向上の加速を図り、常統監視のための態勢を強化するとともに、我が国周辺海域において水中における情報収集・警戒監視、哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、引き続き潜水艦増勢のために必要な措置を講ずる。

4 航空自衛隊については、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空態勢の充実や効率的な運用を図るため、航空警戒管制部隊について8個警戒群及び20個警戒隊から28個警戒隊への改編のほか、1個警戒航空団を新編するとともに、戦闘機部隊1個飛行隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

偵察機（RF-4）の退役に伴い、航空偵察部隊1個飛行隊を廃止するとともに、空中給油・輸送機能を強化するため、空中給油・輸送部隊1個飛行隊を新編する。

我が国から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施し得るよう、無人機部隊1個飛行隊を新編する。

5 陸上自衛隊の計画期間末の編成定数については、おおむね15万9千人程度、常備自衛官定数についてはおおむね15万1千人程度、即応予備自衛官員数についてはおおむね8千人程度を目標とする。また、海上自衛隊及び航空自衛隊の計画期間中の常備自衛官定数については、平成30年度末の水準を目標とする。

なお、計画期間中においては、重要性が低下した既存の組織及び業務を見直し、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を中心に人員を充当するなどの組織や業務を最適化する取組を推進する。

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項

(1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化
(ア) 宇宙領域における能力

宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙領域専門部隊の新編や宇宙状況監視（SSA）システムの整備等により、関係府省との適切な役割分担の下、宇宙空間の状況を常時継続的に監視する体制を構築するとともに、宇宙設置型光学望遠鏡及びSSAレーザー測距装置を新たに導入する。

宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力を一層向上させるため、様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力を引き続き充実させるほか、高機能なXバンド衛星通信網の着実な整備により、指揮統制・情報通信能力を強化するとともに、準天頂衛星を含む複数の測位衛星信号の受信や情報収集衛星（IGS）・超小型衛星を含む商用衛星等の利用等により、冗長性の確保に努める。また、継続的にこれらの能力を利用できるよう、必要な調査研究を行った上で、我が国衛星の脆弱性への対応

を検討・演練するための訓練用装置や我が国衛星に対する電磁妨害状況を把握する装置を新たに導入する。このような状況を把握する態勢の強化により、電磁波領域と連携して、相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を構築する。

その際、宇宙領域を専門とする職種の新設や教育の充実を図るほか、民生技術を積極的に活用するとともに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の関係機関や米国等の関係国に宇宙に係る最先端の技術・知見が蓄積されていることを踏まえ、人材の育成も含め、これらの機関等との協力を進める。

(イ) サイバー領域における能力

サイバー攻撃に対して常時十分な安全を確保し、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力を保持し得るよう、統合機能の充実と資源配分の効率化に配慮しつつ、サイバー防衛隊等の体制を拡充するとともに、自衛隊の指揮通信システムやネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、サイバー防衛能力の検証が可能な実戦的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備を行う。また、民間部門との協力、同盟国等との戦略対話や共同演習等を通じ、サイバー・セキュリティに係る最新のリスク、対応策、技術動向等を常に把握するよう努める。

サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している中、専門的知見を備えた優秀な人材の安定的な確保が不可欠であることを踏まえ、部内における専門教育課程の拡充、国内外の高等教育機関等への積極的な派遣、専門性を高める人事管理の実施等により、優秀な人材を計画的に育成するとともに、部外の優れた知見を活用し、自衛隊のサイバー防衛能力を強化する。

サイバー領域において、政府全体として総合的な対応を行い得るよう、平素から、防衛省・自衛隊の知見や人材の提供等を通じ、関係府省等との緊密な連携を強化するとともに、訓練・演習の充実を図る。

(ウ) 電磁波領域における能力

防衛省・自衛隊における効果的・効率的な電磁波の利用に係る企画立案及び他府省との調整機能を強化するため、内部部局及び統合幕僚監部にそれぞれ専門部署を新設する。

電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢を構築するため、電波情報収集機や地上電波測定装置等の整備、自動警戒管制システム（JADGE）の能力向上、防衛情報通信基盤（DII）を含む各自衛隊間のシステムの接続及びデータリンクの整備を推進する。

我が国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化し得るよう、戦闘機（F-35A）及びネットワーク電子戦装置の整備並びに戦闘機（F-15）及び多用機（EP-3及びUP-3D）の能力向上を進めるとともに、スタンド・オフ電子戦機、高出力の電子戦装備、高出力マイクロウェーブ装置、電磁パルス（EMP）弾等の導入に向けた調査や研究開発を迅速に進める。

(2) 従来の領域における能力の強化

(ア) 海空領域における能力

(i) 常統監視態勢の強化

太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺海空域で広域において常統監視を行い、各種兆候を早期に察知する態勢を強化するため、多様な任務への対応能力を向上させた新型護衛艦（FFM）、潜水艦、哨戒艦、固定翼哨戒機（P-1）、哨戒ヘリコプター（SH-60K及びSH-60K（能力向上型））及び艦載型無人機の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機（P-3C）及び哨戒ヘリコプター（SH-60J及びSH-60K）の延命を行うとともに、固定翼哨戒機（P-1）等の能力向上を行う。この際、新型護衛艦（FFM）については複数クルーでの交替勤務の導入による稼働日数の増加や新たに導入する

哨戒艦との連携、潜水艦については既存の潜水艦を種別変更した試験潜水艦の導入による潜水艦部隊の平素における運用機会の増加により、常統監視のための態勢を強化する。また、早期警戒機（E-2D）及び滞空型無人機（グローバルホーク）の整備、現有の早期警戒管制機（E-767）の能力向上並びに新たな固定式警戒管制レーダーの開発を行うほか、前記Ⅱ4に示すとおり、航空警戒管制部隊に1個警戒航空団を新編するとともに、移動式警戒管制レーダー等を運用するための基盤の太平洋側の島嶼部への整備及び見通し外レーダー機能の強化により、隙のない情報収集・警戒監視態勢を保持する。

(ii) 航空優勢の獲得・維持

太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空能力の総合的な向上を図る。

近代化改修に適さない戦闘機（F-15）について、戦闘機（F-35A）の増勢による代替を進めるとともに、戦闘機の離発着が可能な飛行場が限られる中、戦闘機運用の柔軟性を向上させるため、短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機（以下「STOVL機」という。）を新たに導入する。この際、隊員の安全確保を図りつつ、戦闘機運用の柔軟性を更に向上させ、かつ、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始めとして防空態勢を強化するため、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合にはSTOVL機の運用が可能となるよう検討の上、海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦（「いずも」型）の改修を行う。同護衛艦は、改修後も、引き続き、多機能の護衛艦として、我が国の防衛、大規模災害対応等の多様な任務に従事するものとする。なお、憲法上保持し得ない装備品に関する従来の政府見解には何らの変更もない。また、近代化改修を行った戦闘機（F-15）について、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイルの搭載、搭載ミサイル数の増加等の能力向上を行う。さらに、戦闘機（F-2）について、ネットワーク機能等の能力向上を行う。

将来戦闘機について、戦闘機（F-2）の退役時期までに、将来のネットワーク化した戦闘の中核となる役割を果たすことが可能な戦闘機を取得する。そのために必要な研究を推進するとともに、国際協力を視野に、我が国主導の開発に早期に着手する。

中距離地对空誘導弾を引き続き整備するとともに、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）を搭載するため、地对空誘導弾ベトリオットの能力向上を引き続き行う。また、空中給油・輸送機（KC-46A）及び救難ヘリコプター（UH-60J）を引き続き整備する。

(iii) 海上優勢の獲得・維持

常統監視や対潜戦、対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するため、前記（i）に示すとおり、新型護衛艦（FFM）等の整備、既存の護衛艦等の延命及び固定翼哨戒機（P-1）等の能力向上を行うとともに、掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）の整備を行う。また、掃海艦艇及び救難飛行艇（US-2）を引き続き整備するとともに、戦術開発・教育訓練能力の向上を図るための体制を整備する。さらに、地对艦誘導弾を引き続き整備するとともに、更なる射程延伸を図った新たな地对艦誘導弾及び空対艦誘導弾を導入する。加えて、太平洋側の広域における洋上監視能力の強化のため、滞空型無人機の導入について検討の上、必要な措置を講ずる。このほか、指揮統制・情報通信能力の着実な向上を図るとともに、無人水中航走体（UUV）等の配備を行い、海洋観測や警戒監視等に活用すべく、更なる能力向上に向けた研究開

発を推進する。

(イ) スタンド・オフ防衛能力

我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイル（JSM、JASSM及びLRASM）の整備を進めるほか、島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾及び極超音速誘導弾の研究開発を推進するとともに、軍事技術の進展等に適切に対応できるように、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化する。

(ウ) 総合ミサイル防空能力

弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するため、ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力を強化する。

この際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含め共通化・合理化を図る。

弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層かつ常時持続的に防護する体制の強化に向け、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を整備するほか、現有のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）の能力向上を引き続き行うとともに、前記（ア）（ii）に示すとおり、地对空誘導弾ベトリオットの能力向上を引き続き行う。また、日米共同の弾道ミサイル対処態勢の実効性向上のため共同訓練・演習を行う。

ミサイル攻撃等に実効的に対処するため、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックIB及びブロックII A）、能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）、長距離艦対空ミサイル（SM-6）、中距離地对空誘導弾等を整備する。

ミサイル等の探知・追尾能力を強化し、各自衛隊が保有する各種装備品を一元的に指揮統制するため、自動警戒管制システム（JADGE）の能力向上及び対空戦闘指揮統制システム（ADCCS）の整備、新たな固定式警戒管制レーダーの開発、E-2Dへの共同交戦能力（CEC）の付与、汎用護衛艦（DD）間で連携した射撃を可能とするネットワークシステム（FCネットワーク）の研究開発、衛星搭載型2波長赤外線センサの研究等の取組を推進するとともに、将来の経空脅威への対処の在り方についても検討を行う。

日米間の基本的な役割を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる。

ミサイル等による攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、引き続き、各種監視・対処器材、機動戦闘車、輸送ヘリコプター（CH-47JA）、無人航空機（UAV）等を整備するとともに、部隊間のネットワーク化を進め、情報共有を強化し、効果的かつ効率的に対処する能力を向上する。また、原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の確保等について検討の上、必要な措置を講ずる。

(エ) 機動・展開能力

多様な事態に迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、実効的な抑止及び対処能力の向上を図るため、統合幕僚監部における輸送調整機能の強化を含め、平素からの各自衛隊の輸送力の一元的な統制・調整の在り方を検討の上、必要な措置を講ずる。

輸送機（C-2）及び輸送ヘリコプター（CH-47JA）を引き続き整備するほか、新たな多用途ヘリコプターを導入するとともに、陸上自衛隊のオスプレイ（V-22）を速やかに配備するため、関係地方公共団体等の協力を得られるよう取組を推進する。こうした航空輸送力の整備に当たっては、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図るなど、一層の効率化・合理化について検討の上、必要な措置を講ずる。

島嶼部への輸送機能を強化するため、中型級船舶（LSV）及び小型級船舶（LCU）を新たに導入するとともに、今後の水陸両用作戦等の円滑な実施に必要な新たな艦艇の在り方について検討する。また、民間事業者の資金や知見を活用した船舶については、災害派遣や部隊輸送等に効果的に用いられている現状も踏まえ、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、引き続き、積極的に活用しつつ、更なる拡大について検討する。

前記Ⅱ2に示す機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団・機動旅団）に、航空機等での輸送に適した機動戦闘車等を装備し、各種事態に即応する即応機動連隊を引き続き新編する。機動師団・機動旅団に加え、1個水陸機動連隊の新編等により強化された水陸機動団が、艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動を行う。また、引き続き、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊の新編等を行うとともに、島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練を実施する。

（3）持続性・強靱性の強化

（ア）継続的な運用の確保

平時から有事までのあらゆる段階において、部隊運用を継続的に実施し得るよう、弾薬及び燃料の確保、自衛隊の運用に係る基盤等の防護等に必要な措置を推進する。

弾薬の確保については、統合運用上の所要を踏まえた上で、航空優勢の確保に必要な対空ミサイル、海上優勢の確保に必要な魚雷、脅威圏外からの対処に必要なスタンド・オフ火力、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイルを優先的に整備する。

燃料の確保については、有事の燃料供給の安定化の観点から、緊急調達等の実効性を確保するとともに、油槽船を新たに導入するなどの必要な施策を推進する。

各種攻撃からの被害を局限し、機能を早期回復し得るよう、電磁パルス攻撃からの防護の観点も踏まえ、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等の取組を推進するとともに、各自衛隊間の相互協力の観点を踏まえた警備及び被害復旧に係る態勢を構築する。また、各種事態発生時に民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするための各種施策を推進する。

補給基盤の強化については、即応性を確保するため、所要の弾薬や補用部品等を運用上最適な場所に保管し、必要な施設整備を進めるほか、一部の弾薬庫について拡張及び各自衛隊による協同での使用を可能とするとともに、後方補給を含む後方支援の在り方に関し、統合運用の観点等から最適化するため、検討の上、必要な措置を講ずる。

駐屯地・基地等の近傍等において必要な宿舍の着実な整備を進めるほか、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するとともに、対処態勢の長期にわたる持続を可能とする観点から、隊員の家族に配慮した各種の家族支援施策を推進する。

（イ）装備品の可動率確保

各種事態に即応し、実効的に対処するためには、取得した装備品に係る高い可動率の確保のため、装備品の維持整備に必要な十分な経費を確保するほか、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う契約方式（PBL）等の包括契約の拡大及び補給データに関する官民の情報共有を図るとともに、複雑形状を迅速かつ高精度で造形する三次元積層

造形（3Dプリンター）等の活用、部品等の国際市場からの調達等の措置を推進する。

2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

（1）人的基盤の強化

人口減少と少子高齢化が急速に進展する一方、装備品が高制度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図るとともに、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境の整備に向けた取組を重点的に推進する。

（ア）採用の取組強化

少子高齢化等に伴う厳しい採用環境の中でも、優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するため、非任期制士の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進する。また、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、採用広報の充実や採用体制の強化を含め、多様な募集施策を推進するとともに、地方公共団体や関係機関等との連携を強化する。さらに、採用における魅力化を図るため、生活・勤務環境を改善するとともに、任期満了退職後の公務員への再就職や大学への進学等に対する支援の充実を図る。

（イ）人材の有効活用

女性自衛官の全自衛官に占める割合の更なる拡大に向け、女性の採用を積極的に行うとともに、女性の活躍を推進し、これを支える女性自衛官に係る教育・生活・勤務環境の基盤整備を推進する。

精強性にも配慮しつつ、知識・技能・経験等を豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、自衛官の若年定年年齢の引上げを行うとともに、再任用の拡大や、自衛隊の専門性の高い分野において部隊等における退職自衛官の技能等の活用を推進する。また、民間の人材の有効活用により、専門性の高い分野を担う部隊等の人員を確保する。

（ウ）生活・勤務環境の改善

厳しい安全保障環境に対応して部隊等の活動が長期化する中、国民の命と平和な暮らしを守るという崇高な任務に取り組む全ての隊員が自らの能力を十分に発揮し、士気高く任務を全うできるよう、必要な隊舎・宿舍の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するほか、老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新、日用品等の所要数の確実な確保、複数クルーでの交替勤務の導入による艦艇要員1名当たりの洋上勤務日数の縮減を行うなど、生活・勤務環境の改善を図る。

（エ）働き方改革の推進

社会構造の大きな変化により育児や介護等で時間や移動に制約のある隊員が増えていく中において、全ての隊員が能力を十分に発揮し活躍できるよう、ワークライフバランスの確保のため、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。さらに、庁内託児所の整備等の取組を進めるとともに、緊急登庁せざるを得ない隊員のための子供一時預かり等、地方公共団体等との連携を強化しつつ、家族支援施策を推進する。

（オ）教育の充実

各自衛隊及び防衛大学校において、安全保障に関する幅広い視野を涵養するための必要な学術知識や国際感覚を含め、教育訓練の内容及び体制の充実を図るほか、自衛隊の能力及びその一体性を高め、領域横断的な統合運用を推進するため、統合運用に関する教育及び研究の在り方について、既存の組織において十分な教育及び研究が可能か検討の上、必要な措置を講ずるとともに、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。また、各自衛隊の相互補完を一層推進するため、教育課程の共通化を図るとともに、先端技術を活用し、効果的かつ効率的な教育を推進する。さらに、防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化を図り、防衛協力・交流の強化の一助と

する。なお、教育訓練を着実に実施するため、現有の初等練習機（T-7）の後継となる新たな初等練習機の整備について検討の上、必要な措置を講ずる。

(カ) 処遇の向上及び再就職支援

隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行できるよう、防衛功労章の拡充を始めとした栄典・礼遇に関する施策や、任務・勤務環境の特殊性等を踏まえた給与面の改善を含む処遇の向上を推進するとともに、家族支援を含めた福利厚生充実を図る。

若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえ、職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援を行うとともに、退職自衛官の知識・技能・経験を活用するとの観点から、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、地方公共団体の防災関係部局等及び関係府省における退職自衛官の更なる活用を進めるなど、再就職支援の一層の充実を図る。

(キ) 予備自衛官等の活用

多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用を進める。また、予備自衛官等の充足向上のため、自衛官経験のない者を対象とする予備自衛官補の採用者数を拡大するとともに、予備自衛官補出身の予備自衛官から即応予備自衛官への任用を進める。さらに、予備自衛官等が訓練招集に応じやすくなるよう、教育訓練基盤の強化及び訓練内容の見直しに取り組むとともに、雇用企業等の理解と協力を得るための施策を実施する。

(2) 装備体系の見直し

現有の装備体系を検証し、統合運用の観点から実効的かつ合理的な装備体系を構築するための統合幕僚監部の機能を強化するほか、装備品のファミリー化及び仕様の共通化・最適化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達等を行うとともに、航空機等の種類の削減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等を行う。

限られた人材を最大限有効に活用して防衛力を最大化するため、情報処理や部隊運用等に係る判断を始めとする各分野への人工知能（AI）の導入、無人航空機（UAV）の整備、無人水上航走体（USV）及び無人水中航走体（UUV）の研究開発等の無人化の取組を積極的に推進するとともに、新型護衛艦（FFM）や潜水艦等の設計の工夫、レーダーサイト等の各種装備品のリモート化等による省人化の取組を積極的に推進する。

(3) 技術基盤の強化

新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して重点的な投資を行うことで、戦略的に重要な装備・技術分野において技術的優越を確保し得るよう、中長期技術見直しを見直すとともに、将来の統合運用にとって重要となり得る技術等について、戦略的な視点から中長期的な研究開発の方向性を示す研究開発ビジョンを新たに策定する。

島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾、無人水中航走体（UUV）、極超音速誘導弾等について、研究開発のプロセスの合理化等により、研究開発期間の大幅な短縮を図るため、ブロック化、モジュール化等の新たな手法を柔軟かつ積極的に活用するとともに、研究開発段階の初期において技術実証を用いた代替案分析を行うなどして、装備品の能力を早期に可視化する。

国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用を図る。この際、ゲーム・チェンジャー技術に大規模な投資を行う米国等との協力関係を強化・拡大し、相互補完的な国際共同研究開

発を推進する。また、国内外の先端技術動向について調査・分析等を行うシンクタンクの活用や創設等により、革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強化する。

(4) 装備調達の最適化

装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するため、装備品の開発段階から量産以降の段階のコスト低減に資する取組を要求事項として盛り込むことや、民生分野における成功事例の装備品製造等への取り込み、民間の知見の活用による企画競争方式等の契約方式の積極的な適用、コスト管理の厳格化等により、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性及び柔軟性を高める。その際、プロジェクト管理の対象品目を拡大するとともに、ライフサイクルコストとの関係も含め、仕様や事業計画の見直しに関する基準の適正化を図り、これを適用する。

市場価格のない装備品の価格積算について、装備品の製造等に要する加工費等の算定の精緻化・適正化を行うなど、より適正な費用の算定に取り組むほか、情報システムについて適切な価格水準で調達を行う。また、こうした取組を効果的に実施するため、専門的な知識・技能・経験を有する民間の人材を活用するなど、人材育成・配置を積極的に行うとともに、企業の見積資料・契約実績及び装備品の各部位を単位とした価格等の情報のデータベース化を推進する。

長期契約を含め、装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用及びPBL等の包括契約の拡大を含む維持整備の効率化を推進する。また、国内調達の費用対効果が低い装備品について、輸入における価格低減の検討、国内向け独自仕様の縮小等の検討により、国内外の企業間競争の促進を図る。さらに、有償援助調達（以下「FMS調達」という。）における価格、納期等の管理の重要性が増していることを踏まえ、日米協議等を通じて米国政府等と緊密に連携し、米軍等との調達時期・仕様を整合させた装備品の取得や履行状況の適時適切な管理に努めるなど、FMS調達の合理化に向けた取組を推進する。

(5) 産業基盤の強靱化

装備品の生産・運用・維持整備にとって必要不可欠である我が国の防衛産業基盤を強靱化するため、競争環境に乏しい我が国の防衛産業に競争原理を導入し、民生分野の知見及び技術を取り入れ、装備品に係るサプライチェーンを強化するなど、政府として主体的な取組を推進する。こうした取組の一環として、防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入を含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、防衛技術の民生分野へのスピノフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピノンを推進する。さらに、装備品に係るサプライチェーンの調査等を通じてその脆弱性等に係るリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等における我が国の防衛産業の参画を促進する。

我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、諸外国との安全保障・防衛分野の協力の進展等を踏まえ、必要な運用改善に努めるとともに、情報収集・発信等のための官民連携の推進や、海外移転に際して装備品に係る重要技術の流出を防ぐための技術管理及び知的財産管理の強化、海外移転を念頭に置いた装備品の開発を進める。また、我が国の防衛産業が国際的な取引を行うために必要となる情報セキュリティに係る措置の強化及び防衛産業を対象とした情報保全指標の整備を行う。さらに、我が国の強みをいかし、諸外国との間で、国際共同開発・生産を積極的に進める。

このほか、装備品の製造プロセスの効率化や徹底した原価の低減などの施策に取り組み、これらの結果生じ得る企業の再編や統合も視野に、我が国の防衛産業基盤の効率化・強靱

化を図る。

(6) 情報機能の強化

政策判断や部隊運用に資する情報支援を適時・適切に実施し得るよう、情報の収集・分析・共有・保全等の各段階における情報機能を総合的に強化するための取組を推進する。

情報収集・分析機能については、情報収集施設の整備や能力向上、情報収集衛星・商用衛星等の活用、滞空型無人機を含む新たな装備品による情報収集手段の多様化等により、電波情報・画像情報の収集態勢を強化するとともに、防衛駐在官制度の充実を始めとする人的情報の収集態勢の強化、公開情報の収集態勢の強化、同盟国等との協力の強化等により、新たな領域に関するものも含め、ニーズに十分に対応できるよう、情報収集・分析機能を抜本的に強化する。その際、情報処理における最新の技術の積極的活用等により、一層効果的・効率的な態勢の実現を図るとともに、多様な情報源を融合したオールソース分析を推進する。また、情報を有効に活用する観点から、情報共有のためのシステムの効果的な整備・連接を図る。

多様化するニーズに情報部門が的確に伝えていくため、能力の高い情報収集・分析要員の確保・育成を進め、採用、教育・研修、人事配置等の様々な面において着実な措置を講じ、総合的な情報収集・分析機能を強化する。

情報保全については、関係部局間で連携しつつ、教育等を通じて、知るべき者の間での情報共有を徹底し、情報漏えい防止のための措置を講じる等、情報保全のための取組を徹底するとともに、関係機関との連携の推進等により、防衛省・自衛隊におけるカウンターインテリジェンス機能の強化を図る。

3 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、統合運用を基本としつつ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、災害用ドローン、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリSAT）、人命救助システム及び非常用電源の整備を始め対処態勢を強化するための措置を進める。また、関係府省、地方公共団体及び民間部門と緊密に連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能や展開基盤の確保等の各種施策を推進する。

4 日米同盟の強化

(1) 日米防衛協力の強化

米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、日米防衛協力を一層強化する。

宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防衛、共同訓練・演習や共同のISR活動を推進するとともに、共同計画の策定・更新、拡大抑止協議等の各種の運用協力や政策調整を一層深化させる。

日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、日米共同の活動に資する装備品の共通化、各種ネットワークの共有、米国製装備品の国内における整備能力の確保、情報協力・情報保全の取組等を進める。また、日米の能力を効率的に強化すべく、防衛力強化の優先分野に係る共通の理解を促進しつつ、FMS調達の合理化による米国の高性能の装備品の効率的な取得、日米共同研究・開発等を推進する。さらに、自衛隊及び米軍施設・区域の共同使用に係る協力や、強靱性向上のための取組を推進する。

(2) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。

5 安全保障協力の強化

我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することは、我が国の防衛の根幹に関わり、また、我が国防衛そのものに資する極めて重要かつ不可欠な取組であるとの認識の下、自由で開

かれたインド太平洋のビジョンも踏まえつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進する。特に、ハイレベル交流、政策対話、軍種間交流に加え、自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上や我が国のプレゼンスの強化等を目的として、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援といった具体的な取組を各軍種の特性に応じ適切に組み合わせ、戦略的に実施する。

こうした防衛協力・交流の意義を踏まえ、より相互に連携し、具体的かつ踏み込んだ取組を行うべく業務要領の改善、体制の整備、制度の見直し等を進めるとともに、部隊運用に際して、防衛協力・交流に関する所要を一層反映していく。また、取組を実施するに当たっては、関係府省との連携、諸外国や非政府組織、民間部門等との連携を図るとともに、取組について戦略的に発信する。その際、特に以下を重視する。

(1) 共同訓練・演習

防衛協力・交流としての意義も十分に踏まえつつ、二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進する。これにより、望ましい安全保障環境の創出に向けた我が国の意思と能力を示すとともに、各国との相互運用性の向上や他国との関係強化等を図る。

(2) 装備・技術協力

防衛装備の海外移転を含む装備・技術協力の取組を強化し、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。特に、必要に応じて、訓練・演習や能力構築支援等の他の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。

(3) 能力構築支援

インド太平洋地域の各国等に対して、その能力向上に向けた自律的・主体的な取組が着実に進展するよう協力することにより、相手国軍隊等が国際の平和及び地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することを目指す。その際、自衛隊がこれまで蓄積してきた知見を有効に活用するほか、外交政策との調整を十分に図るとともに、能力構築支援を実施する米国・オーストラリア等との連携を図り、多様な手段を組み合わせることで最大の効果が得られるよう効率的に取り組む。

(4) 海洋安全保障

開かれ安定した海洋は海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえ、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港等の取組を推進する。これにより、海洋秩序の安定のための我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示す。

(5) 国際平和協力活動等

国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験をいかしつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣、工兵マニュアルの普及、我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を積極的に推進する。また、平和安全法制を踏まえた任務に対応する教育訓練を推進するとともに、陸上自衛隊において、中央即応連隊及び国際活動教育隊の統合による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。

なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営してい

る自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。

(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散

大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。

6 防衛力を支える要素

(1) 訓練・演習

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、演習場等周辺的环境を十分把握し、安全確保に万全を期しつつ、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直しを行う。その際、北海道を始めとする国内の演習場等の整備・活用を拡大し、効果的な訓練・演習を行う。また、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を促進する。さらに、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用や米国・オーストラリア等の国外の良好な訓練環境の活用を促進するとともに、シミュレーター等を一層積極的に導入する。このほか、陸上自衛隊及び海上自衛隊による米海兵隊等と連携した訓練・演習の実施により、水陸両用作戦能力の更なる充実を図る。こうした国内外の訓練環境を活用した訓練・演習を有機的に連携させることにより、平素からの部隊の迅速かつ継続的な展開の実効性向上やプレゼンスの強化を図る。

各種事態に国として一体的に対処し得るよう、警察、消防、海上保安庁などの関係機関との連携を強化する。また、国民保護を含め、自衛隊の統合訓練・演習や日米間での共同訓練・演習の機会を、自衛隊の実運用のための計画等の検討・検証のみならず、総合的な課題の検討・検証の場としても積極的に活用する。

(2) 衛生

自衛隊員の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得る衛生機能の強化を図る。

各種事態に対応するため、統合運用の観点も含め、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化として、速やかに医療拠点を展開し患者の症状を安定化させるためのダメージコントロール手術を行う機能及び後送中の患者を管理する機能の充実を図る。その際、患者情報について第一線から最終後送先まで共有するシステムを整備する。また、衛生資材の相互運用性を考慮して共通化等を図るとともに、必要な衛生資材の備蓄を図る。さらに、患者搬送を安全に実施するため、装甲化した救急車の導入に向け、必要な措置を講ずる。こうした整備に当たっては、地域の特性を踏まえつつ、南西地域における衛生機能の強化を重視する。

平素からの自衛隊の衛生運用に係る統制・調整を行うため、統合幕僚監部の組織強化を図る。また、自衛隊病院の拠点化・高機能化等をより一層推進し、効率的で質の高い医療体制を確立する。さらに、防衛医科大学校の運営改善及び研究機能の強化を進め、優秀な人材の確保に努めるとともに、医官の臨床経験を充実させ、医官の充足向上を図りつつ、医師である予備自衛官の任用を推進する。加えて、戦傷医療対処能力を向上させるために必要な各自衛隊共通の衛生教育訓練基盤等の整備や、能力構築支援を含む様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進する。

(3) 地域コミュニティとの連携

地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛

隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習の実施等に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する。同時に、住宅防音事業の更なる促進を含め防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関などの関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

(4) 知的基盤

国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣や公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率的かつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進する。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を一層強化するため、国内外の研究教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携を拡充する。さらに、高度な専門知識と研究力に裏付けされた質の高い研究成果等を政策立案部門等に適時・適切に提供することによって政策立案に寄与することを図る。

IV 整備規模

前記Ⅲに示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

V 所要経費

- この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成30年度価格でおおむね27兆4,700億円程度を目途とする。
- 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得などの装備調達最適化及びその他の取入の確保などを通じて実質的な財源確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね25兆5,000億円程度を目途とする。なお、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、従来とは抜本的に異なる速度で防衛力の強化を図り、装備品等の整備を迅速に図る観点から、事業管理を柔軟かつ機動的に行うとともに、経済財政事情等を勘案しつつ、各年度の予算編成を実施する。
- この計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、平成30年度価格でおおむね17兆1,700億円程度（維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く）の枠内とし、後年度負担について適切に管理することとする。
- この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術水準の動向、財政事情等の内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

VI 留意事項

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及びSACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については、着実に実施する。

(別表)

区 分	種 類	整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車 装甲車 新多用途ヘリコプター 輸送ヘリコプター (CH-47JA) 地对艦誘導弾 中距離地对空誘導弾 陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア) 戦車 火炮 (迫撃砲を除く。)	134両 29両 34機 3機 3個中隊 5個中隊 2基 30両 40両
	護衛艦 潜水艦 哨戒艦 その他 自衛艦建造計 (トン数) 固定翼哨戒機 (P-1) 哨戒ヘリコプター (SH-60K/K (能力向上型)) 艦載型無人機 掃海・輸送ヘリコプター (MCH-101)	10隻 5隻 4隻 4隻 23隻 (約6.6万トン) 12機 13機 3機 1機
航空自衛隊	早期警戒機 (E-2D) 戦闘機 (F-35A) 戦闘機 (F-15) の能力向上 空中給油・輸送機 (KC-46A) 輸送機 (C-2) 地对空誘導弾ベトリオットの能力向上 (PAC-3MSE) 滞空型無人機 (グローバルホーク)	9機 45機 20機 4機 5機 4個群 (16個高射隊) 1機

- (注) 1 哨戒ヘリコプターと艦載型無人機の内訳については、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」完成時に、有人機75機、無人機20機を基本として、総計95機となる範囲内で「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」の期間中に検討することとする。
- 2 戦闘機(F-35A)の機数45機のうち、18機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機を整備するものとする。

資料8 戦車、主要火器などの保有数

(2019.3.31現在)

種 類	無反動砲	迫撃砲	野戦砲	ロケット弾 発射機等	高射機関砲	戦車	装甲車
保有概数	2,600	1,100	400	60	50	560	990

(注) 戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

資料9 主要航空機の保有数・性能諸元

(2019.3.31 現在)

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
陸上 自衛隊	固定翼	LR-2	連絡偵察	7	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH-1S	対戦車	55	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH-6D	観測	26	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
		OH-1	観測	37	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH-1J	多用途	127	120	2 (11)	13	3	ターボシャフト
		CH-47J/JA	輸送	55	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	40	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発
AH-64D	戦闘	12	150	2	18	6	ターボシャフト、双発		
海上 自衛隊	固定翼	P-1	哨戒	19	450	11	38	35	ターボファン、4発
		P-3C	哨戒	55	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
	回転翼	SH-60J	哨戒	24	150	4	20	16	ターボシャフト、双発
		SH-60K	哨戒	58	140	4	20	16	ターボシャフト、双発
		MCH-101	掃海・輸送	10	150	4	23	19	ターボシャフト、3発
航空 自衛隊	固定翼	F-15J/DJ	戦闘	201	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F-4EJ/EJ改	戦闘	34	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F-2A/B	戦闘	91	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
		F-35A	戦闘	12	1.6マッハ	1	16	11	ターボファン、単発
		RF-4E/EJ	偵察	10	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		C-1	輸送	13	0.76マッハ	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
		C-2	輸送	10	0.82マッハ	2~5 (110)	44	44	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	14	320	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		KC-767	空中給油・輸送	4	0.84マッハ	4~8 (200)	49	48	ターボファン、双発
		KC-130H	空中給油・輸送	2	320	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	13	320	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-2D	早期警戒	1	350	5	18	25	ターボプロップ、双発
	E-767	早期警戒管制	4	450	20	49	48	ターボファン、双発	
回転翼	CH-47J	輸送	15	160	5 (48)	16	5	ターボシャフト、双発	

(注) 1 乗員の項で () 内の数値は、輸送人員を示す。
2 保有数は、2019.3.31 現在の国有財産台帳数値である。

資料10 主要艦艇の就役数

(2019.3.31 現在)

区分	護衛艦	潜水艦	機雷艦艇	哨戒艦艇	輸送艦艇	補助艦艇
数(隻)	48	19	24	6	11	29
基準排水量(千トン)	263	54	23	1	28	127

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

資料11 防衛関係費（当初予算）の推移

(単位：億円、%)

区分 年度	GNP・GDP (当初見直し) (A)	一般会計 歳出 (B)	対前年度 伸び率	一般歳出 (C)	対前年度 伸び率	防衛関係費 (D)	対前年度 伸び率	防衛関係費 の対GNP・ GDP比 (D/A)	防衛関係費 の対一般会 計歳出比 (D/B)	防衛関係費 の対一般歳 出比 (D/C)
昭30 (55)	75,590	9,915	△0.8	8,107	△2.8	1,349	△3.3	1.78	13.61	16.6
40 (65)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50 (75)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60 (85)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平7 (95)	4,928,000	709,871	△2.9	421,417	3.1	47,236	0.9	0.959	6.65	11.2
22 (10)	4,752,000	922,992	4.2	534,542	3.3	46,826 47,903	△0.4 0.3	0.985 1.008	5.07 5.19	8.76 8.96
23 (11)	4,838,000	924,116	0.1	540,780	1.2	46,625 47,752	△0.4 △0.3	0.964 0.987	5.05 5.17	8.62 8.83
24 (12)	4,796,000	903,339	△2.2	512,450	△5.2	46,453 47,138	△0.4 △1.3	0.969 0.983	5.14 5.22	9.06 9.20
25 (13)	4,877,000	926,115	2.5	527,311	2.9	46,804 47,538	0.8 0.8	0.960 0.975	5.05 5.13	8.88 9.02
26 (14)	5,004,000	958,823	3.5	564,697	7.1	47,838 48,848	2.2 2.8	0.956 0.976	4.99 5.09	8.47 8.65
27 (15)	5,049,000	963,420	0.5	573,555	1.6	48,221 49,801	0.8 2.0	0.955 0.986	5.01 5.17	8.41 8.68
28 (16)	5,188,000	967,218	0.4	578,286	0.8	48,607 50,541	0.8 1.5	0.937 0.974	5.03 5.23	8.41 8.74
29 (17)	5,535,000	974,547	0.8	583,591	0.9	48,996 51,251	0.8 1.4	0.885 0.926	5.03 5.26	8.40 8.78
30 (18)	5,643,000	977,128	0.3	588,958	0.9	49,388 51,911	0.8 1.3	0.875 0.920	5.05 5.31	8.39 8.81
令和 (19)	5,661,000	994,285 (1,014,564)	1.8	599,352 (619,639)	1.8	50,070 52,574	1.4 1.3	0.884 0.929	5.04 5.18	8.35 8.48

- (注) 1 昭和60年度までは国民総生産 (GNP)、平成7年度以降は、国内総生産 (GDP) であり、いずれも当初見直しである。
 2 平成22年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費 (22年度：169億円、23年度：101億円、24年度：86億円、25年度：88億円、26年度：120億円、27年度：46億円、28年度：28億円、29年度：28億円、30年度：51億円、令和元年度：256億円)、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分 (22年度：909億円、23年度：1,027億円、24年度：599億円、25年度：646億円、26年度：890億円、27年度：1,426億円、28年度：1,766億円、29年度：2,011億円、30年度：2,161億円、令和元年度：1,679億円)、新たな政府専用機導入に伴う経費 (27年度：108億円、28年度：140億円、29年度：216億円、30年度：312億円、令和元年度：62億円)、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にかかる経費 (令和元年度：508億円) を除いたもの、下段は含んだものである。
 3 令和元年度一般会計歳出及び一般歳出における下段 () 書きは、臨時・特別の措置を含んだものである。

資料編

資料12 防衛関係費（当初予算）の使途別構成の推移

(単位：億円、%)

区分	平27		平28		平29		平30		令和元	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件・糧食費	21,121	43.8 42.4	21,473	44.2 42.5	21,662	44.2 42.3	21,850	44.2 42.1	21,831	43.6 41.5
物件費	27,100 28,680	56.2 57.6	27,135 29,069	55.8 57.5	27,334 29,589	55.8 57.7	27,538 30,061	55.8 57.9	28,239 30,744	56.4 58.5
装備品等購入費	7,404	15.4 14.9	7,659	15.8 15.2	8,406	17.2 16.4	8,191	16.6 15.8	8,329	16.6 15.8
研究開発費	1,411	2.9 2.8	1,055	2.2 2.1	1,217	2.5 2.4	1,034	2.1 2.0	1,283	2.6 2.4
施設整備費	1,293	2.7 2.6	1,461	3.0 2.9	1,571	3.2 3.1	1,752	3.5 3.4	1,407	2.8 2.7
維持費等	11,808	24.5 23.7	11,707	24.1 23.2	10,888	22.2 21.2	11,343	23.0 21.9	12,027	24.0 22.9
基地対策経費	4,425	9.2 8.9	4,509	9.3 8.9	4,529	9.2 8.8	4,449	9.0 8.6	4,470	8.9 8.5
SACO関係経費	46	0.1	28	0.1	28	0.1	51	0.1	256	0.5
米軍再編関係経費 (地元負担軽減分)	1,426	2.9	1,766	3.5	2,011	3.9	2,161	4.2	1,679	3.2
政府専用機導入経費	108	0	140	0.3	216	0.4	312	0.6	62	0.1
国土強靱化関係経費	—	—	—	—	—	—	—	—	508	1.0
その他	758	1.6 1.5	744	1.5 1.5	723	1.5 1.4	768	1.6 1.5	723	1.4 1.4
合計	48,221 49,801	100	48,607 50,541	100	48,996 51,251	100	49,388 51,911	100	50,070 52,574	100

- (注) 1 人件・糧食費は、隊員の給与、食糧の経費である。
2 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
3 研究開発費は、装備品などの研究開発費である。
4 施設整備費は、飛行場、隊舎などの整備費である。
5 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
6 基地対策経費は、基地周辺対策経費、在日米軍駐留経費負担などである。
7 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
8 金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費（27年度：46億円、28年度：28億円、29年度：28億円、30年度：51億円、令和元年度：256億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（27年度：1,426億円、28年度：1,766億円、29年度：2,011億円、30年度：2,161億円、令和元年度：1,679億円）新たな政府専用機導入に伴う経費（27年度：108億円、28年度：140億円、29年度：216億円、30年度：312億円、令和元年度：62億円）及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にかかる経費を除いたもの、下段は含んだものである。

資料13 各国国防費の推移

国名	年度	15 (27)	16 (28)	17 (29)	18 (30)	19 (令和元年)
日本 (億円)		48,221	48,607	48,996	49,388	50,070
		49,801	50,541	51,251	51,911	52,574
		0.8% 2.0%	0.8% 1.5%	0.8% 1.4%	0.8% 1.3%	1.4% 1.3%
米国 (百万ドル)		562,499	565,370	568,896	600,714	652,229
		△2.7%	0.5%	0.6%	5.6%	8.6%
中国 (億元)		8,896	9,544	10,444	11,070	11,899
		10.1%	7.6%	7.1%	8.3%	7.5%
ロシア (億ルーブル)		31,814	37,753	28,523	28,270	31,134
		28.3%	18.7%	△24.4%	△0.9%	10.1%
韓国 (億ウォン)		374,560	387,995	403,347	431,581	466,971
		4.9%	3.6%	4.0%	7.0%	8.2%
オーストラリア (百万豪ドル)		32,695	32,882	35,191	36,231	38,562
		11.6%	0.6%	7.0%	3.0%	6.4%
英国 (百万ポンド)		35,200	35,000	35,500	36,000	37,800
		2.0%	△0.6%	1.4%	1.4%	5.0%
フランス (百万ユーロ)		36,791	39,939	40,841	42,742	—
		△5.5%	8.6%	2.3%	4.7%	—
ドイツ (百万ユーロ)		32,974	34,288	37,005	38,520	43,228
		1.7%	4.0%	7.9%	4.1%	12.2%

- (注) 1 各国予算書、国防白書などを基に作成。
 2 %表示は、対前年度伸び率。
 3 日本については、上段は、SACO関係経費（15年度：46億円、16年度：28億円、17年度：28億円、18年度：51億円、19年度：256億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（15年度：1,426億円、16年度：1,766億円、17年度：2,011億円、18年度：2,161億円、19年度：1,679億円）、新たな政府専用機導入に伴う経費（15年度：108億円、16年度：140億円、17年度：216億円、18年度：312億円、19年度：62億円）及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費（19年度：508億円）を除いたもの、下段はそれらを含んだ当初予算である。
 4 米国については、Historical Tablesによる狭義の支出額。19年度の数値は推定額。
 5 中国については、国防費は全人代財政報告における当初予算額を記載（15年度以降、基本的に中央本級支出（中央財政支出の一部）における国防費のみ公表。ただし、15年度及び17年度は中央財政支出における国防費が算出可能であったことから、中央財政支出における国防費を記載。）対前年度伸び率については、中央本級支出における国防費を比較して算出。ただし、15年度は前年度に中央財政支出における国防費が公表されていたことから、中央財政支出における国防費と比較して算出。なお、15年度及び17年度の中央本級支出における国防費は、それぞれ8,869億円及び1兆226億円。
 6 ロシアについては、ロシア連邦国庫公表「連邦予算執行報告」における15-18年度の執行額及び19年度の当初予算額。
 7 韓国については、国防部HPによる当初予算額。
 8 オーストラリアについては、豪国防省公表「Defence Portfolio Budget Statements」における当初予算額。
 9 英国については、予算教書による当初予算額。
 10 フランスについては、「Annuaire Statistique de la Defense」における当初予算額。19年度国防費については、19（令和元）年6月現在未公表。
 11 ドイツについては、ドイツ国防省HPによる当初予算額。

資料14 「閣議決定」の概要と法制整備

「閣議決定」の項目	概要	法制整備
1 武力攻撃に至らない侵害への対処	<ul style="list-style-type: none"> 警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、対応能力を向上させ連携を強化するなど、各般の分野における必要な取組を一層強化する。近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合における治安出動や海上における警備行動の早期の下令や手続の迅速化の方策について検討する。 自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 治安出動・海上警備行動などの発令手続の迅速化 ⇒ 自衛隊法の改正（米軍等の部隊の武器等の防護）
2 国際社会の平和と安定への一層の貢献	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」(※1) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などのわが国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とし、わが国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進める。 ▶ わが国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。 ▶ 仮に、状況変化により、わが国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。 国際的な平和協力活動に伴う武器使用 <ul style="list-style-type: none"> 以下の考え方を基本として、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう法整備を進める。 ▶ 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」(※2)が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。 ▶ 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及び（権力が維持されている）範囲で活動することは当然であり、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していない。 ▶ 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及び範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 重要影響事態安全確保法（周辺事態安全確保法の改正）、船舶検査活動法の改正、国際平和支援法の制定 ⇒ 国際平和協力法の改正、自衛隊法の改正（在外邦人等の保護措置）
3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置	<ul style="list-style-type: none"> わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される。 上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。 わが国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 事態対処法法制の改正、自衛隊法の改正（防衛出動に関する規定等）

※1 憲法第9条との関係で、わが国による支援活動について、他国の「武力の行使と一体化」することにより、わが国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

※2 いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがある。

資料15 自衛隊の主な行動

区分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 〔自衛隊法 第76条〕	<ol style="list-style-type: none"> 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 命令権者：内閣総理大臣 国会の承認：必要（原則として事前承認） 閣議決定：必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武力の行使（自衛権発動の三要件を満たす場合に限る。） ○ 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ）(注1) ○ その他（海上保安庁の統制、緊急通行、物資の取用、海上輸送規制、捕虜の取扱、国民保護など）(注1)
防衛施設構築の措置 〔自衛隊法 第77条の2〕	事態が緊迫し防衛出動命令（武力攻撃事態におけるものに限る）が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき	<ol style="list-style-type: none"> 命令権者：防衛大臣 国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後）(注1) 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 ○ 自己等防護のための武器使用
防衛出動下令前の行動関連措置 〔自衛隊法第77条の3 及び米軍等行動関連措置法〕	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	<ol style="list-style-type: none"> 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供）防衛大臣 国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要（対処基本方針の閣議決定後）(注2) 閣議決定：（物品提供）不要（役務提供）必要（内閣総理大臣の承認） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米軍等行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○ 行動関連措置としての役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
国民保護等派遣 自衛隊法 〔第77条の4〕	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は事態対策本部長（又は緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：都道府県知事の要請又は事態対策本部長（内閣総理大臣）の求め	○ 国民保護法に規定する避難住民の誘導に関する措置、応急措置等、交通の規制など ○ 警職法（注3）の一部準用（退避、犯罪の予防・制止、立入など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請など） ○ 武器の使用
命令による治安出動 自衛隊法 〔第78条〕	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議） ③ 閣議決定：必要	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用 ○ 海上保安庁の統制
治安出動下令前に行う 情報収集 自衛隊法 〔第79条の2〕	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：防衛大臣と国家公安委員会と協議	○ 自己等防護のための武器使用
要請による治安出動 自衛隊法 〔第81条〕	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要 ④ その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
自衛隊の施設等の 警護出動 自衛隊法 〔第81条の2〕	自衛隊の施設又は日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要 ④ その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会とが協議	○ 警職法の一部準用（質問、避難などの措置、立入（以上は警察官がその場にはいない場合のみ）、犯罪の予防・制止） ○ 武器の使用
海上における警備行動 自衛隊法 〔第82条〕	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認。潜没潜水艦への対応時については閣議決定によらない内閣総理大臣の承認）	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
海賊対処行動 自衛隊法第82条の2 及び海賊対処法	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（海賊対処行動を総理が承認したとき又は海賊対処行動が終了したとき、国会報告） ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：防衛大臣が対処要項を内閣総理大臣に提出	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
弾道ミサイル等に対する破壊措置 自衛隊法 〔第82条の3〕	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（事後報告） ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：緊急の場合に備え、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる。	○ 武器の使用
災害派遣 自衛隊法 〔第83条〕	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合（注4）	① 命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待つとまがないと認めるときを除く。）	○ 警職法の一部準用（避難、立入など。警察官がその場にはいない場合に限る。） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○ 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にはいない場合に限る。）
地震防災派遣 自衛隊法 〔第83条の2〕	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要（地震災害警戒本部長の設置は閣議決定） ④ その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 自衛隊法 〔第83条の3〕	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要（原子力災害対策本部長の設置は閣議決定） ④ その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 災害派遣時と同じ
領空侵犯に対する措置 自衛隊法 〔第84条〕	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反して我が国の領域の上空に侵入したとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要	○ 領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注5）
機雷等の除去 自衛隊法 〔第84条の2〕		① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要	○ 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
在外邦人等の保護措置 〔自衛隊法 第84条の3〕	外国における緊急事態	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：外務大臣から生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出等の依頼	○ 自己等防護及び任務遂行のための武器使用
在外邦人等の輸送 〔自衛隊法 第84条の4〕	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要に応じ閣議決定 ④ その他：外務大臣から生命又は身体に保護を要する邦人の輸送の依頼	○ 自己等防護のための武器使用
後方支援活動等 自衛隊法第84条の5 重要影響事態安全確保法、 船舶検査活動法	我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務提供、捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ② 国会の承認：必要（原則として措置の実施前） ③ 閣議決定：必要（対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認）	○ 自己等防護のための武器使用
協力支援活動等 自衛隊法第84条の5 国際平和支援法、 船舶検査活動法	国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務提供、捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ② 国会の承認：必要（例外なき事前承認） ③ 閣議決定：必要（対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認）	○ 自己等防護のための武器使用
国際緊急援助活動 〔自衛隊法第84条の5 及び国際緊急援助隊法〕	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議	
国際平和協力活動 （本体業務及び安全確保業務） 〔自衛隊法第84条の5 及び国際平和協法力〕	国際連合平和維持活動、国際連携平和及安全活動 （平和維持活動のいわゆる本体業務及び安全確保業務）	① 命令権者：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）（個人派遣される自衛官） 防衛大臣（部隊派遣される自衛官） ② 国会の承認：必要（自衛隊の部隊等が行う場合に限る。原則事前承認） ③ 閣議決定：必要（国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案） ④ その他：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 自己等防護のための武器使用 ○ 任務遂行のための武器使用（いわゆる安全確保業務を行う場合）
国際平和協力活動 （本体業務以外） 〔自衛隊法第84条の5 及び国際平和協法力〕	国際連合平和維持活動、国際連携平和及安全活動、人道的な国際救援活動 （平和維持活動のいわゆる本体業務及び安全確保業務以外）	① 命令権者：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）（個人派遣される自衛官） 防衛大臣（部隊派遣される自衛官） ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案） ④ その他：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 自己等防護のための武器使用 ○ いわゆる「駆け付け警護」のための武器使用

（図中の権限などについては、すべて法律に規定されている。）

（注1） 我が国に対する直接攻撃や物理的被害を念頭に置いた措置は存立危機事態には適用しない。

（注2） 防御施設構築の措置及び防衛出動下令前の行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めるとされている（事態対処法第9条）。

（注3） 警察官職務執行法の略。警察官がその場にいない限りのみ準用

（注4） このほか、庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。

（注5） 「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料16 自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定

行動類型など	条 文	内 容
防衛出動	自衛隊法第88条	防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使できる。
	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用する。
防衛施設構築の措置	自衛隊法第92条の4	防衛施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国民保護等派遣	自衛隊法第92条の3第2項	国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいらない場合に限り、警察官職務執行法第7条を準用する。
治安出動	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。
	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定。
	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用する。
治安出動下令前の情報収集	自衛隊法第92条の5	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
警護出動	自衛隊法第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。
	自衛隊法第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
海上警備行動	自衛隊法第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。
	自衛隊法第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用する。
海賊対処行動	海賊対処法第8条第2項	海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警職法第7条を準用する。 現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用できる。
弾道ミサイル等の破壊措置	自衛隊法第93条の3	我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用できる。
領空侵犯に対する処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器を使用できる。(注)
在外邦人等の保護措置	自衛隊法第94条の5	在外邦人等の保護措置の職務に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、①自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命・身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
在外邦人等の輸送	自衛隊法第94条の6	在外邦人等の輸送に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその管理の下に入った輸送の対象である邦人若しくは同乗させることを認められた者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
重要影響事態安全確保法第11条～後方支援活動など		後方支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該宿営地の宿営する米軍等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
船舶検査活動法第6条～船舶検査活動		船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国際平和協力法第25条、第26条～国際平和協力業務		国際平和協力業務について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②宿営する宿営地であって国際平和協力業務に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、③いわゆる「安全確保業務」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又は他人の生命・身体・財産を防護し、又はその業務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、④いわゆる「駆け付け警護」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
自衛隊の武器等の防護	自衛隊法第95条	自衛隊の武器等を職務上警護する自衛官について、その武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

資料編

行動類型など	条 文	内 容
合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護	自衛隊法第95条の2	米軍その他の外国軍隊等の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護する自衛官について、その武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
自衛隊の施設の警護	自衛隊法第95条の3	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
部内の秩序維持	自衛隊法第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。
米軍等行動関連措置法第12条		行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
海上輸送規制法第37条		海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれにせず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足る相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。
捕虜取扱い法第152条		防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合、また、捕虜等警備自衛官がその職務を執行する場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難など一定の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国際平和支援法第11条		協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(注) 武器の使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料17 韓国海軍駆逐艦による自衛隊機への火器管制レーダー照射に関する防衛省の最終見解について

はじめに

防衛省は、これまで日韓の防衛当局間で緊密な意思疎通を図ってきており、この度の火器管制レーダー照射をめぐる問題に関しても、日韓間で累次に及ぶ協議を行ってきました。しかしながら、照射の有無を始めとする主要な論点につき、今日まで認識の隔たりを解消するに至っていないことは誠に残念です。

防衛省としては、本件事案を重く受け止め、再発防止を強く求める観点から、日本側が有する客観的事実をとりまとめ、公表することといたしました。

本公表が、今後の同種事案の再発防止につながることを期待いたします。

1. 火器管制レーダーの照射について

我が国は広大な海域に囲まれていることから、防衛省は、各種事態に適時・適切に対処し、国民の生命・身体・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くため、我が国周辺海域で活動する外国軍艦等に対し、平素から広域にわたって警戒監視及び情報収集を実施しています。

昨年12月28日に動画でも公表したとおり、同月20日午後3時頃、平素の警戒監視及び情報収集の一環として、海自P-1哨戒機が日本海の我が国の排他的経済水域（EEZ）内を飛行中、韓国駆逐艦及び韓国警備救難艦を確認したことから、写真撮影等を実施していたところ、突然、その駆逐艦から火器管制レーダーの照射を受け、海自P-1哨戒機は、直ちに安全確保のための行動をとりました。

火器管制レーダーの照射は、火器の使用に先立って実施する行為であり、他国の航空機に向けて、合理的な理由もなく照射することは、不測の事態を招きかねない極めて危険な行為です。

我が国や韓国を含む21か国の海軍等が、2014年に採択したCUES（Code for Unplanned Encounters at Sea（洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準））では、こうした行為は攻撃の模擬とされ、指揮官が回避すべき動作の一つとして規定されています。

このような重大な事案の発生を受けて、防衛省は、韓国側に対し強く抗議し、再発防止を求めましたが、韓国側は、この事実を否定

したばかりでなく、防衛省に「事実の歪曲」の中止と「低空で脅威飛行したこと」への謝罪を求めるといった対応に終始しています。

防衛省の専門部隊で海自P-1哨戒機に照射されたレーダー波の周波数、強度、受信波形などを慎重かつ綿密に解析した結果、海自P-1哨戒機が写真撮影等を実施した韓国駆逐艦の火器管制レーダー（STIR-180）からのレーダー波を一定時間継続して複数回照射されていたことを確認しています。なお、近傍に所在していた韓国警備救難艦には、同じレーダーは搭載されておらず、韓国駆逐艦からの照射の事実、防衛省が昨年12月28日に公表した動画の内容からも明らかです。

今般、防衛省としては、火器管制レーダー照射の更なる根拠として、海自P-1哨戒機の乗組員が機上で聞いていた、探知レーダー波を音に変換したデータを、保全措置を講じた上で、防衛省ホームページにおいて公表することとしました。

一般に、火器管制レーダーは、ミサイルや砲弾を命中させるために、目標にレーダー波を継続的に照射して、その位置や速度等を正確に掴むために用いるものであり、回転しながらレーダー波を出して、周囲の目標を捜索・発見するための捜索レーダーとは、波形などのデータに明確な違いがあります。このため、レーダー波を解析すれば、その種類や発信源の特定が可能であり、今回、海自P-1哨戒機に照射されたレーダー波は、火器管制レーダー特有の性質を示していました。

防衛省の解析結果等から、このレーダー波が、海自P-1哨戒機が写真撮影等を実施した韓国駆逐艦の火器管制レーダーから発せられたことは明らかですが、客観的かつ中立的に事実を認定するためには、相互主義に基づき、日本が探知したレーダー波の情報と、韓国駆逐艦が装備する火器管制レーダーの詳細な性能の情報の双方を突き合わせた上で総合的な判断を行うことが不可欠です。

こうしたことから、防衛省は、本年1月14日の実務者協議において、相互主義に基づき、解析結果のもととなる探知したレーダー波のデータやレーダー波を音に変換したデータなど事実確認に資する証拠と、韓国駆逐艦の火器管制レーダーの性能や同レーダーの使用記録などを、情報管理を徹底した上で突き合わせ、共同で検証していくことを提案しましたが、受け入れられませんでした。なお、昨年12月27日の実務者協議でも、同趣旨の提案をしています。また、

本年1月14日の実務者協議では、事実確認に資する証拠の一つとして、探知したレーダー波を音に変換したデータを持参し、その場で韓国側に聴取してもらうことを提案しましたが、韓国側はその提案も拒否しました。

韓国国防報道官は、翌15日に、「無礼」との外交的にも異例な用語を用いて、防衛省の提案を非難した上、同月14日の実務者協議の詳細について、事前の合意に反して、事実と異なる内容を一方的に明らかにしています。同報道官のこのような言動は、双方の信頼関係を損ない、率直な意見交換の支障となるもので、極めて遺憾であり、同月16日、防衛省はこのような言動が繰り返されることのないよう、強く求めましたが、韓国側からは、誠意のある回答が得られていません。

上述のような一連の韓国側の対応ぶりや、これまでの韓国側の主張が一貫しておらず信頼性に欠けるものであることを踏まえると、韓国側が事実とは全く異なる主張を繰り返していると結論付けざるを得ません。

このような状況においては、相互主義に基づく客観的かつ中立的な事実認定が困難であるため、これ以上実務者協議を継続しても、真実の究明に資するとは考えられません。防衛省としては、韓国駆逐艦による海自P-1哨戒機への火器管制レーダー照射について、改めて強く抗議するとともに、韓国側に対し、この事実を認め、再発防止を徹底することを強く求めます。

2. その他の韓国側の主張について

(1) 海自P-1哨戒機の飛行について

韓国側は、海自P-1哨戒機が、「人道主義的救助作戦」に従事していた韓国駆逐艦に対し、近接した距離において「低空で脅威飛行した」と主張し、謝罪を求めています。

軍用機の最低安全高度を直接定める国際法はありませんが、海自P-1哨戒機は、安全を確保するため、国際民間航空条約に則った我が国航空法に従って飛行しており、韓国駆逐艦に脅威を与えるような飛行は一切行っていません。なお、米軍やNATOの通常のオペレーションも、同様の基準に則って行われていると承知しています。

実際、昨年12月28日に防衛省が公開した動画の内容や、海自P-1哨戒機の航跡図からも明らかのように、この海自P-1哨戒機は、韓国駆逐艦に最も接近した際でも、十分な高度（約150m）と距離（約500m）を確保しており、韓国駆逐艦の活動を妨害するような飛行も行っていない。なお、韓国駆逐艦からの無線による呼びかけもなかったことから、海自P-1哨戒機は、韓国側が救助作戦を行っていることを認知できませんでした。

韓国側が公表した、警備救難艦の小型艇から海自P-1哨戒機を撮影したとみられる約10秒間の映像には、韓国側の主張を支える根拠は見当たりませんし、それ以外にも、同機が「低空で脅威飛行した」との韓国側の主張を裏付ける客観的根拠は何ら示されていません。

これまで、海上自衛隊では、警戒監視及び情報収集中に、韓国のみならず外国軍艦等を確認した場合には、今回と同じような飛行を行い、写真を撮影しています。昨年4月以降、今回写真撮影を行った韓国駆逐艦（「クァンゲト・デワン」）に対しても、今回と同じように3回の撮影（4月27日、4月28日、8月23日）を行っていますが、その際、韓国側から問題提起を受けたことはありません。

防衛省は、実務者協議において、更なる客観的根拠の提示を求めましたが、韓国側からは、そのようなものは示されず、逆に「脅威を受けた者が、脅威と感じれば、それは脅威である」などの全く客観性に欠ける回答を繰り返しています。

こうしたことから、防衛省では、韓国側の主張は、客観的根

拠に基づいていない説得力を欠いたものであり、火器管制レーダー照射に関する重要な論点を希薄化させるためのものと言わざるを得ないと考えています。

(2) 通信状況について

一般に、艦船の乗員が危険を感じた場合には無線で呼びかけを行います。韓国駆逐艦は、海自P-1哨戒機の飛行を問題視する一方で、同機に対して危険を伝える呼びかけなどを全く行っていません。

また、海自P-1哨戒機は、火器管制レーダーの照射を受けた後に、国際VHF（156.8MHz）と緊急周波数（121.5MHz及び243MHz）の3つの周波数を用いて呼びかけを行いました。同艦からは一切応答がありませんでした。

この問題について、韓国側は、現場の通信環境が悪く、同機からの呼びかけをほとんど聞き取れず、「KOREA COAST」と聞こえたために反応しなかったと説明しています。また、3つの周波数のうち1つについてはそれを聞けるような状態に通信装備をセットしていなかったとも説明しています。

しかし、当日の現場海域は、晴天で雲も少なく、通信環境は極めて良好でした。また、海自P-1哨戒機は、韓国駆逐艦に呼びかけた同じ通信機器（この通信機器は飛行前、飛行中及び飛行後に正常に作動していたことを確認済み）を用いて、埼玉県の陸上局と通信を行っていたほか、現場から約240km離れた位置を飛行していた航空自衛隊の練習機が、この韓国駆逐艦に対する同機の呼びかけを聞き取っていたことも確認しています。

このように良好な通信環境であったにもかかわらず、通信が明瞭に受信できなかったとは通常では考えられないことであり、実際に韓国側が公表した動画では、韓国駆逐艦内において海自P-1哨戒機の乗組員の呼びかけ内容（「KOREANSOUTH NAVAL SHIP, HULL NUMBER 971, THIS IS JAPAN NAVY.」）を明確に聞き取ることができます。この点について、本年1月14日の実務者協議で韓国側は、海自P-1哨戒機からの呼びかけを繰り返し確認した結果、後になって通信当直の聞き間違いであることを確認したと初めて説明しました。これまで、韓国側は記者会見等の場で、「KOREA COAST」と聞こえたために反応しなかったとのみ説明しており、このような事実を明らかにしていませんでした。

防衛省としては、今後このような問題が再び起こることのないよう、韓国側に対して、自衛隊機等に対する適切な通信の実施、通信の待ち受け状態の改善、通信要員等への教育・訓練など、日韓の防衛当局間の現場における意思疎通の改善を図るための措置を求めます。

3. 今後の対応について

以上の理由から、防衛省としては、韓国駆逐艦による海自P-1哨戒機への火器管制レーダー照射について、改めて強く抗議するとともに、韓国側に対し、この事実を認め、再発防止を徹底することを強く求めます。

一方で、韓国側に、相互主義に基づく客観的かつ中立的な事実認定に応じる姿勢が見られないため、レーダー照射の有無について、これ以上実務者協議を継続しても、真実の究明に至らないと考えられることから、本件事案に関する協議を韓国側と続けていくことはもはや困難であると判断いたします。

その上で、日韓・日米韓の防衛協力は、北朝鮮の核・ミサイル問題を始め、東アジア地域における安定的な安全保障環境を維持するために極めて重要であり、不可欠であるとの認識に変わりはありません。本公表が、同種事案の再発防止につながることを期待するとともに、引き続き、日韓・日米韓の防衛協力の継続へ向けて真摯に努力していく考えです。

資料18 わが国のBMD整備への取組の変遷

93 (平成5) 年	5月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
95 (平成7) 年	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」及び「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
98 (平成10) 年	8月31日：北朝鮮が日本上空を越える1発の弾道ミサイルを発射 海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安保会議及び閣議了承
99 (平成11) 年	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした共同研究開始
02 (平成14) 年	米国がBMDの初期配備を決定
03 (平成15) 年	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安保会議及び閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
05 (平成17) 年	自衛隊法改正（弾道ミサイル等に対する破壊措置） 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安保会議及び閣議で決定
06 (平成18) 年	7月5日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、6発は日本海上に落下、1発は発射直後に爆発
07 (平成19) 年	ベトリオットPAC-3の部隊配備開始 イージス艦によるSM-3発射試験開始
09 (平成21) 年	3月27日：初めて弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月5日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、東北地方上空から太平洋に通過 7月4日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
12 (平成24) 年	3月30日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月13日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、1分以上飛翔し、数個に分かれて黄海上に落下 12月7日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月12日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過
14 (平成26) 年	北朝鮮が3月、6月及び7月に弾道ミサイルを発射 3月3日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 3月26日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも600km以上飛翔し、日本海上に落下 6月29日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月9日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月13日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月26日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下
15 (平成27) 年	3月2日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下
16 (平成28) 年	北朝鮮が「人工衛星」と称するものを含め、1年間に20発以上の弾道ミサイルを発射 2月3日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 2月7日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過 3月10日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 3月18日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約800km飛翔し、日本海上に落下 4月15日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 4月23日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 4月28日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射 5月31日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 6月22日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、1発目は約100km飛翔し、北朝鮮東岸付近に落下、2発目は約400km飛翔し、日本海上に落下 7月9日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 7月19日：北朝鮮が3発の弾道ミサイルを発射、1発目は約400km飛翔し、日本海上に落下、2発目は飛翔を継続せず日本海上に落下せず細部不明、3発目は約500km飛翔し、日本海上に落下 8月3日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、1発は約1,000km飛翔し日本海上のわが国EEZ内に落下、もう1発は発射直後に爆発 8月24日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下 9月5日：北朝鮮が3発の弾道ミサイルを発射、いずれも約1,000km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 10月15日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 10月20日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 12月22日：国家安全保障会議（NSC）9大臣会合において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロック IIA）の共同生産・配備段階への移行について決定
17 (平成29) 年	北朝鮮が2月以降、10発以上の弾道ミサイルを発射 2月4日：SM-3 Block IIA 海上発射試験実施 2月12日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下 3月6日：北朝鮮が4発の弾道ミサイルを発射、約1,000km飛翔し、日本海上に落下（3発はわが国EEZ内に落下） 4月5日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約60km飛翔し、日本海上に落下 4月16日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、発射直後に爆発 4月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約50km離れた内陸部に落下 5月14日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約800km飛翔し、日本海上に落下 5月21日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下 5月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約400km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 6月22日：SM-3 Block IIA 海上発射試験実施 7月4日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約900km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 7月28日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約1,000km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 8月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約2,700km飛翔し、わが国上空を通過して太平洋上に落下 9月15日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約3,700km飛翔し、わが国上空を通過して太平洋上に落下 11月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約1,000km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 12月19日：国家安全保障会議（NSC）及び閣議において、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基の導入について決定
18 (平成30) 年	1月31日：米国がSM-3 Block IIA 発射試験実施 6月1日：イージス・アショア2基の配備候補地（秋田県陸上自衛隊新屋演習場、山口県陸上自衛隊むつみ演習場）を公表 7月30日：イージス・アショアの構成品（LMSSR）を選定 10月26日：米国がSM-3 Block IIA 海上発射試験実施 10月29日：イージス・アショア配備に係る各種調査を開始 12月11日：米国がSM-3 Block IIA 発射試験実施
19 (令和元) 年	5月4日：北朝鮮が弾道ミサイルを発射 5月9日：北朝鮮が弾道ミサイルを発射 5月27日・28日：イージス・アショア配備に係る各種調査の結果及び防衛省の検討結果を秋田県・山口県の首長等に説明 7月25日：北朝鮮が弾道ミサイルを発射 8月6日：北朝鮮が弾道ミサイルを発射

資料19 国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（平成30年度）

形態	訓練内容（想定）	日付	場所（累積回数）
実動訓練	爆発物を用いたテロ	31.1.11	愛知県（5回）
図上訓練	爆発物を用いたテロ、立てこもり事案	30.11.20	静岡県（5回）
	爆発物、化学剤を用いたテロ	31.2.1	熊本県（4回）
図上・実動訓練	爆発物、化学剤を用いたテロ	31.2.17	兵庫県（4回）
	爆発物、化学剤を用いたテロ	31.1.24～25	沖縄県（4回）
実動訓練	爆発物を用いたテロ	30.9.26	大分県（5回）
	化学剤を用いたテロ、立てこもり事案	30.10.31	富山県（9回）
	化学剤を用いたテロ	30.11.20	東京都（7回）
	爆発物、化学剤を用いたテロ	30.11.21	大阪府（4回）
	爆発物、化学剤を用いたテロ	31.1.15	岩手県（6回）
	爆発物を用いたテロ、立てこもり事案	31.1.31	宮崎県（6回）
	爆発物、化学剤を用いたテロ	31.2.5	大阪府（5回）
	爆発物を用いたテロ、立てこもり事案	31.2.24	徳島県（11回）
	爆発物、化学剤を用いたテロ	31.3.9	神奈川県（6回）
	図上訓練	爆発物、化学剤を用いたテロ、立てこもり事案	30.9.6
爆発物を用いたテロ、たてこもり事案		30.11.15	山形県（7回）
爆発物を用いたテロ		30.11.30	福岡県（6回）
爆発物を用いたテロ、立てこもり事案		30.12.19	茨城県（5回）

形態	訓練内容（想定）	日付	場所（累積回数）
図上訓練	爆発物、化学剤を用いたテロ、立てこもり事案	30.12.26	鹿児島県（4回）
	化学剤を用いたテロ、立てこもり事案	31.1.9	福井県（13回）
	爆発物を用いたテロ、立てこもり事案	31.1.22	三重県（5回）
	爆発物を用いたテロ、立てこもり事案	31.1.24	新潟県（4回）
	爆発物、化学剤を用いたテロ	31.1.25	沖縄県（4回）
	爆発物、化学剤を用いたテロ	31.1.30	滋賀県（5回）
	爆発物を用いたテロ	31.2.8	福島県（4回）
	爆発物、化学剤を用いたテロ、立てこもり事案	31.2.13	石川県（2回）

（注）平成19年度については、15府県で実施
 平成20年度については、18県で実施
 平成21年度については、14都県で実施
 平成22年度については、10府県で実施
 平成23年度については、12道県で実施
 平成24年度については、11県で実施
 平成25年度については、12都県で実施
 平成26年度については、13県で実施
 平成27年度については、15都道県で実施
 平成28年度については、22都府県で実施
 平成29年度については、28都府県で実施

資料編

資料20 防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組

12（平成24）年	4月：日米首脳会談において、サイバー問題についての政府一体となった関与を強化するべく包括的対話を立ち上げることで一致 6月：「内閣官房情報セキュリティセンター（NISC：National Information Security Center）」に「情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT：CYber incident Mobile Assistance Team）」設置 9月：「防衛省・自衛隊によるサイバー空間の安定的・効果的な利用に向けて」策定
13（平成25）年	5月：日米首脳会談を踏まえ、「第1回日米サイバー対話」開催 7月：防衛省及びサイバーセキュリティに関心の深い防衛産業にて「サイバーディフェンス連携協議会（CDC：Cyber Defense Council）」を設置 8月：日米防衛相会談において、サイバーセキュリティ分野における日米防衛協力を一層促進する観点から、防衛当局間の協力の新たな枠組みを検討することで一致 10月：日米防衛当局間で「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG：Cyber Defense Policy Working Group）」を設置
14（平成26）年	3月：「自衛隊指揮通信システム隊」のもとに「サイバー防衛隊」新編 11月：「サイバーセキュリティ基本法」成立
15（平成27）年	1月：内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」設置 1月：内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）」設置 5月：CDPWG共同声明発表 9月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定
16（平成28）年	4月：防衛省に「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を設置
18（平成30）年	1月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）への日本の参加が承認される 7月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定 12月：「サイバーセキュリティ基本法」改正
19（平成31）年	3月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）に防衛省職員を派遣 4月：「サイバーセキュリティ協議会」設置 4月：日米安全保障協議委員会（日米2+2）において、サイバー分野における協力を一層強化していくことで一致するとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認

資料21 災害派遣の実績（過去5年間）

年度	26	27	28	熊本地震※ (28)	29	九州北部豪雨※ (29)	30	平成30年7月豪雨※ (30)	平成30年北海道胆振東部地震※ (30)
件数	521	541	515	—	501	—	430	12	1
人員（人）	6万6,267	3万0,035	3万3,123	約81万4,200	2万3,838	約8万1,950	2万2,665	約95万7,000	約21万1,000
車両（両）	9,621	5,170	5,824	—	3,340	約7,140	3,090	約4万9,500	約1万7,800
航空機（機）	1,232	888	725	2,618	792	169	644	340	230
艦艇（隻）	0	2	11	300	39	0	11	150	20

※ 熊本地震、九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震については、それぞれの年度の派遣実績から除く。

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘

支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

- 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2 米陸軍司令部能力の改善

- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスター・ヘリポートに出入りすることができる。
- 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15へ

クター)、また、道路及び地下を通る線路のため(約2ヘクター)に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。

- 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分(約35ヘクター)は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。
- キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部(1.1ヘクター)は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3 横田飛行場及び空域

- 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
- 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
 - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
 - 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
 - 日本における空域の使用に関する、民間及び(日本及び米国の)軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。
- 日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
 - この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
 - 両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄

からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機(隣接する空域内のものを含む)の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
 - 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
 - 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。
- ### 5 ミサイル防衛
- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
 - 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
 - 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
 - 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。
- ### 6 訓練移転
- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
 - 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
 - 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
 - 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
 - 一般に、共同訓練は、1回につき1~5機の航空機が1~7日間参加するものから始め、いずれ、6~12機の航空機が8~14日間参加するものへと発展させる。
 - 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
 - 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。
- (別添概念図省略)

資料23 日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(仮訳) (平成24年4月27日)

日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(概要)

前文

- (1) 2006年5月の「再編のロードマップ」に定められた計画の調整を決定。
- (2) 海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定。
- (3) 米海兵隊の新しい態勢に加え、日本の防衛態勢の強化及び日米間の動的防衛協力の推進により、日米同盟全体の抑止力が強化される旨確認。

1. グアムと沖縄における部隊構成（人数は定員）

- (1) 米国は、海兵空地任務部隊（MAGTF）を沖縄、グアム、ハワイに置くとともに、豪州へのローテーション展開を構築する。
- (2) 約9000人の海兵隊員が沖縄から日本国外に移転。
- (3) 沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは「再編ロードマップ」の水準と一致。
- (4) グアムにおける海兵隊は約5000人となる。
- (5) 海兵隊のグアム移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは、86億ドル。日本側の財政的コミットメントは、2009年のグアム協定の真水（2008米会計年度ドルで28億ドルが限度）となる。他の形態での財政支援（出融資）は利用しない。次項2.（2）の協力で貢献する場合もこのコミットメントの内数。

2. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

- (1) アジア太平洋地域の平和、安定及び繁栄を促進する重要性を確認。日本政府はODAの戦略的な活用（例：沿岸国への巡視船の提供等）を含む様々な措置をとる。
- (2) 日米両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦において日米が共同使用する訓練場の整備に向けた協力を検討し、2012年末までに協力分野を特定。

3. 沖縄における土地返還

- (1) ① 手続後の速やかな返還が可能な区域
：キャンプ瑞慶覧の一部（西普天間住宅地区、及び施設技術部地区内の倉庫地区の一部）、牧港補給地区の一部（北側進入路、第5ゲート付近）
- ② 県内移設後に返還が可能な区域
：牧港補給地区の一部（倉庫地区の大半を含む）、キャンプ瑞慶覧の一部（インダストリアル・コリドー等）、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
- ③ 海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域
：キャンプ瑞慶覧の一部、牧港補給地区の残余
- (2) 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末までに作成。

4. 普天間代替施設と普天間飛行場

- (1) 現行の移設案が唯一の有効な解決策であることを再確認。
- (2) 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場を安全に運用し、環境を保全するために必要となる補修事業について、日米が相互に貢献。

（以上）

共同発表の全文（仮訳）については、防衛省ホームページをご参照ください。（https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/kyougi/2012/04/js_27_j.html）

資料24 日米防衛協力のための指針（平成27年4月27日）（仮訳）

I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・政府一体となつての同盟としての取組
- ・地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛

力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。

日米防衛協力のための指針（以下「指針」という。）は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

II. 基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方に従う。

- A. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- B. 日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む国際法に合致するものである。
- C. 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- D. 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

III. 強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面的な調整を行うことが必要となる。

二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A. 同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保持される。

B. 強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間の運用面の調整は、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍との間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されることが引き続き重要であることを認識する。

自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C. 共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあらかじめ特定することを含め、関連情報を交換する。

日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定される。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、このメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織により補佐される。

共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時かつ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠であることを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。

- ・ 状況を評価すること
- ・ 情報を共有すること、及び
- ・ 柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A. 平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力によるものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。

自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関の調整及び協力の強化を含む。

自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性

に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移を常統的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のISR活動を行うことを含む。

2. 防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサイル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

3. 海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

4. アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

5. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に行う。自衛隊及び米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

7. 施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にまだ至っていない状況において、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。早期の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。

日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時からの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。

1. 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避

及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国の非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。

日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避させるための活動における調整を平時から強化する。

2. 海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安全保障を強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

3. 避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

4. 捜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、捜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘捜索・救難活動に対して支援を行う。

5. 施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。

6. 後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

7. 施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C. 日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。

日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第四章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

1. 日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な政

府一体となつての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。

自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合

a. 整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。

日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。

日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となつての取組を進める。

米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。

日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

b. 作戦構想

i. 空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ii. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。

自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

iii. 海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防備、

日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その他の形態の協力を通じて強化される。

iv. 陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。

自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

v. 領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。

領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護する。

米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。

日米両政府は、第VI章に示す二国間協力の従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力する。

自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力する。

c. 作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動において協力する。

i. 通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、共通作戦状況図を維持する。

ii. 搜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘搜索・救難活動を含む搜索・救難活動において、協力し及び相互に支援する。

iii. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公

共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

iv. 施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、施設の追加提供を行う。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

v. CBRN（化学・生物・放射線・核）防護

日本政府は、日本国内でのCBRN事案及び攻撃に引き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、CBRN事案及び攻撃の予防並びに対処関連活動において、適切に日本を支援する。

D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1. アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護において協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

2. 搜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘搜索・救難活動を含む搜索・救難活動において、協力し及び支援を行う。

3. 海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

4. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道ミサイル発射の早期探知を確実にを行うため、情報交換を行う。

5. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E. 日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民

問主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。

日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる。

V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。

日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なきは、次に示す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。この協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A. 国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。

日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ、当該活動の調整を行うことができ、また、これらの活動において三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円滑かつ実効的な協力のため、適切な場合に、手順及びベストプラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般的な協力分野は次のものを含む。

1. 平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なきは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。

2. 国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なきは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3. 海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、日米両政府は、適切なきは、緊密に協力する。協力して行う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4. パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的と

して、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。

5. 非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なきは、ISR活動において協力する。

7. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するため、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

8. 後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B. 三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。

日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力

A. 宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与え、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇宙関係の装備・技術（ホステッド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。

自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き続き、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となつての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なきは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なきは、関係能力の再構築において協力する。

B. サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向

上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。

自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

- ・各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持すること
- ・サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行うこと
- ・任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステムの抗たん性を確保すること
- ・サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となつての取組に寄与すること
- ・平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセキュリティのための実効的な協力を確実にを行うため、共同演習を実施すること

自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及びサービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づき、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。

Ⅶ. 日米共同の取組

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。

A. 防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備

を推進するため、次の取組を行う。

- ・装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成及び役務の相互提供において協力する。
- ・相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。
- ・効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、互恵的な防衛調達を促進する。
- ・防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探求する。

B. 情報協力・情報保全

- ・日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力及び情報共有を強化する。
- ・日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするため、引き続き、秘密情報の保護に関連した政策、慣行及び手続の強化における協力を推進する。
- ・日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の機会を探求する。

C. 教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤となる。

Ⅷ. 見直しのための手順

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、この指針が変化する場合に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新する。

資料25 日米協議（閣僚級）の実績（16（平成28）年以降）

	概要・成果など
2016.9.15 日米防衛相会談 ／ワシントン 出席者 福田防衛大臣 カーター国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・尖閣諸島に関する米国の立場を再確認 ・東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対することで一致 ・北朝鮮の挑発的な行為について、引き続き同盟調整メカニズム（ACM）の活用を含め、日米二国間で緊密に連携していくことを確認 ・日米韓をはじめとする3か国間の防衛協力のほか、多国間の枠組みによる協力を強化していくことで一致 ・先般施行された平和安全法制の下、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認するとともに、新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続き進めていくことを確認 ・沖縄での軍属逮捕事件について、2016年7月の共同発表を踏まえ、引き続き事務レベルの協議を行っていくことを確認 ・日本側から、辺野古が唯一の解決策であるとの立場を普遍である旨発言。米側から、引き続き協力していく旨発言 ・嘉手納以南の施設・区域や北部訓練場の過半の早期返還に向けて取り組むことで一致
2016.12.7 日米防衛相会談 ／東京 出席者 福田防衛大臣 カーター国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮の核・ミサイル開発や東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対することで一致 ・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・日米韓をはじめとする3か国間の防衛協力のほか、多国間の枠組みによる協力を強化していくことで一致 ・現在の強固な日米同盟を基盤として、日米が引き続き緊密に連携していくことで一致 ・日米ACSAの署名及び平和安全法制に基づく日米共同訓練が開始されるなど新ガイドライン及び平和安全法制の下で進められている取組を歓迎 ・沖縄での軍属逮捕事件について、2016年7月の共同発表を踏まえ、引き続き事務レベルの協議を行っていくことを確認 ・同年12月の北部訓練場の過半の返還を実現するため日米が協力することを確認 ・普天間飛行場代替施設に関し、辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 ・日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、米側からは引き続き協力していく旨発言
2017.2.4 日米防衛相会談 ／東京 出席者 福田防衛大臣 マティス国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・東シナ海・南シナ海における中国の活動は、アジア太平洋地域における安全保障上の懸念であるとの認識を共有 ・北朝鮮による核・ミサイル開発の進展は、日米両国と地域の安定に対する安全保障上の重大な脅威であるとの認識で一致 ・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・東シナ海への関与を強化することで一致 ・日米韓をはじめとする3か国間の防衛協力のほか、多国間の枠組みによる協力を強化していくことで一致 ・日本側から、防衛力を強化し、同盟における我が国の役割を拡大していく旨述べた ・米側から、米国は日本の防衛に引き続きコミットしていく旨述べ、継続したプレゼンスを通して同地域への米国のコミットメントを強化していく旨強調 ・米国の拡大抑止の揺るぎないコミットメントを含む日米同盟の重要性を確認 ・2015年に策定されたガイドラインを踏まえつつ日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する必要があるとの認識で一致 ・日本側から、在日米軍再編の着実な進展に向けた協力を要請。米側からは、日米で連携して進めたい旨発言 ・普天間飛行場の移設に関し、辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 ・日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、在日米軍の安定的な駐留を確保するため協力することで一致

	概要・成果など
2017.6.3 日米防衛相会談 ／シンガポール 出席者 福田防衛大臣 マティス国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射等は、日米両国と地域の安定に対する明らかな挑発であり、断じて容認できず、日米に加え日米韓が緊密な連携を実施していくことが重要との認識で一致 ・日本側から、空母打撃群の派遣を含む米国による地域の平和及び安定への目に見えるコミットメントを高く評価するとともに、北朝鮮に対する圧力を強化していくことが重要である旨発言 ・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・東シナ海の平和と安定の確保や南シナ海への関与について、日米間の協力を深化させていくことを確認 ・日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する必要があるとの認識で一致し、日本海で実施されている自衛隊と空母打撃群との共同訓練をこれに資するものとして歓迎 ・日米安全保障協議委員会（SCC）の早期開催に向け引き続き調整を進めることで一致 ・在日米軍再編計画を着実に進展させることで一致し、米側から、引き続き、日米で緊密に協力していくことへのコミットメントを表明 ・普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 ・日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、在日米軍の安定的な駐留を確保するため協力することで一致
2017.8.17 日米安全保障協議 委員会 （[2+2]）／ワシ ントン 出席者 小野寺防衛大臣 河野外務大臣 マティス国防長官 ティラソン國務長 官	<ul style="list-style-type: none"> ・日米同盟を更に強化する意図を確認するとともに、同盟がアジア太平洋地域の平和と安全の礎であり続ける旨を確認。 ・米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じて日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認 ・北朝鮮による核・ミサイル開発は断じて容認できないとした上で、北朝鮮に対する圧力強化を更に進めていくことが必要である旨確認。 ・引き続き日米、日米韓で緊密に連携しながら、北朝鮮の脅威を抑止するため、同盟としての防衛態勢の強化と能力の向上を図る具体的取組を進めていくことで一致 ・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・東シナ海の平和と安定のため日米が引き続き協力していくことで一致 ・南シナ海情勢について、航行の自由を支える各々の活動を始め、日米の継続的な関与が重要である旨一致 ・日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する取組を進めることで一致。特にあらゆる事態において同盟としてのシームレスな対応を確保するため、日米両国の各々の役割、任務及び能力の見直しを通じたものを含め、同盟を更に強化する具体的な方策及び行動を立案 ・日本は、次期中期防計計画期間を見据え、同盟における役割の拡大と防衛協力の強化を意図 ・米国は、最新鋭の能力の日本への展開にコミット ・閣僚からのガイダンスに基づき、立案作業を進めるよう事務当局に指示 ・「日米防衛協力のための指針」の実施についてコミットメントを再確認 ・相互のアセット防護の運用開始及び新日米ACSA発効を歓迎 ・米国の拡大抑止が日本の安全並びにアジア太平洋地域の平和と安定の確保に果たす不可欠な役割を再確認 ・共同計画、防空及びミサイル防衛、非戦闘員退避のための活動（NEO）、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全に係る協力の強化・加速を確認 ・宇宙、サイバーにおける協力の拡大、協力に向けた協議の深化 ・地域のパートナーとの三カ国及び多国間の安全保障・防衛協力の進捗を強調 ・日米韓共同訓練を拡大し、情報共有の強化を強調 ・東南アジア諸国への能力構築支援や防衛装備・技術移転を一層強化する意図を確認 ・政府全体にわたる、海洋安全保障に係る能力構築に関する対話の立ち上げに係るコミットメントを確認 ・普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを再確認 ・既存の在日米軍再編計画の着実な実施へのコミットメントを再確認 ・在日米軍駐留経費負担全体の水準等を再確認 ・共同使用の促進を再確認 ・環境及び軍属に関する日米地位協定の着実な実施の重要性を強調
2017.8.17 日米防衛相会談 ／ワシントン 出席者 小野寺防衛大臣 マティス国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・日米両国の国防当局のトップの間の信頼関係の確立の重要性や、協力して日米同盟強化に取り組むことで一致 ・北朝鮮の問題について意見交換し、日本側から、今は圧力を強化すべき時であること、今後も米軍と連携してあらゆる事態に万全を期すために必要な措置を講じる旨発言 ・北朝鮮の問題への対応については、日米の緊密な意思疎通と連携が不可欠であることを確認し、北朝鮮への圧力を一層強化していくこととや、北朝鮮の脅威を抑止するため防衛態勢と能力の向上に取り組むことで一致 ・厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、日米双方が能力向上に取り組むとともに、ガイドラインの実効性確保の取組を進め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことで一致
2017.10.23 日米防衛相会談 ／フィリピン 出席者 小野寺防衛大臣 マティス国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮の核・ミサイル開発の状況・見通しについて情報を共有 ・日本側から、北朝鮮の核・ミサイル開発が我が国を含む地域の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威となっていることを踏まえ、いかなる事態にも同盟として連携した対応がとれるよう、しっかりと議論していく必要がある旨発言、米側からも同様の立場が示され、米国の拡大抑止のコミットメントを含め、日本の防衛に対する強い決意を改めて表明 ・北朝鮮の弾道ミサイルの脅威の高まりを踏まえ、万全の防衛態勢を確保することで一致し、イージス・アショアを中心とした新規BMDアセットの導入について日米が協力していくことを確認したほか、イージス艦を含む日米のアセットによる運用面での連携を一層緊密なものとしていくことで一致 ・累次の北朝鮮の挑発行動に際しての電話会談等を通じ、高いレベルのコミュニケーションが確保されていることを歓迎し、引き続き日米間で緊密に情報共有していくことを確認 ・北朝鮮に対する目に見える形での圧力をかけ続けていくことや、今後の対応における日米の緊密な連携の重要性を確認 ・日米韓三カ国での緊密な協力を進めることを改めて確認 ・東シナ海の醸成を引き続き注視し、その平和と安全のため、日米が協力していくことで一致 ・南シナ海の情勢も踏まえた東南アジア地域への関与の重要性を確認し、ADMMプラスの枠組みによる域内の多国間安全保障協力・対話の発展を歓迎 ・日本側から、日ASEAN防衛協力の指針「ビエンチャン・ビジョン」に基づきASEANの能力向上のための取組を進めていく旨発言 ・能力構築支援をはじめ、日米が連携して東南アジア諸国との防衛協力を推進していくことで一致 ・日本側から、在日米軍の安定的な駐留を確保するために、地元の理解を得ることが不可欠であり、安全な運用を心がけていただくよう伝達
2018.4.20 日米防衛相会談 ／ワシントン 出席者 小野寺防衛大臣 マティス国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・米朝首脳会談を含めた今後の北朝鮮問題への対応に関し、国防当局間の認識・方針を綿密にすり合わせ、一致していることを確認 ・最近、北朝鮮側から対話を求めてきているといった姿勢の変化はあるものの、北朝鮮による非核化に向けた具体的な取組が確認されていないことに留意し、引き続き北朝鮮の動向を注視する必要があるとの認識で一致 ・日本側から、北朝鮮に全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画を放棄させるため、最大限の圧力を維持する必要があることを述べ、北朝鮮が完全で、検証可能な、不可逆的な方法で全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画の放棄を目指すとの方針の下、圧力・制裁を維持していくことを確認 ・海上自衛隊によるいわゆる「瀬取り」に関する取組について、米側から、同取組を賞賛するとともに、米国は他の多様なパートナーと共に、日本と連携してこの取組を進めていく旨の発言 ・共同訓練の実施等を通じて日米韓三カ国や多国間の協力を推進していくことを確認 ・いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることと一致 ・自衛隊による米軍の警護や、米軍への物品・役務の提供等、平和安全法制及びガイドラインの下での新たな日米協力が進められていることを歓迎し、平和安全法制及びガイドラインの着実な実施を通じて日米防衛協力の一層の推進を再確認 ・日本側から、我が国の将来の防衛力整備について、本年末に向けて防衛大綱の見直しや次期中期防策定の検討を進めている旨説明し、両閣僚は、引き続き緊密に情報交換していくことで一致 ・日本側から、厳しい安全保障環境を踏まえ、我が国の防衛力強化のため、今後とも米国装備品を含む高性能な装備品の導入が重要であることを伝え、両閣僚は、イージス・アショアを始めとする我が国の米国製装備品の導入について、FMSに関する諸課題の改善等を通じ、円滑かつ速やかに日本側が調達できるよう協力して取り組んでいくことを確認 ・日本側から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、米側から、安全な運用の確保は重要である旨の認識 ・日本側から、沖縄を始めとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、地元の理解を得る取組について協力していくことで一致

	概要・成果など
2018.5.29 日米防衛相会談 ／ハワイ 出席者 小野寺防衛大臣 マティス国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の北朝鮮問題をめぐる状況を踏まえ、今後の北朝鮮問題への対応に関し、防衛当局間の認識・方針をすり合わせ、一致していることを改めて確認 ・日本側から、米朝首脳会談を、核、ミサイル、拉致問題といった諸懸案が前進する機会にすることが重要との認識を伝え、北朝鮮による生物及び化学兵器を含む全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を目指すとの方針の下、圧力・制裁を維持し、国際社会の連携の下で北朝鮮の政策を変えさせることが重要との認識で一致 ・北朝鮮によるいわゆる「瀬取り」に対し、英国、豪州、カナダ等の関係国との連携した取組を歓迎し、引き続き日米が有志国と連携して進めていくことと一致するとともに、在韓米軍を含む地域の米軍の抑止力の重要性を再確認 ・米側から、米国の日本防衛へのコミットメントが改めて示され、いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることで一致 ・地域の課題について意見交換し、中国が東シナ海・南シナ海で力を背景とした一方的な現状変更の試みを続けていることを踏まえ、引き続き東シナ海の情勢を注視し、平和と安定のために協力していくことと、南シナ海への日米の継続的な関与が重要であることで一致 ・中国の軍事力強化や我が国周辺海空域における活動の活発化に留意しつつ、地域の平和と安定のために日米が連携し、防衛力強化の取組を通じて同盟の抑止力・対処力の強化に取り組むことで一致 ・自由で開かれたインド太平洋の確保のため、同盟国や多様なパートナーと協力していくことの重要性を改めて確認し、法の支配、航行の自由等の基本的原則の定着や能力構築支援などにおいて、日米や日米豪が連携して進めることで一致 ・日本側から、米軍の安全な運用の確保や沖縄を含む地元の理解を得る取組に向けた協力を改めて要請
2018.6.29 日米防衛相会談 ／東京 出席者 小野寺防衛大臣 マティス国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の北朝鮮問題をめぐる状況を踏まえ、今後の北朝鮮問題への対応に関し、防衛当局間の認識・方針をすり合わせ、一致していることを改めて確認 ・国連安保理決議に従い、北朝鮮による生物及び化学兵器を含む全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を実現するため、日米が国際社会と連携して取り組むことで一致し、北朝鮮によるいわゆる「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことを確認 ・米側から、米韓合同軍事演習の停止について説明があり、在韓米軍の撤退・縮小は検討されていないこと、在韓米軍を含む地域における米軍の抑止力の重要性を再確認 ・米側から、日本防衛へのコミットメントが改めて示され、日米共同訓練の着実な実施をはじめ、同盟の抑止力・対処力強化の取組を進めることで一致 ・米国防長官の中国訪問を踏まえ意見交換を行い、いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることで一致 ・尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認し、引き続き東シナ海の情勢を注視し、平和と安定のために協力していくことで一致 ・法の支配、航行の自由等の基本的原則の定着に向けた協力の重要性を確認 ・FMSに関わる諸課題の改善等が進捗していることを歓迎し、日本側が効率的な調達をできるよう引き続き協力して取り組んでいくことを確認 ・米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致し、日本側から、米軍の安全な運用の確保に向けた協力を要請
2018.10.19 日米防衛相会談 ／シンガポール 出席者 岩屋防衛大臣 マティス国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・自由で開かれたインド太平洋の重要性についてあらためて認識を共有するとともに、日米が多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認 ・ADMMプラスの枠組みによる域内の多国間安全保障協力・対話の発展を歓迎し、法の支配、航行の自由等の基本的原則の定着や能力構築支援等の平和と安定のための取組において、関係国との協力を強化していくことで一致 ・中国が東シナ海・南シナ海で力を背景とした一方的な現状変更の試みを続けていることを踏まえ、東シナ海の平和と安定のため日米が協力していくことを確認。また、南シナ海への日米の関与が重要であることを確認 ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を求めていくことを確認 ・安保理決議の実効性を確保する取組の一環として、北朝鮮によるいわゆる「瀬取り」に対し、関係国との連携した取組が重要であることを確認するとともに、2018年9月以降、豪州、ニュージーランド及びカナダの参加を得て警戒監視活動が実施されていることを歓迎し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致 ・在韓米軍が地域を安定化させるものであり、在韓米軍の変更は何ら計画されていないことを確認 ・日米共同訓練の着実な実施をはじめ、同盟の抑止力・対処力強化のため取り組んでいくことで一致 ・日本側の米国装備品の導入について、FMSに関わる諸課題の改善等に関し引き続き協力していくことを確認 ・日本側から、防衛計画の大綱の見直しや次期中期防策定の検討状況を説明し、引き続き緊密に情報交換していくことで一致 ・普天間飛行場の辺野古崎沖への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを改めて確認 ・米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致 ・日本側から、米軍の安全な運用の確保や地元の理解を得る取組に向けた協力を要請
2019.1.16 米国防長官代行との会談 ／ワシントン 出席者 岩屋防衛大臣 シャナン国防長官代行	<ul style="list-style-type: none"> ・米側は、大綱・中期防を支持するとともに、日本が大綱・中期防により、防衛体制を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていく強い決意を示したことを歓迎 ・現在の安全保障環境について、国家間の競争が顕在化していること、また、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における技術優位の重要性が高まっているとの認識を共有 ・防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画、米国国家防衛戦略に基づき双方が行う取組において緊密に連携すること、また、日米ガイドラインの下、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むこと、さらには、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、他国とも連携しながら日米が基軸となって、望ましい安全保障環境の創出に取り組むことで一致 ・下記の各点を含め、幅広い分野における協力を強化・拡大させていくことを確認 <ul style="list-style-type: none"> ○宇宙、サイバー、電磁波といった「新たな領域」における日米協力を推進していくこと。米国は、日本のシュリーパー演習への初の参加を歓迎 ○インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案し、共同訓練、能力構築支援等の分野において緊密に連携していくこと ○自衛隊による米軍の警護や、米軍への物品・役務の提供等、平和安全法制及びガイドラインの下での運用面での日米協力が進捗していることを歓迎し、より一層推進していくこと ○FMSに関わる諸課題の改善等が進捗していることを歓迎しつつ、FMS合理化に引き続き取り組むこと。価格の透明性確保や精算遅延の改善、複数年度調達の実現・促進に係る取組の強化についての協力 ○イーゼス・アショア、E-2D、F-35を始めとする高性能な米国製装備品の導入について、引き続き導入コストの管理を含め、円滑かつ速やかに日本側が導入できるよう協力すること ○日米共同研究・開発の推進を含め、防衛装備・技術協力を強化していくこと ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を求めていくことを確認 ・北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致 ・日米同盟と米韓同盟に基づく抑止力は地域の安全保障に不可欠との認識を共有しつつ日米共同訓練を着実に実施することで一致 ・東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由等の定着に向けた協力の重要性を確認 ・尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認し、東シナ海の平和と安定のため日米が協力していくことを確認 ・普天間飛行場代替施設の建設工事に係る最近の進展を確認し、普天間飛行場の辺野古崎沖への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認するとともに、日本側から、沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、引き続き、米軍再編計画の着実な進展や訓練移転の着実な実施のため、日米で緊密に協力していくことで一致 ・米軍の安全な運用の確保の重要性を確認

	概要・成果など
2019.4.19 日米安全保障協議 委員会 (2+2) / ワシ ントン 出席者 岩屋防衛大臣 河野外務大臣 シャナハン国防長 官代行 ボンベオ国務長官	<ul style="list-style-type: none"> 日米同盟が、インド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であることで一致するとともに、日米両国が共に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むことで一致 共同訓練や寄港などを通じ、地域のパートナー国とも連携しつつ、日米が共同で地域におけるプレゼンスを高めていくことを確認 わが国の新たな「防衛大綱」を含む日米両国の戦略的政策文書の整合性を歓迎し、宇宙、サイバー及び電磁波といった新たな領域における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力を強化していくことで一致 安保理決議に従って、北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での放棄を実現すべく取り組むことで一致するとともに、「瀬取り」への対処を含む国連安保理決議の完全な履行に関し、他のパートナー国とも連携して日米で引き続き協力していくことを確認 地域における米軍の態勢が強固であり続けることを再確認するとともに、地域における抑止力や安全の確保について対話を深め、今後とも日米、日米韓で緊密に連携していくことで一致 北朝鮮に対し、日本人拉致問題を即時に解決するよう求めることで一致 インド太平洋地域の安全保障環境について、東シナ海及び南シナ海における現状を変更しようとする一方的かつ威圧的な試みに関し、深刻な懸念及び強い反対の意を表明 東シナ海の平和と安定の確保のために協働する決意を再確認するとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること及び両国は同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認 宇宙関連能力に係る協力を深めることを確認し、日本によるディープ・スペース・レーダーの開発や日本の準天頂衛星への米国の宇宙状況監視（SSA）ペイロードの搭載を通じたSSA能力向上のための協力を促進していくことで一致 サイバー分野における協力を強化していくことで一致し、国際法がサイバー空間に適用されるとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認 日米同盟の抑止力・対処力を高めるため、効率的かつ効果的な防衛力整備を進めることが重要であることを確認し、高性能の装備品の日本への導入を進めるとともに、FMS調達を更に進めるために協力していくことで一致 情報保全の重要性を確認するとともに、任務保証に必要となる、防衛産業基盤、政府ネットワーク及び重要インフラに対する脅威に留意しつつ、一層のサプライチェーン・セキュリティの必要性につき一致 日米同盟の即応性を高めるため、相互のアセット防護、後方支援、共同ISRといった運用面における協力を更に深化させることで一致 日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することで一致 普天間飛行場代替施設（FRF）の建設にかかるとともに、普天間飛行場の固定化を避けるためには、辺野古への移設が唯一の解決策であることを改めて確認 河野外務大臣から、こうした米軍再編を着実に実施しつつ、米軍の運用や地位協定をめぐる課題について、一つ一つ前に進めることを含め、地域住民の負担を軽減していくことが重要である旨を米側に伝達 岩屋防衛大臣からは、外来機の騒音を含め、米軍の運用が地元と与える影響が最小限となるよう米側に要請 日本側から、事件・事故の防止についても米側に要請
2019.4.19 米国防長官代行との 会談 / ワシントン 出席者 岩屋防衛大臣 シャナハン国防長 官代行	<ul style="list-style-type: none"> 日米「2+2」が成功裏に開催されたことを歓迎するとともに、今後とも、日米両国の国防当局間で緊密に連携して日米同盟強化に取り組むことを確認 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な放棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認 北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致 日米同盟と米韓同盟に基づく抑止力の重要性について確認するとともに、日米共同訓練を着実に実施することで一致 日米防衛協力について、領域横断作戦のための日米協力を推進することで一致し、宇宙・サイバー・電磁波領域における協力をより一層進展させることを確認 FMS調達の合理化に引き続き取り組むことを確認するとともに、日米共同研究・開発を推進し、防衛装備・技術協力を強化していくことで一致 米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致
2019.6.4 岩屋防衛大臣と シャナハン米国防 長官代行との会談 / 東京 出席者 岩屋防衛大臣 シャナハン米国防 長官代行	<ul style="list-style-type: none"> 両国の戦略文書に基づき双方が行う取組について、日米「2+2」会合で確認された方針に沿って緊密に連携することを確認 宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域について、日米連携の深化をスピード感をもって進める必要性を確認するとともに、領域横断作戦のための日米協力を推進していくことを確認 米国の「インド太平洋戦略レポート」を歓迎。同レポートで示された、自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するための米国の取組との連携強化について一致し、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認 先のジャングリラ会合での議論等を踏まえて地域情勢等について議論 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な放棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認しつつ、今後とも日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認 米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致
2019.8.7 岩屋防衛大臣とエ スパー国防長官と の会談 / 東京 出席者 岩屋防衛大臣 エスパー国防長官	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な放棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認 北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が関係国と連携して取り組むことで一致 在韓米軍を含む地域の米軍の抑止力の重要性を確認 東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由等の定着に向けた協力の重要性を確認 尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認し、東シナ海の平和と安定のため日米が協力していくことを確認 両国の戦略文書に基づき双方が行う取組について緊密に連携すること、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致 自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認 FMS調達の合理化に引き続き取り組むことを確認 普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認 日本側から沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致 日本側から、米軍の運用が地元と与える影響が最小限となるよう要請し、米軍の安全な運用の確保の重要性を確認

資料26 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）
（平成31年4月19日）

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）

2019年4月19日、日米安全保障協議委員会（SCC）は、河野外務大臣、岩屋防衛大臣、ポンペオ國務長官、シャナン国防長官代行の出席を得て、ワシントンDCで開催された。会合において、閣僚は、全ての国が主権を有し、強固で、かつ繁栄する地域のための「自由で開かれたインド太平洋」という共通のビジョンを実現するという力強いコミットメントを確認した。日米安全保障条約が署名されてから数十年の後、日米同盟は、インド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であるとともに、一層複雑さを増す安全保障環境の中、盤石であり続ける。日米同盟は、ルールに基づく国際秩序を堅持し、日米両国民の共通の価値を促進するために不可欠な役割を果たし続ける。

閣僚は、両国の戦略的政策文書、すなわち、米国の国家安全保障戦略及び国家防衛戦略並びに日本の防衛計画の大綱の整合性を歓迎した。これらの戦略は、日米の安全保障面のパートナーシップが、2015年の日米防衛協力のための指針の目的に合致する形で、一層強固に、先進的に、かつ効果的に適応し続けることを示している。

閣僚は、国際的なルール、規範及び制度を損なおうとする地政学的競争及び威圧的試みが、日米同盟及び自由で開かれたインド太平洋という共通のビジョンに対する挑戦であるとの共通の懸念を認識した。閣僚は、こうした挑戦に立ち向かうために、日米同盟に支えられた、一層ネットワーク化された同盟及びパートナーシップの必要性を強調した。閣僚はまた、宇宙、サイバー及び電磁波を含む新たな領域における急速に進化する技術進歩に懸念を表明した。閣僚は、有事における日米同盟の優位性を確保し、平時における我々の制度及びルールに基づく秩序を守るために、これらの挑戦に共同で対処する必要性を強調した。

閣僚は、強固な二国間安全保障関係が、引き続き日米同盟の基盤であることを確認した。そのため、閣僚は、領域横断作戦における協力、日米同盟の能力強化並びに運用の即応性及び協力の強化が、我々の防衛関係を前進させる中核的目標であると決定した。閣僚は、両国が役割、任務及び能力を絶えず再評価する必要があることを確認しつつ、米国は、防衛力を強化するための日本の積極的な措置を歓迎した。

戦闘様相が変化していることを認識し、閣僚は、従来の領域と新たな領域の双方における能力向上及び更なる運用協力の重要性を強調した。閣僚は、日米同盟が領域横断作戦により良く備えるべく、宇宙、サイバー及び電磁波領域を優先分野として強調した。

サイバー空間に係る課題に関し、閣僚は、悪意のあるサイバー活動が、日米双方の安全及び繁栄にとって、一層の脅威となっていることを認識した。この脅威に対処するために、閣僚は、抑止及び対処能力を含む、サイバーに係る課題に関する協力を強化することにコミットしたが、優先事項として、各々の国が国家のネットワーク及び重要インフラ防護のための関連能力の向上に責任を負っていることを強調した。閣僚は、国際法がサイバー空間に適用されるとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条の規定の適用上武力攻撃を構成し得ることを確認した。閣僚はまた、いかなる場合にサイバー攻撃が第5

条の下での武力攻撃を構成するかは、他の脅威の場合と同様に、日米間の緊密な協議を通じて個別具体的に判断されることを確認した。

閣僚は、日本の安全及びインド太平洋地域の平和と安定を確保するに当たって米国の拡大抑止が果たす不可欠な役割を認識した。米国は、核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による日本の防衛に対するコミットメントを改めて表明した。

閣僚は、関連する国連安保理決議に従った、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での北朝鮮の全ての大量破壊兵器、弾道ミサイル並びに関連計画及び施設の放棄の実現に向けた国際社会による現在進行中のコミットメントの重要性を改めて表明した。閣僚は、米朝首脳会談を通じたものを含む、朝鮮半島の最終的かつ完全に検証された非核化を達成するための米国の外交努力を歓迎した。閣僚は、特に、違法な「瀬取り」への対処における、国連安保理決議の履行に係る国際的な取組を主導することへのコミットメントを確認するとともに、国連安保理決議の履行に参加する他のパートナー国との協力を強化し、向上させることにコミットした。閣僚はまた、北朝鮮において拘束された米国民を帰還させるための成功した取組を認識するとともに、北朝鮮に対し、日本人拉致問題を即時に解決するよう求めた。

閣僚は、地域における米軍の態勢が、強固であり続け、また、明瞭な脅威分析に基礎付けられ続けることを再確認するとともに、地域における抑止及び安全保障の確保に係る協議を深化させることを決意した。閣僚はまた、日本、米国及び韓国の間での協力の重要性を強調するとともに、三か国間の安全保障協力及び訓練を促進するために協働することにコミットした。

閣僚は、東シナ海及び南シナ海における現状を変更しようとする威圧的な一方的試みに関し、深刻な懸念及び強い反対の意を表明した。閣僚は、東シナ海の平和と安定を確保するために協働する決意を新たにするとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること及び両国が同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認した。

閣僚は、地域のパートナー国との共同演習及び寄港、海洋状況把握及び法執行といった分野における能力構築、並びに質の高いインフラを通じた持続可能な経済開発及び連結性の促進を通じたものを含め、自由で開かれたインド太平洋の実現のために二国間及び多国間で協働することへのコミットメントを新たにした。閣僚はまた、日米安全保障体制の地域における米軍の一層のプレゼンスを促進する上での極めて重要な役割を認識した。

米国が日本における前方展開兵力を引き続き維持することを可能にすべく、閣僚は、米軍再編を着実に実施すると両政府のコミットメントを再確認した。閣僚はまた、普天間飛行場代替施設（FRF）の意義のある進展を歓迎し、FRFをキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。閣僚は、同計画を可能な限り早期に完了すると強い決意を強調した。

日米同盟の深さと幅広さを認識し、閣僚は、追加的な二国間の協力の分野を詳述するファクトシートを發出することに合意した。

資料27 主な日米共同訓練の実績（平成30年度）

統合訓練

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
日米共同統合演習（実動演習）	30.10.29 ～11.8	自衛隊施設、在日米軍基地、対馬及び我が国周辺海空域並びにアメリカ合衆国グアム、北マリアナ諸島自治連邦地区及びそれらの周辺海空域	各幕僚監部、情報本部、陸上総隊、各方面隊等、自衛艦隊、各地方隊等、航空総隊、航空支援集団等 人員 約47,000名 艦艇 約20隻 航空機 約170機	インド太平洋軍、在日米軍、ミサイル防衛庁等	自衛隊の運用要領及び日米共同対処要領の演練
日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練	31.2.22、 2.25～3.1	陸上自衛隊飯塚駐屯地及び八重瀬分屯地、海上自衛隊横須賀地区及び佐世保地区、航空自衛隊横田基地、春日基地及び那覇基地並びに米海軍横須賀基地	統合幕僚監部、西部方面隊第2高射特科団及び第15高射特科連隊、自衛艦隊司令部、護衛艦「こんごう」、「みょうこう」、「すずつき」及び「あきづき」、航空総隊司令部、西部及び南西航空警戒管制団、第2及び第5高射群	第7艦隊司令部、艦艇数隻、他	弾道ミサイル対処及び防空戦闘に関するシミュレーション訓練

陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
米陸軍との実動訓練	30.5.28 ～6.30	米国アラスカ州エレメン ドルフ・リチャードソン 統合基地及び周辺訓練場 並びにドネリー訓練場	第1空挺団 約110名	第4-25歩兵旅団戦闘団及び 第1-25ストライカー旅団戦闘団 基幹 約230名	連携要領の訓練、相互 運用性向上
日米共同方面隊指揮所 演習（米国）	30.6.13 ～6.28	米国ハワイ州フォート・ シャフター米陸軍基地	陸上幕僚監部、陸上総隊司令 部、北部方面隊、東北方面隊、 教育訓練研究本部等 約150名	米太平洋陸軍司令部、在日米陸 軍司令部、第1軍団、第3海兵機 動展開部隊等 約150名	方面隊以下の指揮幕僚 活動の能力の維持・向上
米陸軍との実動訓練	30.8.23 ～9.22	米国ワシントン州ヤキマ 演習場	第1普通科連隊 1コ中隊基幹 等 約130名	第2-2ストライカー旅団戦闘団 第1-17歩兵大隊 約230名	連携要領を訓練、相互 運用性向上
米陸軍との実動訓練	30.8.26 ～9.19	王城寺原演習場、相馬原 演習場等	第9師団 第21普通科連隊基 幹 約1,200名	第76歩兵旅団戦闘団 第2-151 歩兵大隊基幹 約850名	連携要領を訓練、相互 運用性向上
米海兵隊との実動訓練	30.10.5 ～10.19	鹿児島県種子島及び同周 辺海域	水陸機動団本部、第2水陸機動 連隊、第1ヘリコプター団等 約230名	第4海兵連隊第2大隊E中隊等 約90名	連携要領を訓練、相互 運用性向上
日米共同方面隊指揮所 演習（日本）	30.12.3 ～12.17	東千歳駐屯地、仙台駐屯 地等	陸上幕僚監部、陸上総隊、北部 方面隊、東北方面隊、教育訓練 研究本部、海上自衛隊、航空自 衛隊等 約5,000名	第1軍団、第3海兵機動展開旅 団、在日米陸軍司令部等 約1,600名	方面隊以下の指揮幕僚 活動能力の維持・向上
米海兵隊との実動訓練	30.12.7 ～12.19	日出生台演習場、十文字 原演習場及び航空自衛隊 築城基地	第4師団 第41普通科連隊基 幹 約750名	第4海兵連隊第2-23大隊基幹 約250名	連携要領の訓練、相互 運用性向上
米海兵隊との実動訓練	31.1.7 ～2.16	米国カリフォルニア州 キャンプ・ベンデルトン 及び同周辺海空域	陸上総隊司令部、水陸機動団本 部、第1水陸機動連隊等 約550名	第1海兵機動展開部隊司令部、 第1海兵師団司令部、第1海兵連 隊、第3艦隊水陸両用戦隊等 約500名	連携要領の訓練、相互 運用性向上
米海兵隊との実動訓練	31.2.4 ～2.15	饗庭野演習場、今津駐屯 地及び明野駐屯地	第3師団第7普通科連隊基幹 約600名	第4海兵連隊第2-23大隊基幹、 第31海兵機動展開隊 約340名	連携要領の訓練、相互 運用性向上
米国における米陸軍と の実動訓練	31.1.20 ～3.13	米国カリフォルニア州 フォート・アーウィン（ナ ショナル・トレーニング・ センター）	第7師団第72戦車連隊基幹 約390名	アラスカ陸軍第1-25ストライ カー旅団戦闘団 約4,500名	連携要領の訓練、相互 運用性向上

海上自衛隊

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
日米共同訓練	30.4.9	九州西方海域	艦艇 1隻	強襲揚陸艦他、艦艇数隻	各種戦術訓練
日米衛生共同訓練	30.6.14	潜水艦救難艦「ちよだ」、 自衛隊横須賀病院、米海 軍病院船「マーシー」及 び横須賀米海軍病院	自衛艦隊司令部、潜水医学実験 隊、自衛隊横須賀病院、横須賀 基地業務隊、横須賀衛生隊、潜 水艦救難艦「ちよだ」 約100名	第7艦隊司令部、米海軍横須賀 基地司令部、横須賀米海軍病院、 米海軍病院船「マーシー」 約350名	衛生分野における連携 要領の演練
共同巡航訓練	30.6.16 ～6.23	グアム周辺から沖縄南方 に至る海空域	艦艇 2隻	空母他、艦艇数隻	各種戦術訓練
共同巡航訓練	30.8.15 ～8.21	関東南方から四国南方を 経て沖縄周辺に至る海空域	艦艇 1隻	空母他、艦艇数隻	各種戦術訓練
日米共同訓練	30.8.26 ～8.27	沖縄周辺海域	艦艇 1隻	強襲揚陸艦他、艦艇数隻	各種戦術訓練
日米共同訓練	30.8.31	フィリピン西方海空域	艦艇 3隻	空母他、艦艇数隻	各種戦術訓練
衛生特別訓練	30.9.21	横須賀米海軍基地、自衛 隊横須賀病院及び横須賀 米海軍病院	横須賀地方総監部、自衛隊横須 賀病院、横須賀基地業務隊、横 須賀衛生隊 約160名	米海軍横須賀基地司令部、横須 賀米海軍病院 約350名	衛生分野における連携 要領の演練
米海軍との共同訓練	30.10.8 ～10.10	沖縄東方から東シナ海を 経て九州西方に至る海空域	艦艇 1隻 航空機 4機	空母他、艦艇数隻	各種戦術訓練
共同巡航訓練	30.10.22 ～10.27	バシー海峡周辺から沖縄 東方を経て九州南方に至 る海空域	艦艇 1隻	空母他、艦艇数隻	各種戦術訓練
共同巡航訓練	30.11.8 ～11.16	四国南方から沖縄周辺に 至る海空域	艦艇 1隻	空母他、艦艇数隻	各種戦術訓練
日米共同訓練	30.11.14 ～11.17	東シナ海	航空機 2機	航空機 1機	情報交換訓練
共同巡航訓練	30.11.27 ～12.5	バシー海峡周辺から関東 南方に至る海空域	艦艇 1隻	空母他、艦艇数隻	各種戦術訓練
共同巡航訓練	31.1.11 ～1.12	九州西方海域	艦艇 1隻	強襲揚陸艦他、艦艇数隻	各種戦術訓練
対潜特別訓練	31.2.13 ～2.22	四国沖	艦艇 5隻 潜水艦 5隻 航空機 数機	潜水艦	対潜戦訓練

航空自衛隊

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
対戦闘機戦闘訓練	30.4.6 ～4.12	百里沖空域	航空機 4機	航空機 5機	連携要領、空中戦闘の訓練 戦術技量の向上
対戦闘機戦闘訓練	30.4.23 ～4.27	北海道西方空域及び三沢 東方空域	航空機 4機	航空機 6機	連携要領、空中戦闘の訓練 戦術技量の向上
対戦闘機戦闘訓練	30.5.9 ～5.24	三沢東方空域、秋田西方 空域及び三沢対地射爆撃場	航空機 10機	航空機 8機	連携要領、空中戦闘の訓練 戦術技量の向上
編隊航法訓練	30.5.17	九州周辺空域	航空機 4機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
米空軍演習（レッド・ フラッグ・アラスカ） への参加	30.5.28 ～6.30	米国アラスカ州アイルソン 空軍基地及びエレメン ドルフ・リチャードソン 統合基地並びに同周辺空 域等	航空機 10機 人員約290名	航空機等	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
対戦闘機戦闘訓練	30.7.16 ～30.7.20	小松沖空域	航空機 4機	航空機 6機	連携要領、空中戦闘の訓練 戦術技量の向上
編隊航法訓練	30.7.27	日本海空域	航空機 6機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	30.9.27	東シナ海及び日本海空域	航空機 16機	航空機 1機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
対戦闘機戦闘訓練	30.10.27 ～11.9	四国沖空域	航空機 20機	航空機 8機	連携要領、空中戦闘の訓練 戦術技量の向上
対戦闘機戦闘訓練	30.11.5 ～11.8	四国沖空域	航空機 10機	航空機 6機	連携要領、空中戦闘の訓練 戦術技量の向上
編隊航法訓練	31.3.5	日本海及び東シナ海周辺 空域	航空機 16機	航空機 1機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
防空戦闘訓練	31.3.20	四国沖空域	航空機 4機	航空機 10機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上

資料28 日米共同研究・開発プロジェクト

項目	概要	共同研究・開発実施のための政府間 取極の締結時期	終了時期
ダクトドケット・エンジン、先進鋼技術、戦闘車両用セラミック・エンジン、アイセーフ・レーザーレーダー、射出座席、先進ハイブリッド推進技術、浅海域音響技術、弾道ミサイル防衛技術、野戦砲用高安全性発射薬、P-3Cの後継機の搭載電子機器ソフトウェア無線機、先進船体材料・構造技術、艦載型対空レーダ、艦載型戦闘指揮システム、携帯型化学剤自動検知器、航空燃料及びそれらのエンジン排気にさらされる者への影響、航空機器への応用のための画像ジャイロ、ハイブリッド電気駆動			終了
弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイル	将来の弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルの開発	2006年6月	継続中 (共同生産・配備 段階に移行)
高速多胴船の最適化	高速航走性能を有し、動揺を抑え、かつ排水量に比して広い甲板面積を確保できる艦艇用の高速多胴船（特に三胴船）の設計を目指した研究	2014年3月	継続中
部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露の比較	航空機整備員を対象に燃料成分曝露、騒音レベル、聴力測定を行い、作業環境でのジェット燃料の聴覚への影響について調査を実施する研究	2015年11月	継続中
化学剤呈色反応識別装置	化学剤の検知器に適用される呈色反応の識別装置を設計・製造し、試験を実施する研究	2017年2月	継続中
高耐熱性ケース技術	ロケットモータ用の高耐熱性CFRP※モータケースを設計・製造し、試験を実施する研究（※CFRP：Carbon Fiber Reinforced Plastic 炭素繊維強化プラスチック）	2018年7月	継続中
次世代水陸両用技術	水陸両用車のデジタルモデルを基に、シミュレーションにより実現可能性の検討を実施する研究	2019年5月	継続中

施設名	範囲	面積 (ha)	種別				備考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
[返還済]							
陸軍貯油施設	1.浦添・宜野湾市間のバイブライン	4			○		平.2.12.31.返還
キャンプ瑞慶覧	2.地下通信用マンホール等部分(登川)	0.1		○			平.3.9.30.返還
	20.泡瀬ゴルフ場	47			○		平.22.7.31.返還
北部訓練場	3.国頭村(伊部岳)地区、東村(高江)地区	480		○			平.5.3.31.返還
	4.県道名護国頭線以南の一部	(256)	○				
キャンプ・シュワブ	5.国道329号沿いの一部(辺野古)	1	○				平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6.全部	0.1				○	平.5.3.31.返還
那覇冷凍倉庫	7.全部	建物	○				平.5.3.31.返還
砂辺倉庫	8.全部	0.3				○	平.5.6.30.返還
八重岳通信所	9.南側(名護市)および北側(本部町)	19	○				平.6.9.30.返還
恩納通信所	10.全部	62			○		平.7.11.30.返還
	11.東側部分	(26)	○				
嘉手納飛行場	12.南側の一部(桃原)	2		○			平.8.1.31.返還
知花サイト	13.全部	0.1				○	平.8.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	14.金武町内の一部(金武)	3		○			平.8.12.31.返還
	23.東シナ海側斜面の一部(名護市)	162	○				平.26.6.30.返還(55ha) 平.29.6.30.返還(107ha)
嘉手納弾薬庫地区	(22.国道58号沿い東側部分(喜納~比謝)、南西隅部分(山中エリア))	74	○				平.11.3.25.返還
	15.嘉手納バイパス(国道58号西側)	3	○	○			平.11.3.25.返還
	(22.ごみ焼却施設用地部分(倉浜))	9	○				平.17.3.31.返還
	(22.陸上自衛隊継続使用部分)	58	○				平.18.10.31.返還
トリイ通信施設	16.嘉手納バイパス	4		○			平.11.3.31.返還
工兵隊事務所	17.全部	4	○				平.14.9.30.返還
	(19.東側部分の南側)	2	○	○			平.6.12.31.返還
キャンプ桑江	18.北側部分(伊平)	38		○			平.15.3.31.返還
	(18.国道58号沿い)	(5)	○				
普天間飛行場	21.東側沿いの土地(中原~宜野湾)	4		○			平.29.7.31.返還
17施設、21事案		977	7	8	3	3	
[返還合意後、返還未了事案]							
キャンプ桑江	19.東側部分の北側(桑江)	0.5	○				平.13.12.21.返還合意
嘉手納弾薬庫地区	22.旧東恩納弾薬庫部分	43	○				平.8.3.28.返還合意
2施設、2事案		44	2	0	0	0	
合計	17施設、23事案	1,021	9	8	3	3	

(注) 1 面積欄の()内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
 2 種別欄の○印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
 3 範囲欄の番号は、事案(計23事案)の区別のため、便宜的に表示したもの。
 4 種別欄中の「安保協」は、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち90(平成2)年6月当時まで返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。

資料30 SACO最終報告(仮訳)

(平成8年12月2日)

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会(SCC)に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積(共同使用の施設及び区域を除く。)の

約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

－普天間飛行場 付属文書のとおり

－北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。
- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

－安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

－ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

－楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

－読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

－キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域内に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

－瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

－牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

－那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

－住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

－県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

－パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

－公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

－嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

－KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

－嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

－嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

－普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

－事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとする米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

－日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

－米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

－米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施す

る。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

-任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

-請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米側政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

-検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

-キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

-日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関する SACO 最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。）
（東京、平成8年12月2日）

1. はじめに

- (a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデル大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち（1）ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、（2）キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに（3）海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。
- (b) 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。
- (c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作

成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

- (a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。
- (b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- (c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移動されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- (d) 危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- (e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、栈橋又はコブズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a) 杭式栈橋方式(浮体工法): 海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
- (b) 箱(ポンツーン)方式: 鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水(セミスブ)方式: 潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5. 今後の段取り

- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設的设计、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料31 SACO最終報告の主な進捗状況

【土地の返還】

1. 返還済みの施設

施設名(事案名)	進捗状況
北部訓練場【過半】	・平成11年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設等の後、過半を返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年2月、平成11年4月の合意の変更(ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更)について日米合同委員会合意 ・平成28年12月、過半の返還(約4,010ha)
安波訓練場【全面】	・平成10年12月、全面返還(共同使用の解除)
ギンバル訓練場【全面】	・平成20年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成23年7月、全面返還(約60ha)
楚辺通信所【全面】	・平成11年4月、アンテナ等の通信設備を含む通信システム等のキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年12月、全面返還(約53ha)
読谷補助飛行場【全面】	・平成14年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年12月、全面返還(約191ha)
瀬名波通信施設【大部分】	・平成14年3月、アンテナ施設等を含む通信システム等のトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年9月、一部返還(マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha) ・平成18年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 米軍再編事案として返還されることとされた施設

施設名(事案名)	進捗状況
普天間飛行場【全面】→【全面】※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 ・平成27年12月、市道用地としての一部土地の早期返還について、日米間で合意 【返還済み区域】 ・平成9年5月、一部土地の返還(約473m ²) ・平成9年9月、一部土地の返還(約62m ²) ・平成29年7月、一部土地の返還(約4ha) ・平成30年3月、一部土地の返還(約0.4ha)
キャンプ桑江【大部分】→【全面】※	・平成14年7月、青少年センターを提供 ・平成17年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成18年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成20年2月、海軍病院の附帯施設(ヘリコプター着陸帯等)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成20年12月、海軍病院の附帯施設(ユーティリティ)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成21年5月、海軍病院の関連施設(独身下士官宿舎等)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成21年10月、海軍病院の関連施設(第1水タンク施設)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成22年10月、海軍病院の関連施設(第2水タンク施設)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成23年9月、海軍病院の関連施設(独身将校宿舎、血液保存施設等)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成25年2月、海軍病院本体等13棟を提供 ・平成25年3月、海軍病院開院 ・平成25年12月、海軍病院の関連施設(予防医療センター・アルコールリハビリセンター等)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成27年12月、海軍病院の関連施設(独身将校宿舎、血液保存施設等)を提供 【返還済み区域】 ・平成15年3月、北側部分(約38ha)返還
牧港補給地区【部分】→【全面】※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 ・平成27年12月、国道拡幅を目的とした一部土地の返還について、合同委員会合意 ・平成30年3月、一部土地の返還(約3ha) 【返還済み区域】 ・平成9年5月、一部土地の返還(約38m ²) ・平成13年9月、一部土地の返還(約1ha) ・平成25年8月、北側進入路の返還(約1ha) ・平成30年3月、一部土地の返還(約3ha) ・平成31年3月、第5ゲート付近の区域の返還(約2ha)

施設名（事業名）	進捗状況
那覇港湾施設 【全面】→ 【全面】※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 【返還済み区域】 ・平成12年6月、一部土地の返還（約1ha）
住宅統合 キャンプ瑞慶覧 【部分】→ 【部分】※	第一段階 ゴルフレンジ地区 ・平成11年4月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成14年7月、高層住宅2棟を提供 ・平成18年7月、アンダーパスを提供 第二段階 サダ地区 ・平成14年2月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成17年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟等を提供 第三段階 北谷東地区 ・平成16年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成20年6月、低層住宅35棟等を提供 第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区 ・平成17年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成22年2月、アッパープラザ地区に整備した低層住宅24棟等を提供 ※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載 ※平成25年4月、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の下でのOHC計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸（整備区域において撤去される住宅の代替を含む。）を建設と記載 【返還済み区域】 ・平成9年3月、一部土地の返還（約371m ² ） ・平成9年5月、一部土地の返還（約598m ² ） ・平成9年6月、一部土地の返還（約353m ² ） ・平成9年12月、一部土地の返還（約0.3ha） ・平成10年3月、一部土地の返還（約2ha） ・平成12年2月、一部土地の返還（約3ha） ・平成18年12月、一部土地の返還（約145m ² ） ・平成27年3月、西普天間住宅地区の返還（約51ha）

【訓練及び運用の方法の調整】

事項	進捗状況
県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練	・平成9年度、本土の5演習場に移転
バラシュート降下訓練	・平成12年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施

【騒音軽減イニシアティブの実施】

1. 実施済みのもの

事項	進捗状況
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	・平成17年6月、洗機施設の移転・整備について日米合同委員会合意 ・平成20年9月、洗機施設を提供 ・平成21年2月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 ・平成22年10月、敷地造成、駐機場・誘導路等の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成23年4月、駐車場及びユーティリティの建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成25年2月、整備格納庫タイプⅡ等の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成25年7月、駐機スペース等を提供 ・平成26年7月、格納庫等の建設の実施について、日米合同委員会合意 ・平成28年12月、整備格納庫等の提供について、日米合同委員会合意 ・平成29年1月、移駐完了
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	・平成12年7月、提供

2. 米軍再編事業として取り組んでいるもの

事項	進捗状況
KC-130航空機の移駐※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開と記載

資料32 普天間飛行場代替施設に関する経緯

年 月	経 緯
1996 (平成8) 年 4月	橋本総理 (当時)・モンデール大使 (当時) 会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO 中間報告 →今後5~7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	SACO 最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設 (撤去可能なもの)
1999 (平成11) 年 11月	稲嶺沖縄県知事 (当時)、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	岸本名護市長 (当時)、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定) →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
02 (平成14) 年 7月	防衛庁長官と沖縄県知事などとの間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
03 (平成15) 年 11月	ラムズフェルド国防長官 (当時)、沖縄訪問
8月	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落
05 (平成17) 年 10月	「2+2」共同発表 →新たな案 (キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型) で合意
06 (平成18) 年 4月	防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意 (V字案)
5月	・「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定) →1999 (平成11) 年12月閣議決定は廃止
8月	「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
07 (平成19) 年 8月	環境影響評価方法書を沖縄県知事などに送付
09 (平成21) 年 4月	環境影響評価準備書を沖縄県知事などに送付
9月	民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致
12月	基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
10 (平成22) 年 5月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	普天間飛行場の代替施設に関する専門家会合報告書
11 (平成23) 年 6月	「2+2」共同発表 →代替施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替施設の計画を14 (平成26) 年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
11 (平成23) 年 12月 ~12 (平成24) 年 1月	環境影響評価書を沖縄県知事に送付
12 (平成24) 年 2月	在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて公式な議論を開始
4月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認 海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて、合意
12月	環境影響評価書 (補正後の評価書) を沖縄県知事などに送付
13 (平成25) 年 3月	公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出
4月	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」公表 →移設等により22 (平成34) 年度又はその後に普天間飛行場を返還可能
10月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとの認識を再確認
12月	沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立を承認
14 (平成26) 年 7月	代替施設建設事業に着手
15 (平成27) 年 4月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
10月	・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認を取消し ・沖縄防衛局が国土交通大臣に対し、沖縄県知事からの普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認の取消処分に対する審査請求書及び執行停止申立て ・国土交通大臣が埋立承認取消処分の執行停止を決定
11月	・日米首脳会談及び日米防衛相会談 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認 ・国土交通大臣が埋立承認取消処分の取消しを求め、代執行訴訟を提起
16 (平成28) 年 3月	・国が裁判所の和解案受入れ ・埋立工事の中止 ・国土交通大臣が沖縄県に対し、取消処分の是正指示 ・沖縄県が国土交通大臣が出した是正指示につき、国地方係争処理委員会への審査申出

資料編

年 月	経 緯
4月	日米首脳会談 →辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変であり、「急がば回れ」の考えの下、和解を決定したものである旨説明したうえで、辺野古移設を一日も早く完了することにより、普天間返還を実現したい旨述べるとともに、沖縄の負担軽減について、引き続きともに取り組んでいきたい旨発言。米側から、普天間飛行場の辺野古移設に関する訴訟の和解について、安倍内閣総理大臣の戦略的な判断として理解している、引き続き緊密に協力して取り組んでいきたい旨発言
6月	・国地方係争処理委員会が審査結果を通知 ・日米防衛相会談 →日本側から、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変である旨発言。米側から、日本政府の考えを十分に理解する、引き続き緊密に協力していききたい旨発言
7月	・国土交通大臣が不作為の違法確認訴訟を提起
9月	・日米防衛相会談 →日本側より、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変である旨発言。米側から、引き続き緊密に協力していく旨発言
12月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の移設に関し、辺野古移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 ・不作為の違法確認訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告を棄却（国勝訴が確定） ・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立ての承認取消処分を取り消し ・普天間飛行場代替施設建設事業を再開 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策との立場は不変であり、最高裁判決を受け、工事を再開した、今後政府として工事を着実に進めていきたい旨説明
17（平成29）年 2月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の移設に関し、辺野古移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策であることを確認
4月	公有水面埋立ての本体部分に当たる護岸工事を開始
7月	沖縄県が、知事の許可を受けることなく、岩礁破碎等をしてはならないことを求める訴訟を提起
8月	「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の固定化を避けるためには、辺野古への移設が唯一の解決策であることを改めて確認
18（平成30）年 3月	・岩礁破碎等行為の差止訴訟について、那覇地裁が沖縄県の訴えを却下
8月	・沖縄県が公有水面の埋立承認を取り消し（撤回）
10月	・沖縄防衛局が国土交通大臣に対し、沖縄県からの公有水面の埋立承認の撤回処分に対する審査請求及び執行停止申立て ・国土交通大臣が埋立承認の撤回処分の執行停止を決定
11月	・沖縄県が、国土交通大臣の執行停止決定を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出
12月	・岩礁破碎等行為の差止訴訟について、福岡高裁那覇支部が沖縄県の控訴を棄却 ・辺野古側の埋立に着手
19（平成31）年 2月	・国地方係争処理委員会が沖縄県の審査申出を却下
3月	・沖縄県が、埋立承認の撤回処分の執行停止決定の取消を求める訴訟を提起 ・岩礁破碎等行為の差止訴訟について、沖縄県が最高裁への上告受理申立てを取下げ（国勝訴が確定）
4月	・国土交通大臣が沖縄防衛局の審査請求に対し、沖縄県による埋立承認の撤回処分を取り消す判決 ・埋立承認の撤回処分の執行停止決定の取消訴訟について、沖縄県が訴えを取下げ ・沖縄県が、国土交通大臣の判決を不服として、国地方係争処理委員会に審査申出
6月	・国地方係争処理委員会が、沖縄県の審査申出を却下

資料33 嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み）

必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区	返還済（2015年3月31日）
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路	返還済（2013年8月31日）
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域	返還済（2019年3月31日）
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区内の倉庫地区の一部	2019年度またはその後 ¹
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域	
キャンプ桑江（キャンプ・レスター）	2025年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のロウワー・プラザ住宅地区	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の喜舎場住宅地区の一部	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー	2024年度またはその後 ^{2、3}
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分	2025年度またはその後
那覇港湾施設	2028年度またはその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	2022年度またはその後
普天間飛行場	2022年度またはその後
米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するにともない、返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分	—
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分	2024年度またはその後 ⁴

（注）1 白比川沿岸区域も同時期に返還可能

2 この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。

3 インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能

4 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手段が変更されることがある。

資料34 米軍オスプレイのわが国への配備の経緯

11 (平成23)年 6月 6日	米国防省が2012年の後半に普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22オスプレイに換装する旨の発表
12 (平成24)年6月13日～	環境レビューの結果、MV-22のパフレットなどを沖縄県および関係自治体などに説明
6月29日～	MV-22オスプレイの沖縄配備に係る接受国通報及び米国防省プレスリリース ・2012年10月に1個飛行隊を配備 (7月下旬に岩国陸揚げ) ・2013年夏にさらに1個飛行隊を配備 ・墜落事故の調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるMV-22オスプレイの飛行運用もせず
7月23日	岩国飛行場へ陸揚げ
9月19日	「MV-22オスプレイの沖縄配備について」を公表 (政府として安全性を確認) 合同委員会でオスプレイの運用に関する事項について合意
10月 6日	普天間飛行場への移動完了
13 (平成25)年 1月28日	県民大会実行委員会、沖縄県議会などが総理宛建白書を提出
4月30日	MV-22飛行隊配備にかかる米側からの説明 (2013年夏に岩国陸揚げ) を関係自治体に説明
7月30日	2個目飛行隊、岩国飛行場へ陸揚げ
9月25日	普天間飛行場への移動完了
15 (平成27)年 5月11日	米国防省が2017年後半からCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する旨の発表
16 (平成28)年12月13日	沖縄県名護市沖でMV-22オスプレイ1機が不時着水
17 (平成29)年 2月 1日	木更津駐屯地におけるMV-22オスプレイの定期機体整備の開始
3月14日	米国防省が横田飛行場に配備予定のCV-22オスプレイの到着を延期する旨の発表を行った情報を関係自治体などに提供
8月5日	第31海兵機動展開部隊 (普天間) 所属のMV-22オスプレイが豪州東海岸沖で事故
18 (平成30)年 4月 3日	在日米軍が、2018年夏頃に、CV-22オスプレイを5機配備すること、今後数年間で段階的に計10機を配備する旨の発表
8月22日	在日米軍から、5機のCV-22オスプレイを2018年10月1日に横田飛行場に配備し、2024年頃までに段階的に計10機のCV-22を横田飛行場へ配備する旨の通報があったことを関係自治体などに提供
10月1日	5機のCV-22オスプレイが横田飛行場に配備

資料35 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要

1 目的

駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、次に掲げる特別の措置等を講じ、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的

2 特別の措置等

(1) 負担が増加する市町村に対する再編交付金

- 国は、駐留軍等の再編に当たり、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を指定。駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められる場合に、当該防衛施設の周辺市町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付
- 再編交付金は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じて交付

(2) 特に負担の大きい地域に対する公共事業の特例

- 特に負担の大きな市町村を含む地域を再編関連振興特別地域として指定し、道路、港湾等を整備する際の自治体の負担割合の特例を設けること等により、当該地域の振興を図ること
- 関係閣僚からなる「駐留軍等再編関連振興会議」を防衛省に設置し、同会議において、再編関連振興特別地域の指定、同地域の振興計画 (再編関連振興特別地域整備計画) の策定等に関して審議すること

(3) 駐留軍等労働者に係る措置

- 駐留軍等労働者の雇用の継続に資するように技能教育訓練等を実施

3 法律の期限

平成39年3月31日まで。ただし、再編交付金の交付については、再編の実施の状況に応じて最長で平成44年3月31日まで

- ※1：本法の有効期限については、制定当初は平成29年3月31日までであったが、平成29年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により10年間延長され、平成39年3月31日までとなった。
- 2：本法による特別の措置等については、制定当初は、上記の2(1)～(3)ほか、駐留軍のアメリカ合衆国 (グアム) への移転を促進するため、当該移転に係る家族住宅及びインフラの整備への出融資を実施するための株式会社国際協力銀行の業務の特例が規定されていた。しかしながら、平成24年4月の「2+2」共同発表において、在沖米海兵隊のグアム移転に係る日本側の財政的コミットメントは直接的な資金提供のみとなり、他の形態での財政支援 (出融資) は利用しないことが確認されたことを受け、平成29年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により、当該規定は廃止された。

資料36 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

※漢数字は、数字に置き換えた。

(平成29年1月16日署名)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

共に1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

2016年7月5日に両締約国政府により「軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表」が発表され、また、同発表が、同盟の協力の精神並びに同盟を更に強化するとともに地域及び世界の複雑な安全保障環境において抑止力を高めるとの日本国及び合衆国の相互の決意を確認していることに留意し、

条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たっての地位協定第1条（b）に規定する軍属（以下「軍属」という。）の構成員が担う不可欠な役割並びに地位協定上の地位を有する合衆国の要員のための訓練及び教育の過程の重要性を認め、

地位協定を補足するこの協定を含む軍属に係る扱いについての枠組みを設けることにより、両締約国政府の間の協力を強化することを希望し、

地位協定第25条1に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）の有する地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国政府の間の協議機関としての継続的な有効性を確認し、

軍属に係る扱いについての協力を推進することが条約の目的の達成及び同盟の強化に一層寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第1条

この協定は、軍属に係る扱いについての両締約国政府の間の協力を促進することを目的とする。

第2条

両締約国政府は、合同委員会の枠組みにおいて作業部会を設置する。両締約国政府は、作業部会を通じてこの協定の実施に関する協議を開始する権利を保持する。

第3条

両締約国政府は、条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たり不可欠な役割を果たしている軍属の範囲を明確にするため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

1 合衆国政府は、両締約国政府が合同委員会に対して作成するよう指示を与える種別に従って、軍属の構成員を認定する。

2 両締約国政府は、また、コントラクターの被用者の職に関し、軍属の構成員としての認定を受けるための適格性を評価する際に合衆国政府が使用する基準について合同委員会に対して作成するよう指示を与える。当該基準は、軍属の構成員としての認定を受ける資格を有する者が任務の遂行上必要とされる技能又は知識を有するように作成される。

第4条

両締約国政府は、また、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確保する仕組み及び手続を強化するため、合同委員会の枠組みを通じて協力する。

第5条

1 両締約国政府は、日本国政府に対し軍属の構成員として認定されたコントラクターの被用者について速やかに通報が行われるよう合同委員会の枠組みを通じて手続を定める。両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請があったときは、当該通報に関し作業部会で協議する。

2 合衆国政府は、第3条に定める指示による基準の作成を受けて、軍属の構成員として認定されているコントラクターの被用者が実際にそのような地位を得る資格を有していることを確保するため、当該コントラクターの被用者についての制度化された定期的な見直しのための手続を定め、及び維持する。

3 両締約国政府は、軍属に関する定期的な報告のため、第2条に規定する作業部会を通じて手続を定める。合衆国政府は、当該報告を日本国政府に対して提供する。

第6条

両締約国政府は、この協定の実施に関連して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、地位協定第25条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。
















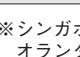
第7条

1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2 この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。

3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて1年前に他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

資料37 各種協定締結状況

	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定 (ACSA)	情報保護協定	安保・防衛協力文書
 米国	日米相互防衛援助協定 54年3月 署名 54年5月 発効 対米武器技術供与取極 83年11月 締結 (交換公文) 対米武器・武器技術供与取極 06年6月 締結 (交換公文)	96年4月 署名 96年10月 発効 98年4月 署名 99年9月 改正 04年2月 署名 04年7月 改正 16年9月 署名 17年4月 発効	07年8月 署名・発効	日米安全保障条約 51年9月 署名 52年4月 発効 60年1月 署名 60年6月 発効 96年4月 日米安全保障共同宣言 日米防衛協力のための指針 (ガイドライン) 78年11月 策定 97年9月 策定 15年4月 策定 96年4月 日米安全保障共同宣言
 オーストラリア	14年7月 署名 14年12月 発効	10年5月 署名 13年1月 発効 17年1月 署名 17年9月 発効	12年5月 署名 13年3月 発効	03年9月 覚書署名 07年3月 日豪安全保障共同宣言 08年12月 改定
 英国	13年7月 署名・発効	17年1月 署名 17年8月 発効	13年7月 署名 14年1月 発効	04年1月 覚書署名 12年6月 改定 17年8月 日英安全保障共同宣言
 フランス	15年3月 署名 16年12月 発効	18年7月 署名 19年6月 発効	11年10月 署名・発効	14年7月 意図表明文書署名
 インド	15年12月 署名 16年3月 発効	18年10月 日印首脳会談で、締結に向けた交渉開始で合意	15年12月 署名・発効	08年10月 日印安全保障共同宣言 14年9月 覚書署名
 韓国	—	11年1月 日韓防衛相会談で、意見交換を進めることで一致	16年11月 署名・発効	09年4月 意図表明文書署名
 インドネシア	15年12月 「2+2」で交渉開始に合意	—	—	15年3月 覚書署名
 フィリピン	16年2月 署名 16年4月 発効	—	—	12年7月 意図表明文書署名 15年1月 覚書署名
 ニュージーランド	—	14年7月 日NZ首脳会談で、検討することで一致	—	13年8月 覚書署名
 ドイツ	17年7月 署名・発効	—	19年2月日独首脳会談で大筋合意を確認	—
 イタリア	17年5月 署名 19年4月 発効	—	16年3月 署名 16年6月 発効	12年6月 意図表明文書署名 17年5月 覚書署名
 カナダ	—	18年4月 署名 19年7月 発効	—	10年11月 日加安全保障共同宣言
 ロシア	—	—	—	99年8月 覚書署名 06年1月 改定
 NATO	—	—	10年6月 署名・発効	14年5月 日NATO国別パートナーシップ協力計画 (ICPP) 発表 18年5月 改定
 マレーシア	18年4月 署名・発効	—	—	18年9月 覚書署名
 UAE	—	—	—	18年5月 覚書署名

※シンガポール、ベトナム、モンゴル、バーレーン、カンボジア、スウェーデン、スペイン、カタール、ジョージア、サウジアラビア、ヨルダン、コロンビア、オランダ、カザフスタン、チェコ、ウクライナ、フィンランド、オマーンとも覚書に署名、トルコとも意図表明文書に署名

資料編

資料38 留学生受入実績（平成30年度の新規受入人数）

（単位：人）

機関名	タイ	フィリピン	インドネシア	シンガポール	マレーシア	ベトナム	カンボジア	東ティモール	ラオス	ミャンマー	インド	パキスタン	韓国	モンゴル	オーストラリア	米国	英国	ドイツ	フランス	ニュージーランド	メキシコ	スペイン	ガーナ	カタル	スリランカ	イタリア	小計
防衛研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
防衛大学校	6	2	-	-	-	11	2	2	2	2	-	-	3	3	1	5	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	46
陸自（教育訓練研究本部など）	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	4	3	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
海自（幹部学校など）	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
空自（幹部学校など）	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
統合幕僚学校	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	2	-	1	2	1	1	1	2	1	19
合計	10	2	0	0	2	11	3	2	2	2	5	4	16	5	2	11	0	3	7	1	2	1	1	1	2	1	96

資料編

資料39 最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

（2016.4.1～2019.6.30）

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	16.4	豪陸軍本部長訪日	部隊間の交流など	16.3-5	日豪トライデントの実施（海）	
	16.8	豪国防大臣訪日（防衛相会談）		16.5	日豪共同訓練の実施（海）	
	16.9	陸幕長訪豪		16.9	豪空軍機（KC-30A）の米軍横田基地訪問及び空中給油・輸送機部隊間交流の実施	
	17.1	首相訪豪（首脳会談） ☆日豪ACSA署名、発効（17.9）		16.12	豪空軍機（政府専用機B-737）の千歳基地訪問及び特別輸送機部隊間交流の実施	
	17.1	海幕長訪豪		17.2	空自空中給油・輸送機（KC-767）のオーストラリア派遣	
	17.2	空幕長訪豪		17.8	中央即応集団司令官による豪陸軍第1師団訪問	
	17.4	豪国防大臣訪日（第7回外務・防衛閣僚協議、防衛相会談）		17.10	日豪トライデントの実施（海）	
	17.6	豪陸軍本部長訪日		17.10	豪空軍機（C-130J）の入間基地訪問及び輸送機部隊間交流の実施	
	17.7	防衛副大臣訪豪		17.11	日豪共同訓練の実施（海）	
	17.9	豪空軍本部長訪日		17.11	C-2の豪州派遣（国外運航訓練）及び部隊間交流の実施	
	17.9	日豪防衛相電話会談		17.12	中央即応集団司令部と豪第1師団との部隊間交流の実施	
	17.10	日豪防衛相会談（フィリピン（第4回ADMMプラス））		18.9	日豪トライデントの実施（海）	
	18.1	豪首相訪日（首脳会談、防衛大臣と豪首相との懇談）		日米豪3か国の協力（訓練は資料編46参照）	16.6	第4回日米豪シニア・レベル・セミナー（ハワイ）（陸幕長）
	18.3	空幕長訪豪			16.2	日米豪安全保障・防衛協力会合（SDCF）
	18.9	日豪防衛相電話会談			16.10	日米豪安全保障・防衛協力会合（SDCF）
	18.10	日豪防衛相会談（第8回外務・防衛閣僚協議、防衛相会談）			17.6	第5回日米豪シニア・レベル・セミナー（日本）（陸幕長）
	18.10	豪海軍本部長訪日			17.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））
	19.1	日豪防衛相会談			18.5	日米豪安全保障・防衛協力会合（SDCF）
	19.1	海幕長訪豪			18.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第17回シャングリラ会合））
19.2	統幕長訪豪	19.5	日米豪安全保障・協力会合（SDCF）			
19.2	空幕長訪豪	19.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合））			
19.2	山田政務官訪豪					
19.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合））					
防衛当局者間の定期協議	18.1	日豪防衛当局間協議				
	19.5	日豪防衛当局間協議				

資料40 最近の日印及び日スリランカ防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2016.4.1～2019.6.30)

首脳、防衛首脳などの ハイレベル交流	インド	16.6	日印防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））	
		16.7	防衛大臣インド訪問（防衛相会談）（デリー）	
		16.11	防衛事務次官インド訪問	
		16.12	空幕長インド訪問	
		16.12	インド海軍参謀総長訪日	
		17.4	陸幕長インド訪問	
		17.5	インド国防大臣訪日（防衛相会談）	
		17.9	インド国防大臣訪日（防衛相会談）	
		18.1	統幕長インド訪問（ライシナ・ダイアログへの参加）	
		18.3	統幕長インド訪問	
防衛当局者間の 定期協議	インド	17.3	第4回次官級「2+2」、第5回防衛政策対話（東京）	
		18.6	第5回次官級「2+2」、第6回防衛政策対話（デリー）	
		スリランカ	16.12	防衛大臣政務官スリランカ訪問
			17.7	防衛大臣政務官スリランカ訪問
			17.11	スリランカ国防担当国務大臣訪日
18.3	統幕長スリランカ訪問			
18.8	防衛大臣スリランカ訪問（防衛相会談）			

部隊間の交流 など	インド	16.6	インド空軍輸送機部隊員を空自部隊に受け入れ輸送機部隊間交流（要員のみ、日本）
		16.7	KC-767空自空中給油・輸送機のインド派遣
		16.8	日印親善訓練（海）
		16.12	日印親善訓練（海）
		17.3	人道支援・災害救援分野におけるインド空軍ヘリコプター搭乗員との部隊間交流（日本）
		17.4	第3回日印海上安全保障対話
		17.9	日印親善訓練（海）
		17.10	日印親善及び共同訓練（海）
		17.12	人道支援・災害救援分野におけるインド空軍ヘリコプター部隊での部隊間交流（インド）
		18.1	日印共同訓練（海）
		18.5	日印共同訓練（海）
		18.7	第4回日印海上安全保障対話
	18.9	日印共同訓練（海）	
	18.10	日印共同訓練（海）	
	18.10~11	日印共同訓練（陸）	
	18.11	日印共同訓練（海）	
	18.12	日印共同訓練（空）	
	19.2	日印共同訓練（海）	
	スリランカ	16.4	日スリランカ親善訓練
16.5		日スリランカ親善訓練	
16.7		日スリランカ親善訓練	
16.12		日スリランカ親善訓練	
17.4		日スリランカ親善訓練	
17.7		日スリランカ親善訓練	
17.8		日スリランカ親善訓練	
17.12	日スリランカ親善訓練		
18.8	日スリランカ親善訓練		
18.10	日スリランカ親善訓練		
19.1	日スリランカ共同訓練		
19.3	空自U-4のスリランカ派遣（国外運航訓練及び部隊間交流の実施）		
日米印3か国の協力 （訓練は資料編50参照）	16.6	第8回日米印協議（東京）	
	18.4	第9回日米印協議（デリー）	

資料編

資料41 最近のASEAN 諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2016.4.1～2019.6.30)

首脳、防衛首脳などの ハイレベル交流	インド ネシア	16.4	海幕長インドネシア訪問	
		16.4	インドネシア陸軍参謀総長訪日	
		16.8	防衛審議官インドネシア訪問	
		16.9	インドネシア国防次官訪日（仙台（第8回日ASEAN次官級会合））	
		16.10	インドネシア空軍参謀長訪日（AFFJ）	
		16.11	統幕長インドネシア訪問	
		18.9	インドネシア国防次官訪日（名古屋（第10回日ASEAN次官級会合））	
		ベトナム	16.7	統幕長ベトナム訪問（パシフィック・パートナーシップ）
			16.8	防衛審議官ベトナム訪問
	16.9		ベトナム国防次官訪日（仙台（第8回日ASEAN次官級会合））	
	16.11		ベトナム国防次官訪日	
	17.6		ベトナム国防次官訪日	
	17.8		防衛審議官ベトナム訪問	
	17.9		ベトナム国防次官訪日（福岡（第9回日ASEAN次官級会合））	
	17.10		日ベトナム防衛相会談（フィリピン（第4回ADMMプラス））	
	18.1		陸幕長ベトナム訪問	
	18.4		ベトナム国防大臣訪日（防衛相会談）	
	18.6	日ベトナム防衛相会談（シンガポール（第17回シャングリラ会合））		
	18.7	ベトナム国防次官訪日		
18.9	ベトナム国防次官訪日（名古屋（第10回日ASEAN次官級会合））			
19.1	空幕長ベトナム訪問			
19.3	ベトナム人民軍総参謀長訪日			
19.5	防衛大臣ベトナム訪問			

首脳、防衛首脳などの ハイレベル交流	シンガ ポール	16.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
		16.6	日シンガポール次官級会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
		17.5	海幕長シンガポール訪問
		17.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））
		17.6	日シンガポール次官級会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））
		17.10	シンガポール陸軍司令官訪日
		18.2	空幕長シンガポール訪問
		18.5	シンガポール国防大臣訪日（防衛相会談）
		18.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第17回シャングリラ会合））
		18.7	防衛審議官シンガポール訪問
		18.9	シンガポール次官訪日（名古屋（第10回日ASEAN次官級会合））
		18.10	日シンガポール防衛相会談（フィリピン（第5回ADMMプラス））
	19.5	シンガポール国防大臣訪日	
	フィリ ピン	16.5	日フィリピン防衛相電話会談
		16.9	フィリピン国防次官訪日（仙台（第8回日ASEAN次官級会合））
		16.9	統幕長フィリピン訪問
		16.10	フィリピン空軍司令官訪日（AFFJ）
		17.2	フィリピン海軍司令官訪日
		17.3	防衛副大臣フィリピン訪問
17.4		防衛審議官フィリピン訪問	
17.5	空幕長フィリピン訪問		

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	フィリピン	17.9	フィリピン国防次官訪日（福岡（第9回日ASEAN次官級会合））
		17.10	防衛審議官フィリピン訪問
		17.10	日フィリピン防衛相会談（フィリピン（第4回ADMMプラス））
		17.11	海幕長フィリピン訪問
		18.3	防衛大臣政務官フィリピン訪問
		18.4	フィリピン海軍司令官訪日
		18.4	防衛大臣政務官フィリピン訪問
		18.6	空幕長フィリピン訪問
		18.6	日フィリピン防衛相会談（シンガポール（第17回シャングリラ会合））
		18.9	防衛大臣政務官フィリピン訪問
	タイ	16.5	タイ陸軍司令官訪日
		16.6	防衛大臣タイ訪問
		16.8	タイ国軍司令官訪日
		16.8	防衛審議官タイ訪問
		16.11	空幕長タイ訪問
		17.1	防衛事務次官タイ訪問
		17.3	防衛審議官タイ訪問
		17.5	タイ空軍司令官訪日
		17.11	防衛副大臣タイ訪問
		17.11	海幕長タイ訪問
カンボジア	16.8	防衛審議官カンボジア訪問	
	16.9	カンボジア国防長官（次官級）訪日（仙台（第8回日ASEAN次官級会合））	
	16.10	カンボジア空軍司令官訪日（AFFJ）	
	17.9	カンボジア国防大臣訪日（防衛相会談、福岡（第9回日ASEAN次官級会合））	
	17.9	カンボジア国防長官（次官級）訪日（福岡（第9回日ASEAN次官級会合））	
	18.9	カンボジア国防長官（次官級）訪日（名古屋（第10回日ASEAN次官級会合））	
	16.4	防衛審議官ミャンマー訪問	
	16.6	防衛大臣ミャンマー訪問	
	16.7	防衛審議官ミャンマー訪問	
	16.9	ミャンマー国防大臣・国防副大臣訪日（東京（防衛相会談）、仙台（第8回日ASEAN次官級会合））	
ミャンマー	16.10	ミャンマー空軍司令官訪日（AFFJ）	
	17.8	ミャンマー国軍司令官訪日	
	17.9	ミャンマー国防副大臣訪日（福岡（第9回日ASEAN次官級会合））	
	18.1	陸幕長ミャンマー訪問	
	18.9	ミャンマー国防副大臣訪日（名古屋（第10回日ASEAN次官級会合））	
	ラオス	16.4	防衛審議官ラオス訪問
		16.8	防衛審議官ラオス訪問
		16.9	ラオス国防副大臣訪日（仙台（第8回日ASEAN次官級会合））
		16.11	日ラオス防衛相会談（ラオス（第2回日ASEAN防衛担当大臣会合））
		16.11	防衛審議官ラオス訪問
16.11		統幕長ラオス訪問	
マレーシア	18.9	ラオス国防次官訪日（名古屋（第10回日ASEAN次官級会合））	
	18.12	防衛審議官ラオス訪問	
	16.8	防衛審議官マレーシア訪問	
	16.9	マレーシア国防次官訪日（仙台（第8回日ASEAN次官級会合））	
	17.2	マレーシア海軍司令官訪日	
	17.6	日マレーシア防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））	
ブルネイ	17.9	マレーシア国防次官訪日（福岡（第9回日ASEAN次官級会合））	
	18.4	☆防衛装備品・技術移転協定に署名	
	18.9	マレーシア国防大臣訪日（防衛相会談、名古屋（第10回日ASEAN次官級会合））	
	18.9	マレーシア国防大臣訪日（防衛相会談、名古屋（第10回日ASEAN次官級会合））	

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	マレーシア	18.9	マレーシア国防次官訪日（名古屋（第10回日ASEAN次官級会合））	
	ブルネイ	16.8	防衛審議官ブルネイ訪問	
		16.9	防衛事務次官ブルネイ訪問	
		16.9	ブルネイ国防次官訪日（仙台（第8回日ASEAN次官級会合））	
		18.2	防衛審議官ブルネイ訪問	
	防衛当局者間の定期協議	インドネシア	17.7	第3回日インドネシア外務・防衛当局間協議、第8回日インドネシア防衛当局間協議（東京）
		ベトナム	16.11	第4回防衛次官級協議（東京）
			17.8	第5回防衛次官級協議（ニッチャン）
			18.7	第6回防衛次官級協議（東京）
		シンガポール	17.4	第15回日シンガポール防衛当局間協議（東京）
フィリピン		16.9	第4回日フィリピン防衛次官級協議（仙台）	
		17.2	第5回日フィリピン防衛次官級協議（東京）	
タイ		16.8	第13回日タイ外務・防衛当局間協議、第13回日タイ防衛当局間協議（バンコク）	
		18.9	第14回日タイ防衛当局間協議（東京）	
カンボジア		17.7	第5回日カンボジア外務・防衛当局間協議 第4回日カンボジア防衛当局間協議（プノンペン）	
ミャンマー	17.3	第2回日ミャンマー防衛当局間協議（ネビドー）		
ラオス	17.7	第2回日ラオス防衛当局間協議（ビエンチャン）		
マレーシア	17.6	第6回日マレーシア防衛当局間協議（クアラルンプール）		
部隊間の交流など	インドネシア	16.8	日インドネシア親善訓練（海）	
		17.1	日インドネシア部隊間交流（ハリム）（空）	
		18.9	日インドネシア親善訓練（海）	
	ベトナム	16.12	日ベトナム部隊間交流（ダナン）（空）	
		17.12	日ベトナム部隊間交流（ダナン）（空）	
		18.5	日ベトナム親善訓練（海）	
		18.9	訓練潜水艦のベトナム訪問（カムラン）（海）	
		19.3	空自C-130Hのベトナム派遣（国外運航訓練及び部隊間交流の実施）	
	19.6	日ベトナム親善訓練（海）		
	シンガポール	17.5	シンガポール海軍主催国際海洋観艦式への参加（シンガポール）（海）	
17.10		日シンガポール部隊間交流（東京等）（陸）		
17.11		日シンガポール部隊間交流（バヤレバ）（空）		
18.10	日シンガポール親善訓練（海）			
部隊間の交流など	フィリピン	16.7	日フィリピン部隊間交流（クラーク）（空）	
		16.9	日フィリピン親善訓練（海）	
		17.1	日フィリピン親善訓練（海）	
		17.5	日フィリピン親善訓練（海）	
		17.9	日フィリピン親善訓練（海）	
		17.11	日フィリピン親善訓練（海）	
		18.2	日フィリピン親善訓練（海）	
		18.5	日フィリピン親善訓練（海）	
		18.9	日フィリピン親善訓練（海）	
		19.5	日フィリピン共同訓練（海）	
19.6	日フィリピン共同訓練（海）			
タイ	タイ	17.1	日タイ部隊間交流（チェンマイ）（空）	
		17.9	日タイ親善訓練（海）	
		17.11	日タイ部隊間交流（ウタバオ）（空）	
		17.11	タイ海軍主催ASEAN50周年記念観艦式への参加（パタヤ）（海）	
		18.1	日タイ部隊間交流（ドンムアン）（空）	
		18.2	日タイ親善訓練（海）	
ラオス	ラオス	18.10	日タイ部隊間交流（チェンマイ）（陸）	
		18.10	日タイ部隊間交流（チェンマイ）（空）	
マレーシア	マレーシア	17.1	日ラオス部隊間交流（ビエンチャン）（空）	
		16.4	日マレーシア親善訓練（海）	
		17.1	日マレーシア部隊間交流（スパン）（空）	
		17.5	日マレーシア親善訓練（海）	
		18.1	日マレーシア親善訓練（海）	
		18.9	日マレーシア親善訓練（海）	
ブルネイ	ブルネイ	19.4	日マレーシア親善訓練（海）	
		17.5	日ブルネイ親善訓練	
		17.7	日ブルネイ部隊間交流（バンドルスリブガワン）（空）	
		18.2	日ブルネイ親善訓練（海）	
19.4	日ブルネイ共同訓練（海）			
19.6	日ブルネイ共同訓練（海）			

資料42 最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2016.4.1～2019.6.30)

防衛首脳などの ハイレベル 交流	16.4	韓陸軍参謀総長訪日
	16.6	日韓防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
	16.9	日韓防衛次官会談（ソウル（第5回ソウル・ディフェンス・ダイアログ））
	16.9	日韓防衛相電話会談
	17.3	日韓防衛相電話会談
	17.5	日韓防衛相電話会談
	17.6	日韓防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））
	17.7	日韓防衛相電話会談
	17.9	日韓防衛相電話会談
	17.9	陸幕長訪韓（PACC参加）
	17.10	日韓防衛相会談（フィリピン（第4回ADMMプラス））
	18.4	韓陸軍参謀総長訪日
	18.6	日韓防衛相会談（シンガポール（第17回シャングリラ会合））
	18.10	海幕長訪韓（西太平洋海軍シンポジウム参加）
18.10	日韓防衛相会談（シンガポール（第5回ADMMプラス））	
防衛当局者間の 定期協議	18.3	第11回日韓安保対話（東京）
部隊間の交流 など	16.5	海自艦艇の韓国主催西太平洋潜水艦救難訓練への参加（海）
	16.5	西部方面総監の訪韓（陸）
	16.6	佐世保地方総監の訪韓（海）
	16.7	韓国海軍P-3Cの厚木基地訪問（海）
	17.2	韓国第2作戦司令官の訪日（陸）
	17.10	海自練習艦隊の寄港（平沢（ピョンテク））（海）
	17.12	韓国海軍巡航練習戦団の寄港、日韓捜索・救難共同訓練（横須賀）（海）
	18.9	西部方面総監の訪韓（陸）
	18.11	韓国海軍巡航練習戦団の寄港（佐世保）（海）

日米韓3か国 の協力	16.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
	16.9	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	16.10	日米韓参謀総長級会談（ワシントン）
	16.12	日米韓防衛実務者協議（ソウル）
	17.3	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	17.4	日米韓防衛実務者協議（東京）
	17.5	日米韓参謀総長級テレビ会議
	17.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））
	17.7	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	17.8	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	17.9	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	17.10	日米韓防衛相会談（フィリピン（第4回ADMMプラス））
	17.10	日米韓参謀総長級会談（ハワイ）
	17.12	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	18.3	日米韓防衛実務者協議（ワシントン）
	18.5	日米韓参謀総長級会談（ハワイ）
	18.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第17回シャングリラ会合））
	18.10	日米韓防衛相会談（シンガポール（第5回ADMMプラス））
18.10	日米韓参謀総長級会談（ワシントン）	
19.5	日米韓防衛実務者協議（ソウル）	
19.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合））	

資料編

資料43 最近の欧州諸国、カナダ及びニュージーランドとの防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2016.4.1～2019.6.30)

防衛首脳などの ハイレベル 交流	イギリス	16.6	日英防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
		16.9	防衛副大臣英国訪問
		16.11	英空軍参謀長訪日
		17.1	☆日英物品役務相互提供協定（ACSA）署名、発効（17.8）
		17.4	英国国防省閣外大臣訪日
		17.7	空幕長英国訪問
		17.8	日英防衛相電話会談
		17.8	英国首相訪日、いずも乗艦
		17.9	日英防衛相電話会談
		17.11	陸幕長英国訪問
	17.12	防衛大臣英国訪問（第3回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談）	
	フランス	18.2	防衛事務次官英国訪問
		18.2	英海軍第一海軍卿訪日
		18.3	統幕長英国訪問
		18.6	日英防衛相会談（シンガポール（第17回シャングリラ会合））
		18.7	空幕長英国訪問
		18.9	防衛副大臣英国訪問
		18.9	英国府国防大臣訪日
		19.2	英陸軍参謀長訪日
		16.6	日仏防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
16.6		防衛副大臣フランス訪問	
17.1	防衛大臣フランス訪問（第3回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談）		
17.6	日仏防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））		
17.6	防衛副大臣フランス訪問（パリ国際航宇宇宙ショー）		
17.9	日仏防衛相電話会談		

フランス	17.11	陸幕長フランス訪問	
	18.1	フランス軍事大臣訪日（第4回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談）	
	18.5	海幕長フランス訪問	
	18.6	日仏防衛相会談（シンガポール（第17回シャングリラ会合））	
	18.7	☆日仏物品役務相互提供協定（日仏ACSA）署名、発効（19.6）	
	19.1	防衛大臣フランス訪問（第5回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談）	
	19.4	仏陸軍参謀総長訪日	
	カナダ	16.4	カナダ国防次官訪日（第3回日加次官級「2+2」）
		16.4	カナダ海軍司令官訪日
		16.6	日カナダ防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
17.9		空幕長カナダ訪問	
17.9		統幕長カナダ訪問	
17.11		防衛副大臣カナダ訪問（国連PKO国防大臣会合）	
17.12		カナダ海軍司令官訪日	
18.2		カナダ軍参謀総長訪日	
18.4		☆日加物品役務相互提供協定（日加ACSA）署名	
18.12		カナダ国防副次官訪日（第4回日加次官級「2+2」）	
19.6	カナダ国防大臣訪日		
ニュージー ランド	16.6	日ニュージーランド防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））	
	17.2	空幕長ニュージーランド訪問	
	17.5	防衛審議官ニュージーランド訪問	
	17.6	日ニュージーランド防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））	
	17.7	防衛副大臣ニュージーランド訪問	
	17.7	ニュージーランド国防軍司令官訪日	
	18.5	ニュージーランド空軍司令官訪日	
	19.2	統幕長ニュージーランド訪問	
19.6	防衛大臣政務官ニュージーランド訪問		

防衛首脳などのハイレベル交流	NATO	16.6	NATO軍事委員長訪日
		17.1	防衛大臣NATO訪問（ストルテンベルグNATO事務総長との会談）
		17.6	NATO変革連合軍司令官訪日
		17.10	NATO事務総長訪日（防衛大臣との会談）
		18.3	統幕長NATO訪問
	18.9	防衛大臣NATOナポリ統合軍司令部訪問	
	ドイツ	16.9	防衛副大臣ドイツ訪問
		16.9	統幕長ドイツ訪問
		17.2	防衛副大臣ドイツ訪問（ミュンヘン安全保障会議）
		17.7	防衛審議官ドイツ訪問（第1回日独次官級戦略的対話）
		17.7	☆防衛装備品・技術移転協定に署名
		17.9	日独防衛相電話会談
		18.2	防衛副大臣ドイツ訪問（ミュンヘン安全保障会議）
		18.4	防衛政務官ドイツ訪問（ベルリン国際航空宇宙ショー）
		18.5	海幕長ドイツ訪問
		18.6	日独防衛相会談（シンガポール（第17回シャングリラ会合））
	19.2	防衛副大臣ドイツ訪問（ミュンヘン安全保障会議）	
	イタリア	16.6	日伊防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
		16.6	防衛副大臣イタリア訪問
17.5		イタリア国防大臣訪日（防衛相会談）	
17.9		☆防衛装備品・技術移転協定に署名	
17.10		日伊防衛相電話会談	
18.2		海幕長イタリア訪問	
18.2		防衛研究所と伊国防省研究・教育機関との交流文書署名	
18.9	防衛大臣イタリア訪問（防衛相会談）		
19.2	防衛審議官イタリア訪問		
オランダ	16.12	オランダ国防大臣訪日（防衛相会談）	
	18.9	防衛大臣オランダ訪問	
スペイン	18.1	スペイン国防大臣訪日（防衛相会談）	
	18.7	第1回日スペイン次官級協議（バルセロナ）	
ベルギー	18.3	統幕長ベルギー訪問	
スウェーデン	17.2	防衛審議官スウェーデン訪問	
	17.3	統幕長スウェーデン訪問	
	18.1	防衛副大臣スウェーデン訪問	
フィンランド	17.2	防衛審議官フィンランド訪問	
	17.3	フィンランド空軍司令官訪日	
	18.5	防衛大臣フィンランド訪問（防衛相会談）	
	18.10	統幕長フィンランド訪問	
19.2	フィンランド国防大臣訪日（防衛相会談）		
☆日・フィンランド防衛協力・交流覚書に署名			
ノルウェー	18.4	ノルウェー国防副大臣訪日	
	18.4	ノルウェー海軍司令官訪日	
エストニア	18.5	防衛大臣エストニア訪問（防衛相会談）	
	18.9	エストニア国防大臣訪日（防衛相会談）	
ウクライナ	17.8	防衛審議官ウクライナ訪問	
	18.10	ウクライナ国防次官訪日	
☆日ウクライナ防衛交流覚書に署名			
ラトビア	18.2	ラトビア国防大臣訪日（防衛相会談）	
チェコ	17.6	チェコ国防副大臣訪日（防衛装備庁長官との意見交換）	
	17.7	防衛大臣政務官チェコ訪問	
☆日チェコ防衛交流覚書に署名			
イギリス	16.10	第15回日英外務・防衛当局間協議、第11回日英防衛当局間協議（ロンドン）	
	17.11	第16回日英外務・防衛当局間協議、第12回日英防衛当局間協議（東京）	
	19.2	第17回日英外務・防衛当局間協議、第13回日英防衛当局間協議（ロンドン）	
フランス	16.7	第19回日フランス外務・防衛当局間協議、第17回日フランス防衛当局間協議（パリ）	
	17.12	第20回日フランス外務・防衛当局間協議、第18回日フランス防衛当局間協議（東京）	

防衛当局者間の定期協議	カナダ	16.12	第9回日カナダ外務・防衛当局間協議、第10回日カナダ防衛当局間協議（東京）
		17.12	第10回日カナダ外務・防衛当局間協議、第11回日カナダ防衛当局間協議（オタワ）
	ニュージーランド	17.2	第10回日ニュージーランド防衛当局間協議（ウェリントン）
		18.12	第11回日ニュージーランド防衛当局間協議（東京）
	NATO	17.5	第15回日NATO高級事務レベル協議（東京）
	ドイツ	16.6	第15回日ドイツ外務・防衛当局間協議、第13回日ドイツ防衛当局間協議（ベルリン）
		18.12	日ドイツ次官級外務・防衛当局間協議（東京）
	イタリア	17.9	第4回日イタリア防衛当局間協議（ローマ）
		19.1	第5回日イタリア防衛当局間協議（ローマ）
	スペイン	16.10	第1回日スペイン防衛当局間協議（マドリッド）
		17.7	第2回日スペイン防衛当局間協議（東京）
		19.6	第3回日スペイン防衛当局間協議（マドリッド）
	スウェーデン	17.10	第4回日スウェーデン防衛当局間協議（東京）
19.2		第5回日スウェーデン防衛当局間協議（ストックホルム）	
フィンランド	17.9	第2回日フィンランド防衛当局間協議（東京）	
ウクライナ	18.10	第1回日ウクライナ外務・防衛当局間協議	
EU	16.10	第1回日EU安全保障・防衛協議（ベルギー）	
部隊間の交流など	イギリス	16.4	日英親善訓練（海）
		16.7	KC-767空自空中給油・輸送機の英国派遣
		16.7	海自練習艦隊ロンドン寄港
		16.7	～8
		16.10	日英共同訓練（空）
		16.10	～11
		16.11	日英親善訓練（海）
		17.7	KC-767空自空中給油・輸送機の英国派遣及び部隊間交流の実施
		18.4	日英共同訓練（海）
		18.7	空自C-2のRIATへの参加
	18.8	日英共同訓練（海）	
	18.9	日英共同訓練（海）	
	18.9	日英共同訓練（陸）	
	18.9	～10	
	18.12	日英米共同訓練（海）	
	19.3	日英米共同訓練（海）	
	フランス	17.6	海自P-1哨戒機のフランス派遣（パリ国際航空宇宙ショーへの参加）
		18.2	日仏共同訓練「VINEX18」
		18.2	日仏親善訓練（海）
19.4		日仏共同訓練（海）	
19.6	空自C-2のフランス派遣（国外運航訓練及び部隊間交流の実施、パリ国際航空宇宙ショーへの参加）		
カナダ	17.7	日カナダ部隊間交流（小牧）（空）	
	17.7	日カナダ共同訓練「KADEX」（海）	
	17.7	日カナダ部隊間交流（コモックス）（空）	
	17.12	日カナダ共同訓練「KADEX」（海）	
	18.11	日カナダ共同訓練「KADEX」（海）	
19.6	日カナダ共同訓練「KADEX」（海）		
ニュージーランド	16.10	ニュージーランド空軍機（C-130H）の小牧基地訪問	
	16.11	ニュージーランド海軍主催国際観艦式参加	
	17.2	KC-767空自空中給油・輸送機のニュージーランド派遣	
17.6	日ニュージーランド親善訓練		
17.11	C-2のニュージーランド派遣（国外運航訓練）及び部隊間交流の実施		
ドイツ	18.4	海自P-1哨戒機のドイツ派遣（ベルリン国際航空宇宙ショーへの参加）	
	EU	16.4	日EU共同訓練
16.5		日EU共同訓練	
16.6		日EU共同訓練	
16.7		日EU共同訓練	
16.9		日EU共同訓練	
16.11		日EU共同訓練	
17.1		日EU共同訓練	
17.12		日EU共同訓練	
18.7		日EU共同訓練	
18.8	日EU共同訓練		

資料44 最近の日中防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間）

(2016.4.1～2019.6.30)

防衛首脳などのハイレベル交流	16.6	日中防衛次官級会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
	18.10	日中防衛相会談（フィリピン（第5回ADMMプラス））
	19.6	日中防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合））
防衛当局者間の定期協議	16.11	第14回日中安保対話（外務・防衛次官級協議）（北京）
	16.11	「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第6回共同作業グループ協議（東京）
	17.10	第15回日中安保対話（外務・防衛次官級協議）（東京）
	18.4	「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第7回共同作業グループ協議（北京）

防衛当局者間の定期協議	18.5	☆「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」（覚書）への署名
	18.10	第3回日中防衛当局局長級協議（北京）
	18.12	「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第1回年次会合・専門会合
部隊間の交流など	19.2	第16回日中安保対話（外務・防衛次官級協議）
	18.11	中国東部戦区代表団訪日

資料45 最近の日露防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間）

(2016.4.1～2019.6.30)

防衛首脳などのハイレベル交流	17.3	露国防大臣訪日（第2回外務・防衛閣僚級協議、防衛相会談）
	17.11	露地上軍総司令官訪日
	17.12	露参謀総長訪日
	18.7	防衛大臣訪露（第3回外務・防衛閣僚級協議、防衛相会談）
	18.10	統幕長訪露
	19.5	露国防大臣訪日（第4回外務・防衛閣僚級協議、防衛相会談）
	19.5	陸幕長訪露

部隊間の交流など	17.1	第16回日露捜索・救難共同訓練
	17.10	海自練習艦隊ウラジオストク寄港
	17.11	第17回日露捜索・救難共同訓練
	18.7	第18回日露捜索・救難共同訓練
	18.11	海賊対処訓練
	19.6	第19回日露捜索・救難共同訓練

資料46 最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2016.4.1～2019.6.30)

防衛首脳などのハイレベル交流	モルディブ	16.12	防衛大臣政務官モルディブ訪問
	フィジー	18.3	フィジー国軍司令官訪日
	バブアニューギニア	17.2	バブアニューギニア国防軍司令官訪日
		19.3	陸幕長バブアニューギニア訪問
	カザフスタン	17.7	防衛大臣政務官カザフスタン訪問 ☆日カザフスタン防衛交流覚書に署名
	トルコ	16.5	陸幕長トルコ訪問
		16.6	海幕長トルコ訪問
		19.6	トルコ陸軍総司令官訪日
	ヨルダン	17.2	ヨルダン参謀本部議長訪日
		17.7	ヨルダン首相兼国防大臣訪日（防衛相会談）
	サウジアラビア	16.9	サウジアラビア副皇太子兼国防大臣訪日（防衛相会談）
		17.1	統幕長サウジアラビア訪問
	イスラエル	19.6	統幕長イスラエル訪問
	UAE	16.5	UAE空軍司令官訪日
		17.11	防衛大臣政務官UAE訪問（ドバイ国際航空宇宙ショー）
		18.4	UAE外務・国際協力大臣訪日
		18.5	国防担当国務大臣訪日（日UAE防衛協力・交流覚書署名式、防衛副大臣との会談）
	19.6	総幕長UAE訪問	
	バーレーン	16.12	防衛大臣政務官バーレーン訪問（マナーマ対話）
		17.12	防衛大臣政務官バーレーン訪問（マナーマ対話）
18.6		海幕長バーレーン訪問	
ブラジル	18.4	防衛副大臣ブラジル訪問	
モンゴル	16.7	防衛審議官モンゴル訪問	
	16.9	防衛大臣政務官モンゴル訪問	
	16.10	モンゴル空軍司令官訪日	
東ティモール	16.6	防衛大臣東ティモール訪問（防衛相会談）	
その他	16.8	防衛大臣ジブチ訪問（防衛相会談）	
	16.10	防衛大臣南スーダン訪問（防衛相会談）	
	16.11	ジブチ軍参謀次長（陸軍司令官相当）訪日	
	17.1	防衛副大臣南スーダン・バーレーン訪問	
	17.1	統幕長カタール訪問	
	17.2	統幕長オマーン訪問	
	17.5	防衛大臣政務官ジブチ・バーレーン訪問	
17.7	チリ陸軍総司令官訪日		

防衛首脳などのハイレベル交流	その他	17.8	防衛審議官ウクライナ訪問
		17.8	エジプト国軍参謀長訪日
		17.9	防衛副大臣ジブチ・エジプト訪問
		17.12	防衛審議官オーストラリア、セルビア・モンテネグロ訪問
		18.12	防衛副大臣南スーダン・ジブチ訪問
		18.12	ジブチ軍参謀次長（陸軍司令官相当）訪日
		19.3	オマーン国防担当大臣訪日
		19.5	カタール防衛担当大臣訪日
		19.6	統幕長エジプト訪問
		防衛当局者間の定期協議	カザフスタン
トルコ	17.11		第3回日トルコ防衛当局間協議（アンカラ）
ヨルダン	17.11		第2回日ヨルダン防衛当局間協議（アンマン）
サウジアラビア	16.11		第2回日サウジアラビア安保対話、第2回日サウジアラビア防衛当局間協議（リヤド）
イスラエル	18.10		第1回日イスラエル安保対話（テルアビブ）
UAE	17.11		第1回日UAE防衛当局間協議（アブダビ）
18.12	第2回日UAE防衛当局間協議（東京）		
カタール	18.3		第3回日カタール安保対話（東京）
バーレーン	16.12		第3回日バーレーン安保対話（東京）
モンゴル	17.8		第4回日モンゴル外務・防衛安全保障担当当局間協議、第4回日モンゴル防衛安全保障担当当局間協議（ウランバートル）
パキスタン	16.8	第8回日パキスタン防衛当局間協議（イスラマバード）	
	18.4	第9回日パキスタン防衛当局間協議（東京）	
	19.6	第10回日パキスタン防衛当局間協議（イスラマバード）	
部隊間の交流など	トルコ	16.6	日トルコ共同訓練
	サウジアラビア	17.4	日サウジアラビア親善訓練
	UAE	17.1	日UAE部隊間交流（アルアイン）（空）
		17.4	日UAE親善訓練
		17.7	日UAE部隊間交流（アルダフラ）（空）
		17.11	C-2空自輸送機のUAE派遣（国外運航訓練及びドバイ国際航空宇宙ショーへの参加）（空）
	19.6	空自C-2のUAE派遣（国外運航訓練及び部隊間交流の実施）	
	オマーン	18.5	日オマーン親善訓練（海）
	パキスタン	17.1	日パキスタン共同訓練
		17.5	パキスタン空軍による空自部隊等訪問（市ヶ谷、浜松）

		項目	実績
アジア太平洋地域における 安保対話への参加	政府間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス） ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合（ADSOMプラス） ・高級事務レベル会合作業部会（ADSOMプラスWG） ・専門家会合（EWG） 対テロEWG 人道支援・災害救援EWG 海洋安全保障EWG 防衛医学EWG 平和維持活動EWG 地雷処理EWG サイバーEWG ○ 日ASEAN防衛担当大臣会合 ○ ASEAN地域フォーラム（ARF） ・国防当局間会合 	<p>(17.10、18.10)</p> <p>(16.4、17.4、18.7、19.4)</p> <p>(17.3、18.1、19.3)</p> <p>(16.12、17.7、18.8、19.1、19.4)</p> <p>(16.5、16.12、17.5、17.9、18.2、18.4、18.7、18.9、19.3、19.4)</p> <p>(16.11、17.11、18.5、18.11、19.2)</p> <p>(17.1、17.12、18.2、18.12、19.2、19.3)</p> <p>(16.10、17.5、17.10、18.4、18.11、19.3)</p> <p>(16.10、17.5、17.10、18.4、18.10、19.3)</p> <p>(17.7、17.11、18.5、18.11)</p> <p>(16.11、17.10、18.10)</p> <p>(16.4、16.5、17.5、17.6、18.5、18.6、19.5)</p>
	民間主催	・IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）	(16.6、17.6、18.6、19.5)
よる 防衛省 安保 対話 に 主 催 に		<ul style="list-style-type: none"> ○ 日ASEAN防衛当局次官級会合 ○ アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム） ○ 国際防衛学セミナー ○ 国際士官候補生会議 	<p>(16.9、17.9、18.9)</p> <p>(17.3、18.3、19.3)</p> <p>(16.7)</p> <p>(17.3、18.2、19.2)</p>

資料48 防衛省主催による多国間安全保障対話

安全保障対話		概要	最近の状況	
防衛省 主催	内部部局など			
	日ASEAN防衛当局次官級会合	防衛省の主催により、09年から開催し、ASEAN加盟各国の防衛当局の次官級をわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。	18年9月、ASEAN加盟各国の防衛当局次官級の参加を得て、第10回会合を名古屋において開催し、「[法の支配]を中心とする普遍的価値の共有に向けた課題と取組」、「災害対処の課題と対策」及び「日ASEAN防衛協力の展望」の3つのテーマについて、出席者の間で率直かつ建設的な意見交換を行った。	
	アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム）	防衛省の主催により、96年から開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	19年3月に開催された第23回フォーラムでは、アジア太平洋地域の25か国に加え、フランス及び英国の計27か国、並びに、ASEAN事務局、欧州連合（EU）及び赤十字国際委員会（ICRC）の参加を得て、①「インド太平洋地域における安全保障課題」、②「変動する安全保障課題と展望」について幅広く議論を行った。	
防衛省 主催	陸自	アジア太平洋地域多国間協力プログラム（MCAP：Multinational Cooperation program in the Asia Pacific）	陸自の主催により、14年度から毎年開催し、アジア太平洋地域の主要国などから軍人などの実務者を招き、地域各国に共通する課題に対する多国間による具体的な協力・取組について意見を交換する場としている。	
		陸上防衛部長級対話（G5D：G5 Dialogue）	陸自の主催により、17年度から開催し、我が国と共通の価値観を有し、陸上自衛隊と緊密な関係にある各国の陸軍種等とアジア太平洋地域への平和と安定に陸軍種として主体的に貢献するため、多国間による同地域への関与のあり方について意見交換する場としている。	
	陸軍兵站実務者交流（MLST：Multilateral Logistics Staff Talks）	陸自の主催により、97年度から毎年開催し、アジア太平洋地域、欧州地域等の主要国などから兵站実務者を招き、兵站協力などに関する意見を交換する場としている。	18年11月、アジア太平洋地域及び欧州地域の20か国からの兵站実務者などの参加を得て、第22回陸軍兵站実務者交流を開催し、「国内外災害への兵站上の即応」をテーマとして意見交換を行った。	
	海自	アジア・太平洋諸国海軍大学セミナー（APNCS：Asia Pacific Naval College Seminar）	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育及び学校研究の資を得ること及びセミナー参加国との防衛交流及び相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	18年2月、17か国の海軍などの軍人や東京大学公共政策大学院、慶應義塾大学及びキャノングローバル戦略研究所からも参加者を得て、第21回のセミナーを開催し、「海軍の役割の変化」をテーマとして、参加者からの発表及び活発な意見交換を行った。また、部隊・文化研修を行い、海自及び日本の文化・歴史等の理解を深めた。
	WPNS次世代海軍士官短期交流プログラム（WPNS STEP：Western Pacific Naval Symposium Short Term Exchange Program）	海自の主催により、11年から毎年開催し、WPNS（西太平洋海軍シンポジウム）構成国等の海軍の次世代士官の参加を得て、わが国の安全保障環境、防衛政策及び防衛力整備、歴史・文化に対する参加者の理解を深化させる場としている。	17年10月、25か国の海軍士官などの参加を得て、第7回WPNS次世代海軍士官短期交流プログラムを開催し、「21世紀のアジア太平洋地域における海洋安全保障」をテーマとして、各国海軍の新たな取り組みや装備品の展望等についての発表、活発な意見交換を行った。	
	空自	空軍大学セミナー	空自の主催により、15年から開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。（※96年から14年までは国際航空防衛教育セミナーとして実施）	18年11月、4か国から空軍大学関係者及び研究員を招へし、「将来戦、先進技術、イノベーション」をテーマとして基調講演、参加者からの発表及び意見交換を行った。
	指揮幕僚課程学生 多国間セミナー	空自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	18年10月、24か国及び2組織の空軍大学学生などの参加を得て第18回セミナーを開催し、「多国間協力におけるエアパワーの在り方について」をテーマとして意見交換を行った。	

安全保障対話		概要	最近の状況
防衛省 主催	防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主催により、96年から開催し、アジア太平洋地域の士官学校などの代表者を招へいして、国際情勢および安全保障などに関する討議を行う場としている。
		国際士官候補生会議	防大の主催により、98年から毎年開催し各国の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。
	防衛研究所	安全保障国際シンポジウム・コロキウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。
		戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、02年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。
	ASEANワークショップ	防研の主催により、10年から毎年開催し、アジア太平洋地域が共通に直面している新たな安全保障問題についてワークショップ形式の研究会を行っている。18年からは地域をASEAN諸国とした。	

資料49 その他の多国間安全保障対話など

その他の多国間対話		概要	
政府 主催	内部部 局など	拡大ASEAN国防相会議（ADMM プラス：ASEAN Defense Ministers' Meeting-Plus）	2010年10月に発足。アジア太平洋地域における唯一の政府主催の国防大臣級会議であり、地域の安全保障に関する問題について意見交換を実施。2017年10月の第4回ADMM プラスにおいて、大臣会合の開催を従来の2年に一度から年次化することを決定。
		日ASEAN防衛担当大臣会合（ASEAN-Japan Defence Ministers' Informal Meeting）	日ASEAN防衛担当大臣会合は2014年に初めて開催。日本と全ASEAN加盟国の防衛担当大臣が、広範な安全保障問題について討議するとともに、今後の日ASEAN防衛協力を具体的に進展させる道筋について意見交換。
		ASEAN地域フォーラム（ARF：ASEAN Regional Forum）	政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994（平成6）年から開催されている。現在26か国（ASEAN10か国（ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア（1995（平成7）年から）、ミャンマー（1996（平成8）年から）、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド（1996（平成8）年から）、ニュージーランド、バブアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル（1998（平成10）年から）、北朝鮮（00（平成12）年から）、パキスタン（04（平成16）年から）、東ティモール（05（平成17）年から）、バングラデシュ（06（平成18）年から）、スリランカ（07（平成19）年から）を加えた26か国）と1機関（欧州連合（EU：European Union））がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。
		アジア太平洋防衛分析会議（AMORS：Asia-Pacific Military Operations Research Symposium）	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
		ソウル安全保障対話（SDD：Seoul Defense Dialogue）	韓国国防部主催により、アジア太平洋、欧米各国の国防担当次官級の参加を得て、朝鮮半島問題を含む地域の安全保障課題などに関して意見交換を行う場である。12年の第1回から参加している。
		統幕	アジア太平洋諸国参謀総長等会議（CHOD：Asia-Pacific Chief of Defense Conference）
	陸自	アジア太平洋地域後方補給セミナー（PASOLS：Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar）	米国と会員国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。18年の第47回セミナーは、わが国において約30か国及び機関の参加を得て開催予定である。
		太平洋地域陸軍参謀総長等会議（PACC：Pacific Armies Chiefs Conference）	米国と参加国の持ち回り共催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。09年は、日本が初めて主催した。
		太平洋地域陸軍管理セミナー（PAMS：Pacific Armies Management Seminar）	米国と参加国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。09年の第33回会議は日本においてPACCと同時開催された。
		太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC：Land Forces Pacific）	米陸軍協会（AUSA）主催により毎年米国ハワイにおいて実施されるシンポジウムであり、インド・アジア太平洋地域の各国陸軍高官が、地域内における戦略的課題についてパネル討議及び懇談等を通じて意見交換する場である。
		陸軍種参謀長セミナー（Chief of Army Land Forces Seminar）	16年まで、豪州陸軍本部長会議（CAEX：Chief of Army's Exercise）と呼称。豪陸軍の主催により隔年で開催され、豪陸軍の高級幹部のほか、アジア太平洋地域の陸軍種などの長及び有識者が参加して、地域の陸軍種の課題などについて幅広く意見交換を行う場である。陸自は12年に初参加し、14年9月には陸幕長が初めて参加して講演を行った。
		米太平洋軍水陸両用指揮官シンポジウム（PALS：Pacific Amphibious Leaders Symposium）	アジア太平洋地域内友好国の水陸両用作戦能力向上に資するとともに、米太平洋海兵隊との関係強化、相互運用性向上を通じて地域の安定に寄与する観点から、米太平洋軍海兵隊の主催により、15年5月に初開催。以降、毎年1回開催され、第1回から参加している。
		米陸軍協会（AUSA）年次総会（AUSA：Association of U.S. Army）	米陸軍協会（AUSA）の主催により毎年米国ワシントンD. C. で開催されるシンポジウム。陸自代表団長（陸幕長、陸幕副長）による米陸軍将官との懇談、講演等を実施。

その他の多国間対話		概要
海自	国際シーパワーシンポジウム (ISS : International Sea power Symposium)	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。69年の第1回から参加している。
	西太平洋海軍シンポジウム (WPNS : Western Pacific Naval Symposium)	参加国の持ち回り開催により、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回から参加している。
	西太平洋国際掃海セミナー (International MCM Seminar)	WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。00年の第1回から参加している。07年10月には、海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。
	アジア太平洋潜水艦会議 (Asia Pacific Submarine Conference)	米国の主催または、アジア太平洋地域の参加国の持ち回り開催により主催され、潜水艦救難などを中心に意見交換を行う場である。01年の第1回から参加しており、06年10月には海自主催で実施した。
	インド洋海軍シンポジウム (IONS : Indian Ocean Naval Symposium)	参加国の持ち回り主催により隔年で開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀総長などがインド洋における海洋安全保障について意見交換を行う場である。12年の第3回から参加している。
	豪海軍シーパワー会議 (SPC : RAN Sea Power Conference)	「太平洋国際海洋展示会 (PACIFIC International Maritime Exposition)」の一環として隔年で実施されている。同会議は、世界各国の海軍から参謀長級又は将官級の代表が多数参加するため、2国間交流及び多国間交流の機会となっている。
	地域シーパワーシンポジウム (RSS : Regional Seapower Symposium)	イタリア海軍の主催により隔年ごとに開催され、NATO各国の海軍参謀長等を中心に、海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。08年の第7回から参加している。
	国際海洋安全保障シンポジウム (IMSS : International Maritime Security Symposium)	インドネシア海軍の主催により隔年ごと開催され、西太平洋諸国の海軍参謀長等を中心に、海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。13年の第1回から参加している。
	ゴールダイアログ	スリランカ海軍の主催により毎年開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀長等が海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。10年の第1回から参加している。
空自	太平洋地域空軍参謀総長等シンポジウム (PACS : Pacific Air Chiefs Symposium)	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。89年の第1回から参加している。
	宇宙シンポジウム (Space Symposium)	米国の主催により毎年開催され、各国空軍参謀総長などが宇宙分野における共通の課題について意見交換を行う場である。19年の第35回シンポジウムから参加している。
	環太平洋空軍シンポジウム (PACRIM Airpower Symposium)	米国と参加国の持ち回り共催により毎年開催 (96年および97年は2回開催) され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回から参加している。
	エアパワー会議 (APC : Air Power Conference)	オーストラリアの主催により、隔年ごとに実施される空軍力に関する国際的な意見交換の場である。00年以降、これまでに6回参加している。
	エアフォース・シンポジウム (Air Force Symposium)	フィリピン空軍の主催により毎年開催され、安全保障に関するテーマに沿って、参加者の意見交換が行われる場である。15年以降、これまでに4回参加している。
	コロombo・エア・シンポジウム (Colombo Air Symposium)	スリランカ海軍の主催により毎年開催され、空軍力や航空戦略に関して意見交換を行う場である。16年以降、これまでに2回参加している。
情報部	アジア太平洋地域情報部長等会議 (APICC : Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference)	米太平洋軍司令部と参加国との持ち回り共催による、アジア太平洋地域などの各国国防機関の情報部長などによる意見交換会議である。地域の安全保障上の課題について意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。11年2月には情報本部が初めて共催し、28か国が参加した。
防衛研究所	ARF 国防大学校長等会議	ARF加盟各国の国防大学などが年1回持ち回りで会議を開催。アジア太平洋地域における安全保障上の課題と国防教育研究機関の役割について、主催者が中心となってテーマを決定し、それに基づき参加各国が発表・質疑応答を行う形式で行われる。日本からは防衛研究所が97年の第1回より全ての会議に参加、01年には東京での第5回会議を主催し、18年9月には、17年ぶりに東京において第22回会議を主催した。
	NATO 国防大学校長等会議	NATO国防大学とNATO加盟国・パートナー国の国防教育機関が持ち回りで開催する年次の国際会議。各国の学校長が、国防高等教育を改善するための観点から意見交換を実施するとともに、NATO加盟国や中・東欧、地中海の対話国などとの間の教育交流促進に主眼を置く。日本からは防衛研究所が09年度より、ほぼ毎回参加している (2013年度は招待なし)。19年5月にイタリアで開催された会議に参加した。
民間主催	IISS アジア安全保障会議 (シャングリラ会合)	英国の国際戦略研究所 (IISS) の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、04年の第3回会合及び12年の第11回会合を除き、02年の第1回から防衛大臣 (12年は防衛副大臣) が参加している。
	IISS フラートン・フォーラム	IISS主催による、シャングリラ会合へのシェルバ会合 (準備会合)。シャングリラ会合に参加する国の防衛当局関係者 (局長級/参謀次長級) が対象で、地域の安全保障に関する問題について議論を行う。13年の第1回から参加している。
	IISS 地域安全保障サミット (マナーマ対話)	IISS主催により、04年から毎年開催。湾岸諸国の外務・国防・安保・情報関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、09年の第6回に防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、10年の第7回及び16年の第12回及び17年の第13回に防衛大臣政務官が参加した。
	ミュンヘン安全保障会議	62 (昭和37) 年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツをはじめ、米、英、仏などのNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部など各国要人が出席しており、09年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加し、16年の第52回、17年の第53回、及び18年の第54回及び19年の第55回に防衛副大臣が参加した。
	ハリファックス国際安全保障会議	ハリファックス・インターナショナル・セキュリティ・フォーラムがカナダ国防省の後援を得て主催し、米欧諸国から多くの政府関係者 (EU各国NATO担当相・国防相) の参加を得て、安全保障などに関して意見交換を行う場である。09年の第1回から参加している。
	北東アジア協力ダイアログ (NEACD : The Northeast Asia Cooperation Dialogue)	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所 (IGCC) が中心となり、参加国 (中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア及び米国) から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している (18年は不参加)。

趣旨

- ▶「ビエンチャン・ビジョン～日ASEAN防衛協カイニシアティブ～」は、将来のASEANとの防衛協力に向けての日本のイニシアティブ
- ▶同ビジョンに基づく実践的な活動を念頭に、2017年以降、日ASEAN防衛当局次官級会合でフォローアップ

内容

1. 日ASEAN防衛協力の意義

- (1) 現在、アジア太平洋地域における安全保障上の課題がより深刻化。一国のみでの対応はますます困難なものに。
- (2) ASEANはアジア太平洋地域における協力枠組みの中心であり、その重要性は増大。
日本とASEANは伝統的に強固なつながりを有しており、二国間及び多国間協力の強化推進が、地域の安定的な安全保障環境を構築する上で極めて重要。
- (3) 2015年末にASEAN共同体が発足。ASEAN諸国との二国間協力とともにASEANとの協力がより重要に。
日本はASEAN共同体発足を歓迎し、ASEANの中心性・一体性を支持。

2. 日ASEAN防衛協力の実績：「交流」から「協力」への深化

- (1) 防衛交流の開始（1990年頃～）：防衛交流を通じてASEAN諸国との相互理解・信頼関係を増進
- (2) 防衛協力の開始（2000年頃～）：交流から各国との具体的な防衛協力へと段階的に深化
- (3) 防衛協力の深化（2010年頃～）：能力構築支援等のより具体的な協力の開始（ADMMプラス発足とマルチの場を通じた協力の進展）

3. 今後の日ASEAN協力の方向性：「ASEAN全体」の能力向上に資する実践的な協力へ

- (1) 協力の目的：「ASEAN個別の国」に加え、「ASEAN全体」の能力向上に資する協力を推進し、①自由、民主主義、基本的人権の原則の遵守・促進、②「法の支配」の貫徹、③地域協力の要となるASEANの中心性や一体性強化の動きを支援
- (2) 協力の方向性：地域の平和、安全及び繁栄を確保するための今後の日ASEAN防衛協力として、以下を重視
 - ▶紛争の平和的解決の基礎となる「法の支配」を貫徹するため、海洋及び航空分野における国際法の認識共有促進を支援
 - ▶平和と繁栄の基礎である海洋安全保障の強化のため、海洋及び上空の情報収集・警戒監視、捜索救難の能力向上を支援
 - ▶ますます多様化かつ複雑化する安全保障上の課題に対処するため、多分野にわたるASEANの能力向上を支援
- (3) 協力の手段：以下の多様な手段を組み合わせ実践的な防衛協力を実施
 - ① 国際法の実施に向けた認識共有促進：海洋安全保障に関わる国際法の運用に関する調査の実施、国際法セミナーの開催
 - ② 能力構築支援：人道支援・災害救援、PKO、地雷・不発弾処理、サイバーセキュリティ、防衛力整備の知見共有等の支援
 - ③ 防衛装備・技術協力：装備品・技術移転、防衛装備・技術協力に係る人材育成、防衛産業に関するセミナー等の開催
 - ④ 訓練・演習：多国間共同訓練・演習への継続的参加、自衛隊訓練へのオブザーバー招へい
 - ⑤ 人材育成・学術交流：オピニオンリーダー招へい
- (4) 上記の防衛協力を実施していくための日本側の体制強化についても取り組む。

訓練名		時期（場所）	参加国	自衛隊参加部隊など
コブラ・ゴールド		17.1～2（タイ）	日本、米国、タイ、シンガポール、インドネシア、韓国、マレーシア、中国、インド	統幕、陸幕、空幕、東北方面隊、中部方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、航空支援集団、内局など
		18.1～2（タイ）	日本、米国、タイ、シンガポール、インドネシア、韓国、マレーシア、中国、インド	統幕、陸幕、空幕、東北方面隊、中部方面隊、西部方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、航空総隊、航空支援集団、内局など
		19.1～2（タイ）	日本、米国、タイ、シンガポール、インドネシア、韓国、マレーシア、中国、インド	統幕、陸幕、空幕、陸上総隊、東北方面隊、中部方面隊、自衛艦隊、航空総隊、航空支援集団、内局など
パシフィック・パートナーシップ		16.6～8（東ティモール、ベトナム、パラオ、インドネシア）	日本、米国、オーストラリア、英国、カナダ、韓国、マレーシア、シンガポール、ニュージーランド	艦艇 1隻 人員 約70名
		17.3～5（スリランカ、マレーシア、ベトナム）	日本、米国、オーストラリア、英国、韓国	艦艇 2隻 人員 約70名
		18.3～6（ミクロネシア、パラオ、インドネシア、スリランカ、ベトナム）	日本、米国、オーストラリア、英国、韓国	人員 約50名
		19.3～5（マーシャル諸島、東ティモール、ベトナム）	日本、米国、オーストラリア、英国、韓国、カナダ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ホンジュラス、ペルー	人員 約30名
ADMM プラス 人道支援・災害救援及び防衛医学 実動演習		16.9（タイ）	日本、米国、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、韓国、中国、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア	統幕、陸幕、空幕、東部方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、航空支援集団、内局
ADMM プラス 海洋安全保障実動訓練 （対テロ演習）		16.5 （ブルネイ及びシンガポール）	日本、米国、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、韓国、中国、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア	艦艇 1隻
ADMM プラス海洋安全保障 実動訓練（マヒ・タンガロア16）		16.11 （ニュージーランド周辺海空域）	日本、米国、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランドなど	艦艇 1隻
ADMM プラス 防衛医学実動演習 （MEDEX-2019）		19.3（インド）	日本、米国、インド、ミャンマー、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、ラオス、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、ニュージーランド、韓国、ロシア	人員 約15名
多国間共同訓練 （GPOI：Global Peace Operations Initiative） キャプストーン演習	シャンティ・ ブラヤ3	17.3～4（ネパール）	日本、米国、インド、インドネシア、カンボジア、韓国、ネパール、フィリピン、マレーシア、オーストラリアなど	中央即応集団 2名
多国間共同訓練（カーン・クエスト）		16.5～6（モンゴル）	日本、米国など	人員 約50名 ※オブザーバーを含む
		17.7～8（モンゴル）	日本、米国など	人員 約50名 ※オブザーバーを含む
		18.6（モンゴル）	日本、米国など	人員 約40名
		19.6（モンゴル）	日本、米国など	人員 約60名
豪陸軍主催射撃競技会		16.4～5（オーストラリア）	日本、米国、韓国、オーストラリア、UAE など	人員 約30名
		17.4～5（オーストラリア）		人員 約20名
		18.4～5（オーストラリア）		人員 約20名
		19.3～4（オーストラリア）		人員 約20名
インドネシア主催多国間共同訓練 （コモド）		16.4（インドネシア）	日本、米国、インドネシア、中国、ロシアなど	艦艇 1隻
		18.5（インドネシア）		艦艇 1隻
日米豪共同訓練		16.12 （ミクロネシア周辺海域）	日本、米国、オーストラリア	航空機 1機 人員 約25名
		17.9 （日本周辺海域）		艦艇 4隻 潜水艦 4隻 航空機 30機
		17.12 （ミクロネシア周辺海域）		航空機 1機 人員 約25名
		18.11 （日本周辺海域）		艦艇 22隻 航空機 2～3機
		18.12 （ミクロネシア周辺海域）		航空機 1機 人員 約30名

訓練名	時期(場所)	参加国	自衛隊参加部隊など
日米韓共同訓練	16.6 (ハワイ周辺海空域)	日本、米国、韓国	艦艇 1隻
	16.10 (九州西方海域)		艦艇 1隻
	16.11 (日本周辺海域)		艦艇 1隻
	17.1 (日本周辺海域)		艦艇 1隻
	17.3 (日本周辺海域)		艦艇 1隻
	17.4 (九州西方海域)		艦艇 1隻 航空機 1機
	17.10 (日本周辺海域)		艦艇 2隻
	17.12 (日本周辺海域)		艦艇 1隻
日米豪韓共同訓練 (パシフィック・ヴァンガード)	19.5 (本州南方～グアム島周辺)	日本、米国、オーストラリア、韓国	艦艇 2隻
日米豪韓共同訓練	16.8 (ハワイ周辺海域)	日本、米国、オーストラリア、韓国、カナダ	艦艇 1隻
日米豪加共同訓練	17.6 (南シナ海)	日本、米国、オーストラリア、カナダ	艦艇 2隻
日豪加新共同訓練	18.8 (グアム及びオーストラリア周辺海空域)	日本、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド	艦艇 1隻
日加新共同訓練	17.6 (四国南方海域)	日本、カナダ、ニュージーランド	艦艇 1隻
米印主権海上共同訓練 (マラバル)	16.6 (佐世保～沖縄東方海域)	日本、米国、インド	艦艇 1隻 航空機 3機
日米印共同訓練 (マラバル)	17.6 (インド東方海空域)	日本、米国、インド	艦艇 2隻
	18.6 (グアム島周辺海空域)	日本、米国、インド	艦艇 3隻 潜水艦 1隻 航空機 7機
日米印共同訓練	17.11 (日本周辺海域)	日本、米国、インド	艦艇 1隻
	18.7 (日本周辺海域)		艦艇 19隻 航空機 8機
豪州海軍主催多国間海上共同訓練 (カカドゥ)	16.9 (オーストラリア周辺海域)	日本、米国、オーストラリアなど	艦艇 1隻 航空機 2機
	18.8～10 (オーストラリア周辺海域)	日本、米国、オーストラリアなど	艦艇 1隻 航空機 1機
拡散に対する安全保障構想 (PSI) 海上阻止訓練	16.9 (シンガポール周辺海空域)	日本、米国、オーストラリアなど	人員 1名
	17.9 (オーストラリア及びオーストラリア周辺海空域)		航空機 1機 人員 約20名
	18.7 (日本周辺海空域)		艦艇 2隻、航空機 2機 人員 約280名
米国主催国際掃海訓練	17.9 (アラビア半島周辺海域)	日本、米国など	艦艇 2隻
米国主催国際海上訓練	17.5 (バーレーン)	日本、米国など	人員 数名
米比共同訓練 (カマンダグ)	17.9～10 (フィリピン共和国ルソン島)	日本、米国、フィリピン	人員 14名
	18.9～10 (フィリピン共和国ルソン島)		人員 93名
西太平洋掃海訓練	17.6 (グアム周辺海域)	日本、米国など	人員 5名
西太平洋潜水艦救難訓練	16.5 (韓国周辺海域)	日本、米国、韓国、マレーシア、オーストラリア、シンガポール	艦艇 2隻
日米豪共同訓練 (コープ・ノース・グアム)	17.2 (米国グアム島及び同周辺空域)	日本、米国、オーストラリア	航空機 約20機 人員 約480名
	18.2～3 (米国グアム島及び同周辺空域)		航空機 約20機 人員 約460名
	19.2～3 (米国グアム島及び同周辺空域)		航空機 約20機 人員 約480名
豪州における米豪軍との実動訓練 (サザン・ジャッカル)	16.5、17.5、18.5～6、19.5～6 (オーストラリア)	日本、米国、オーストラリア	人員 約100名
日米豪共同訓練 (南海レスキュー2017)	16.7 (中部方面区)	日本、米国、オーストラリア	中部方面隊 人員 5,500名、車両 約700両、 航空機 10機
RIMPAC (環太平洋合同演習)	16.6～8 (ハワイ周辺海空域、米国西海岸周辺海域)	日本、米国、インド、インドネシア、韓国、中国、フィリピン、マレーシア、オーストラリア、コロンビア、チリなど	艦艇 2隻、航空機 2機、 西部方面隊など
	18.6～8 (ハワイ周辺海空域、米国西海岸周辺海域)	日本、米国、インド、インドネシア、韓国、フィリピン、マレーシア、オーストラリア、チリ、スリランカ、ベトナムなど	艦艇 1隻、航空機 2機、 陸上総隊、西部方面隊など
ニュージーランド海軍主催多国間共同訓練 (ナタヒ)	16.11 (ニュージーランド周辺海空域)	日本、ニュージーランドなど	航空機 2機

訓練名	時期(場所)	参加国	自衛隊参加部隊など
ニューカレドニア駐留仏軍主催多国間訓練(南十字星)	16.11(ニューカレドニア)	日本、米国、シンガポール、オーストラリア、トンガ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、フィジー、カナダ、チリ、英国、フランス	人員 5名
ニューカレドニア駐留仏軍主催多国間訓練(赤道)	17.9(ニューカレドニア)	日本、フランス、米国、オーストラリア、トンガ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、フィジー、英国	人員 1名
日仏英米共同訓練	17.5(九州西方～グアム～北マリアナ諸島)	日本、フランス、イギリス、米国	人員220名、艦艇 1隻、航空機 2機
パキスタン海軍主催多国間海上共同訓練(アマン17)	17.2(パキスタン周辺空域)	日本、パキスタンなど	航空機 2機
マレーシア海軍主催多国間海上演習	17.3(マレーシア周辺海域)	日本、マレーシア、米国など	艦艇 1隻
多国間海賊対処共同訓練	17.4(アデン湾)	日本、米国、イギリス、韓国	艦艇 1隻、航空機 1機
日米豪人道支援・災害救援共同訓練(クリスマスドロップ)	16.12(米国グアム島、ミクロネシア連邦、パラオ共和国及び北マリアナ諸島及び同周辺空域)	日本、米国、オーストラリア	航空機 約6機 人員 約150名
	17.12(米国グアム島、ミクロネシア連邦、パラオ共和国及び北マリアナ諸島及び同周辺空域)		航空機 約6機 人員 約150名
	18.12(米国グアム島、ミクロネシア連邦、パラオ共和国及び北マリアナ諸島及び同周辺空域)		航空機 約6機 人員 約150名
日米印比共同巡航訓練	19.5(九州西方から南シナ海に至る海域)	日本、米国、インド、フィリピン	艦艇 2隻
日仏豪米共同訓練(ラ・ペルーズ)	19.5(スマトラ島西方海空域)	日本、フランス、オーストラリア、米国	艦艇 2隻
日米英共同訓練	18.12、19.3(本州南方海空域)	日本、米国、イギリス	艦艇 1隻 航空機 1隻

資料52 国際機関への防衛省職員の派遣実績

(2019.6.30現在)

(1) 国連機関への職員派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9～02.6.30、04.8.1～07.7.31	化学兵器禁止機関(OPCW) 査察局長(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(将補)※1
97.6.23～00.6.23	化学兵器禁止機関(OPCW) 査察員(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(1尉)
02.10.1～07.6.30	化学兵器禁止機関(OPCW) 査察局運用・計画部長(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(1佐)
05.7.11～09.7.10	化学兵器禁止機関(OPCW) 査察員(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(3佐)
09.1.9～13.1.8	化学兵器禁止機関(OPCW) 査察員(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(3佐)
13.8.27～16.8.31	化学兵器禁止機関(OPCW) 査察員(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(1尉)
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局(国連PKO局) 軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
05.11.28～08.11.27	国連平和維持活動局(国連PKO局) 軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
11.1.16～14.1.15	国連平和維持活動局(国連PKO局) 軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
13.9.18～16.9.17	国連平和維持活動局(国連PKO局) 軍事部部隊形成課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
15.6.1～17.11.30	国連平和維持活動局(国連PKO局) 運用部アフリカ第1部上級連絡官(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(1佐)
16.3.1～16.8.31	国連フィールド支援局後方支援部戦略支援課(ニューヨーク)	事務官1名※2
16.8.29～	国連平和活動局(国連PKO局) 軍事部軍事計画課(ニューヨーク)※3	陸上自衛官1名(2佐)
17.2.11～	国連活動支援局後方支援部戦略支援課(ニューヨーク)※4	事務官1名
18.4.1～	国連安保理決議第1540号に関する1540委員会専門家グループ(ニューヨーク)	教官1名

※1 OPCW査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き09.7まで勤務した。

※2 外務省事務官の身分での派遣

※3 19.1.1の組織改編により、「国連平和維持活動局」から「国連平和活動局」に名称を変更

※4 19.1.1の組織改編により、「国連フィールド支援局」から「国連活動支援局」に名称を変更

(2) PKOセンター等への講師などの派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
08.11.21～08.11.30	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(エジプト)	陸上自衛官2名(2佐)
09.5.22～09.6.6	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(エジプト)	陸上自衛官1名(将補)
09.8.28～09.9.5	バマコ平和維持学校(マリ)	陸上自衛官2名(2佐)
10.4.10～10.4.17	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(エジプト)	陸上自衛官1名(2佐)※
10.8.14～10.8.30	バマコ平和維持学校(マリ)	陸上自衛官1名(1佐)
11.11.15～11.11.20	コフィ・アナン国際平和維持訓練センター(ガーナ)	陸上自衛官1名(1佐)

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
12.7.31～12.8.5	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官1名（1佐）
12.12.15～12.12.19	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	航空自衛官1名（2佐）
13.3.9～13.3.14	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
13.8.28～13.9.1	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官1名（2佐）
13.10.5～13.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官1名（1佐）
14.3.8～14.3.13	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
14.3.23～14.5.25	国際平和維持訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
14.8.12	国際平和維持訓練センター（ケニア）（南スーダンでの出張講義）	陸上自衛官1名（2佐）
14.10.5～14.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官1名（1佐）
14.10.6～14.10.23	国際平和維持訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
15.3.19～15.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官1名（1佐）
15.6.4～15.7.1	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
15.9.5～15.9.20	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
15.10.22～15.11.7	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
16.3.21～16.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官1名（1佐）
16.5.31～16.6.17	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
16.11.4～16.11.19	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
17.3.6～17.3.19	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
17.6.2～17.6.18	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
17.12.1～17.12.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
18.8.22～18.8.28	インドネシア国軍平和維持ミッションセンター（インドネシア）	陸上自衛官1名（2佐）
18.11.2～18.11.18	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
19.3.3～19.3.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
19.6.28～19.7.12	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）

※ 初の女性自衛官派遣

資料53 国際平和協力活動関連法の概要比較

項目	国際平和支援法	国際平和協力法	国際緊急援助隊法	旧イラク人道復興支援特措法 (09(平成21)年 7月31日失効)	旧補給支援特措法 (10(平成22)年 1月15日失効)
目的	○ 国際社会の平和及び安全の確保に資すること	○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○ 国際協力の推進に寄与すること	○ 国家の速やかな再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること	○ 国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与 ○ わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 協力支援活動(注1) ○ 捜索救助活動(注1) ○ 船舶検査活動(注3)	○ 国連平和維持活動 ○ 国際連携平和と安全活動 ○ 人道的な国際救援活動 ○ 国際的な選挙監視活動 ○ 上記活動のための物資協力	○ 救助活動 ○ 医療活動(防疫活動を含む) ○ 災害応急対策及び災害復旧のための活動 ○ 上記活動を行う人員又は機材・物資輸送	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動	○ 補給支援活動
活動地域	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要) ○ 公海及びその上空	○ わが国以外の領域(公海を含む。)(紛争当事者間の停戦合意及び受け入れ国の同意が必要)	○ 海外の地域、特に開発途上にある海外の地域	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要)(注2) ○ 公海およびその上空(注2)	○ わが国領域 ○ 外国(インド洋沿岸国などに限る)の領域(当該外国の同意が必要)(注2) ○ 公海(インド洋などに限る)およびその上空(注2)
国会承認	○ 例外なき事前承認	○ 自衛隊の部隊等がいわゆる停戦監視業務や安全確保業務を行う場合に限り、原則として、事前に国会付議(注4)	なし	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議(注4)	(注5)
国会報告	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告	なし	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告

(注1) 現に戦闘が行われていない現場に限る。

(注2) 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。

(注3) 外国による船舶検査活動に相当する活動と明確に区別された海域において行う。

(注4) 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

(注5) 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の領域を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

資料54 自衛隊が行った国際平和協力活動など

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

(2019.5.31 現在)

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
陸自	イラク南東部など	04.1～06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備など
	クウェートなど	06.6～06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海自	ヘルシャ湾など	04.2.20～ 04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
空自	クウェートなど	03.12～09.2	約210人	・人道復興関連物資などの輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海自	インド洋	01.11～07.11	約320人	・各国艦船への補給など
空自	在日米軍基地など		—	・物品の輸送

(3) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海自	インド洋	08.1～10.2	約330人	・各国艦船への補給など

(4) 海賊対処行動（海上警備行動としての派遣を含む。）

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海自（水上部隊）	ソマリア沖・アデン湾	09.3～16.12	約400人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
		16.12～	約200人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
海自（航空隊）	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	09.5～11.2	約100人	アデン湾の警戒監視および総務、経理、広報、衛生などの業務など
		11.2～12.6	約120人	
		12.6～14.7	約110人	
	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	14.7～15.7	約70人	アデン湾の警戒監視など
	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	15.7～	約60人	アデン湾の警戒監視など
海自（支援隊）	ジブチ	14.7～	約30人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整および航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など
海自（第151連合任務部隊司令部派遣隊）	バーレーンなど	14.8～	20人以内	CTF151に参加する各国部隊などとの連絡調整
海自（現地調整所）	ジブチ	12.7～14.7	3人	水上部隊および航空隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ共和国関係当局などとの連絡調整
陸自（航空隊）	ジブチ	09.5～11.2	約50人	活動拠点およびP-3Cの警備など
		11.2～12.6	約60人	
		12.6～14.7	約80人	
陸自（支援隊）	ジブチ	14.7～	約80人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整及び航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など

(5) 国際平和協力業務

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容	
PKO	国連カンボジア 暫定機構（UNTAC）	停戦監視 要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視および停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
		施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊または作業のための施設の提供、医療
PKO	国連モザンビーク 活動（ONUMOZ）	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案ならびに輸送の業務に関する企画および調整
		輸送調整 部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
人道	ルワンダ難民救援	ルワンダ 難民救援隊	94.9～12	260人	/	・医療、防疫、給水活動
		空輸派遣隊	94.9～12	118人		・ナイロビ（ケニア）とゴマ（旧ザイール、現コンゴ民主共和国）の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
PKO	国連兵力 引き離し監視隊 （UNDOF）	司令部要員	96.2～09.2	1～13次要員：2人	38人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成ならびに輸送・整備などの業務に関する企画および調整
			09.2～13.1	14～17次要員：3人		
		輸送部隊	96.2～12.8	1～33次要員：43人	1,463人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
	12.8～13.1	34次要員：44人				

			派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
人道	東ティモール 避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
人道	アフガニスタン 難民救援	空輸部隊	01.10	138人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
PKO	国連東ティモール 暫定行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは 国連東ティモール 支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02.2～04.6	1次要員：10人 2次要員：7人	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整および兵站業務の調整など
		施設部隊	02.3～04.6	1、2次要員：680人 3次要員：522人 4次要員：405人	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊および現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
人道	イラク難民救援	空輸部隊	03.3～4	50人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
人道	イラク被災民救援	空輸部隊	03.7～8	98人		・イラク被災民救援のための物資などの航空輸送
PKO	国連ネパール 政治ミッション (UNMIN)	軍事監視 要員	07.3～11.1	6人	24人	・マオリスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など
PKO	国連スーダン・ ミッション (UNMIS)	司令部要員	08.10～11.9	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関するUNMIS部内の調整 ・データベースの管理
PKO	国連ハイチ 安定化ミッション (MINUSTAH)	司令部要員	10.2～13.1	2人	12人	・MINUSTAH司令部において、施設活動の優先順位を決定するなどの施設関係業務の企画調整、軍事部門の物品の調達・輸送などの兵站全般に関する企画調整
		施設部隊	10.2～13.1	1次要員：203人 2次要員：346人 3、4次要員：330人 5、6次要員：317人 7次要員：297人 撤収支援要員：44人	2,184人	・瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設など
PKO	国連東ティモール 統合ミッション (UNMIT)	軍事連絡 要員	10.9～12.9	2人	8人	・東ティモール内各地の治安状況についての情報収集
PKO	国連 南スーダン共和国 ミッション (UNMISS)	司令部要員	11.11～	4人	37人	・軍事部門の兵站全般の需要に関するUNMISS部内の調整 ・データベースの管理 ・施設業務に関する企画及び調整 ・航空機の運航支援に関する企画及び調整
		派遣施設隊	12.1～17.5	1次要員：239人 2～4次要員：349人 5、6次要員：401人 7～10次要員：353人 11次要員：354人 撤収支援要員：58人 (1～4次要員数は、現地支援調整所の要員数も含む)	3,912人	・道路などのインフラ整備など 【5次要員以降は下記の業務も追加】 ・施設部隊が行う活動にかかるUNMISSなどとの協議及び調整 ・後方補給業務などに関する調整
		現地支援 調整所	12.1～13.12			・施設部隊が行う活動にかかるUNMISSなどとの協議及び調整 ・後方補給業務などに関する調整
国際 連携	シナイ半島 国際平和協力業務	司令部要員	19.4～	2人	2名	・エジプト及びイスラエルの政府その他の関係機関とMFOとの間の連絡調整

- (注) 1 このほか、海上自衛隊（カンボジア、東ティモール）及び航空自衛隊（カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン）の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施
2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23人を派遣した。

(6) 国際緊急援助活動（過去5年間のもの）

		派遣期間	人数	主な業務内容
西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動（感染症）	現地調整所	14.12.5～12.11	4人	・国際緊急援助活動に従事する外務省及びJICA並びにUNMEERその他の関係機関との調整
	空輸隊		10人	・輸送活動
	疫学調査支援	15.4.21～5.29	1人	・シエラレオネでのWHOが行う疫学調査等に対する支援
インドネシア国際緊急援助活動（航空機事故）	現地支援調整所	15.1.3～1.9	3人	・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動に関する情報収集、関係機関、関係国との調整
	国際緊急援助水上部隊		約350人	・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動
ネパール国際緊急援助活動（地震災害）	統合運用調整所	15.4.27～15.5.22	4人	・ネパール連邦民主共和国関係機関・関係国などとの調整
	医療援助隊		約110名	・被災民に対する医療活動
	空輸部隊		約30名	・医療活動の実施に必要な機材・物資の輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動（地震災害）	航空隊	16.11.15～16.11.18	約30名	・航空機による被災状況の確認
インドネシア国際緊急援助活動（地震・津波災害）	現地調整所	18.10.3～10.25	約10人	・被災状況及び現地活動に係る情報収集 ・インドネシア共和国関係機関、関係国などとの調整
	空輸隊		約60人	・国際緊急援助として行う人員・物資の輸送

資料55 自衛官の定員及び現員

(2019.3.31 現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	150,834	45,360	46,936	4,024	247,154
現員	137,634	42,550	42,750	3,613	226,547
充足率(%)	91.2	93.8	91.1	89.8	91.7

区分	非任期制自衛官								任期制自衛官	
	幹部		准尉		曹		士			
定員	45,793		4,923		138,619		57,819			
現員	42,274	(2,329)	4,603	(76)	137,052	(8,311)	20,734	(2,136)	21,884	(2,882)
充足率(%)	92.3		93.5		98.9		73.7			

(注) 1 現員の()は女子で内数
2 定員は予算定員

資料56 自衛官などの応募及び採用状況(平成30年度)

区 分		応募者数		採用者数		倍 率	
一般幹部候補生	陸	2,161	(286)	171	(27)	12.6	(10.6)
	海	1,194	(159)	61	(8)	19.6	(19.9)
	空	1,344	(289)	57	(12)	23.6	(24.1)
	計	4,699	(734)	289	(47)	16.3	(15.6)
曹	技術海曹	海	83 (16)	17 (2)	4.9 (8.0)		
	技術空曹	空	0	0	—		
航空学生	海	792	(96)	86	(4)	9.2	(24.0)
	空	1,955	(188)	73	(6)	26.8	(31.3)
	計	2,747	(284)	159	(10)	17.3	(28.4)
一般曹候補生	陸	15,699	(2,867)	4,001	(310)	3.9	(9.2)
	海	4,388	(844)	1,486	(259)	3.0	(3.3)
	空	7,493	(1,417)	977	(243)	7.7	(5.8)
	計	27,580	(5,128)	6,464	(812)	4.3	(6.3)
自衛官候補生	陸	17,784	(3,301)	4,551	(1,002)	3.9	(3.3)
	海	4,785	(922)	971	(204)	4.9	(4.5)
	空	5,576	(1,073)	1,553	(129)	3.6	(8.3)
	計	28,145	(5,296)	7,075	(1,335)	4.0	(4.0)
防衛大学校学生	推薦	人社	152 (44)	30 (7)	5.1 (6.3)		
		理工	256 (43)	102 (12)	2.5 (3.6)		
		計	408 (87)	132 (19)	3.1 (4.6)		
	総合選抜	人社	128 (29)	14 (2)	9.1 (14.5)		
		理工	193 (14)	37 (2)	5.2 (7.0)		
		計	321 (43)	51 (4)	6.3 (10.8)		
	一般	人社	5,779 (2,412)	80 (13)	72.2 (185.5)		
		理工	7,418 (1,497)	253 (23)	29.3 (65.1)		
		計	13,197 (3,909)	333 (36)	39.6 (108.6)		
防衛医科大学校医学科学生		6,113 (1,911)	84 (27)	72.8 (70.8)			
防衛医科大学校看護学科学生 (自衛官候補看護学生)		1,905 (1,563)	74 (64)	25.7 (24.4)			
高等工科大学校生徒	推薦	152	69	2.2			
	一般	2,076	277	7.5			
	合計	2,228	346	6.4			

(注) 1 ()は女子で内数
2 数値は平成30年度における自衛官などの募集に係るものである。

資料57 防衛省の職員等の内訳

(2019.3.31 現在)

特別職			一般職	
	定員内	定員外	定員内	定員外
防衛大臣 防衛副大臣 防衛大臣政務官 (2人) 防衛大臣補佐官 防衛大臣政策参与 (3人以内)	防衛大臣秘書官		事務官等 27人	非常勤職員
	自衛隊の隊員			
	防衛事務次官	自衛官候補生		
	防衛審議官	予備自衛官 47,900人		
	書記官等 675人	即応予備自衛官 8,075人		
	事務官等 20,226人	予備自衛官補 4,621人		
	自衛官 247,154人	防衛大学校学生		
		防衛医科大学校学生		
		陸上自衛隊高等工科学校生徒		
	非常勤職員			

※ 定員数は法令上の定員

※ 防衛省の職員等の「等」は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官を指す。

資料58 主要演習実績 (平成30年度)

○統合訓練

訓練名	期間	場所	参加部隊など	備考
在外邦人等保護措置訓練	30.9.1 ～9.9	ジブチ共和国等	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、陸上総隊、航空支援集団など 人員約120名	在外邦人等の保護措置に係る統合運用能力の向上及び自衛隊と関係機関との連携の強化を図る。
日米共同統合演習 (実動演習)	30.10.29 ～11.8	自衛隊施設、在日米軍基地、対馬及び我が国周辺海空域並びにアメリカ合衆国グアム及びそれらの周辺海空域	各幕僚監部、陸上総隊、各方面隊、自衛艦隊、各地方隊、航空総隊、航空支援集団など 人員約47,000名、艦艇約20隻、航空機約170機	武力攻撃事態等における自衛隊の運用要領及び日米共同対処要領を演練し、自衛隊の即応性及び日米の相互運用性の向上を図る。
在外邦人等保護措置訓練	30.12.11 ～12.14	日光演習場、美保基地、米子駐屯地並びにそれらを結ぶ経路、周辺海空域	統合幕僚監部、陸上総隊、西部方面隊、警務隊、自衛艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空警務隊など	在外邦人等の保護措置に係る統合運用能力の向上及び自衛隊と関係機関との連携の強化を図る。

○陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など	備考
方面隊実動演習 (北部方面隊)	30.8.29 ～9.28	北部方面区域内 各駐屯地・基地・演習場、民有地等	北部方面隊など 人員約11,700名、車両約3,300両、航空機約27機、艦船2隻	方面隊の各種事態対処能力の維持・向上を図る。
方面隊実動演習 (西部方面隊)	30.10.22 ～11.24	西部方面区域内 各駐屯地・基地・演習場、民有地等	西部方面隊など 人員約17,000名、車両約4,500名、航空機約65機	
協同転地演習 (師団等転地)	30.6.15 ～7.31	中部方面区～北部方面区 (矢臼別演習場、上富良野演習場等)	第13旅団基幹 人員約2,400名、車両900両	長距離機動に必要な統制・調整能力の向上を図る。
協同転地演習 (師団等転地)	30.7.4 ～7.11	沼津海浜訓練場	第14旅団基幹 人員約110名、車両45両	
協同転地演習 (連隊等転地)	30.10.23 ～11.12	北部方面区～西部方面区 (大矢野原演習場等)	第2師団基幹の1コ普通科連隊基幹 人員約850名、車両等 約280両、航空機3機	
協同転地演習 (連隊等転地)	30.10.17 11.24	東北方面区～西部方面区 (西部方面区内の駐屯地等)	第6師団基幹の1コ普通科連隊基幹 人員約550名、車両等 約100両	
協同転地演習 (連隊等転地)	30.10.18 10.31	東北方面区～北部方面区 (矢臼別演習場等)	第9師団基幹の1コ普通科連隊基幹 人員約1,050名、車両等 約330両、航空機3機	
協同転地演習 (連隊等転地：第2師団、第5旅団)	30.10.29 ～11.10	中部方面区～西部方面区 (日出生台演習場等)	第14師団の1コ普通科連隊基幹 人員約900名、車両約300両、航空機5機	

○航空自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など	備考
航空総隊総合訓練 (実動訓練)	30.10.18 ～10.26	航空自衛隊基地及び我が国周辺海空域等	航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、補給本部、人員約26,000名、航空機約90機	我が国の防衛に係る航空自衛隊の作戦運用について演練し、部隊の作戦運用能力の維持・向上を図る

資料編

資料59 各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成30年度）

	訓練名	時期	場所	派遣部隊
陸上自衛隊	ホーク・中SAM部隊実射訓練	30.9.18 ～11.13	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	16個高射中隊 約510名
	地对艦ミサイル部隊実射訓練	30.9.29 ～10.15	米国カリフォルニア州ポイントマグー射場	2個地对艦ミサイル連隊 約180名
海上自衛隊	潜水艦の米国派遣訓練（第1回）	30.8.21 ～11.17	ハワイ周辺海域	潜水艦1隻
	潜水艦の米国派遣訓練（第2回）	31.3.30 ～6.29	ハワイ周辺海域	潜水艦1隻
航空自衛隊	高射部隊年次射撃	30.8.30 ～11.16	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	6個高射群、高射教導群 約370名

資料60 再就職等支援のための主な施策

区 分	再就職等支援施策	内 容
退職予定自衛官に 対する施策	職業適性検査	退職予定の自衛官に対し、適性に応じた進路指導などを行うための検査
	技能訓練	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において有用な資格等を取得し得る能力を付与（大型自動車、フォークリフト、ボイラー、大型特殊自動車、電気工事士、普通自動車、介護職員初任者研修、車両系建設機械、危険物取扱主任者、クレーン、公務員受験対策講座、ドローン操縦士資格【令和元年度新規】、キャリアコンサルタント【令和元年度新規】など）
	防災・危機管理教育	若年定年退職予定の幹部自衛官に対し、防災行政の仕組み及び国民保護計画などの専門知識を付与（本教育の受講は、内閣府が行う地域防災マネージャー証明の要件）
	通信教育	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において有用な資格等を取得し得る能力を付与（危険物取扱者、電気工事士、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士、マンション管理士、医療保険事務、情報処理安全確保支援士、進学希望者に対する大学進学支援【令和元年度新規】など）
	業務管理教育	若年定年退職予定の自衛官に対し、社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
	就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職にあたっての心構えを付与
	進路相談等部外委託	退職予定の自衛官に対し、個々のニーズに沿った進路相談などを部外の専門家に委託
部内援護担当者に 対する施策	援護担当者教育	援護担当者の質的向上を図るための労働行政、援護活動などの教育
部外に対する施策	企業主などに対する援護 広報	企業主などに対する退職予定自衛官の有用性などの広報
	企業主などに対する部隊 見学など招へい	企業主などを部隊などに招へいし、部隊などの見学、再就職等支援状況の説明などを実施

都道府県	在職状況
北海道	北海道庁4名、札幌市役所3名、函館市役所2名、旭川市役所2名、室蘭市役所、釧路市役所、帯広市役所2名、岩見沢市役所2名、留萌市役所、苫小牧市役所、稚内市役所、美瑛市役所、芦別市役所2名、赤平市役所、士別市役所、名寄市役所、千歳市役所4名、滝川市役所、砂川市役所、恵庭市役所2名、北広島市役所、北斗市役所、松前町役場、七飯町役場、鹿部町役場、黒松内町役場、蘭越町役場、長沼町役場、新十津川町役場、上富良野町役場、中富良野町役場、豊富町役場、礼文町役場、美幌町役場2名、遠軽町役場2名、白老町役場、厚真町役場、安平町役場、新ひだか町役場、音更町役場、芽室町役場、標茶町役場、弟子屈町役場
青森県	青森県庁、青森市役所3名、弘前市役所、八戸市役所2名、十和田市役所、三沢市役所、鱒ヶ沢町役場、深浦町役場、おいらせ町役場
岩手県	岩手県庁、盛岡市役所、宮古市役所、花巻市役所、釜石市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、山田町役場
宮城県	宮城県庁、仙台市役所2名、石巻市役所、多賀城市役所、岩沼市役所、登米市役所、東松島市役所、柴田町役場、大和町役場、大衡村役場、南三陸町役場
秋田県	秋田県庁2名、秋田市役所、大館市役所、湯沢市役所、由利本荘市役所、大仙市役所2名、仙北市役所
山形県	山形県庁、山形市役所、酒田市役所、上山市役所、長井市役所、天童市役所、東根市役所、朝日町役場、三川町役場
福島県	福島県庁、福島市役所2名、郡山市役所
茨城県	茨城県庁、古河市役所、龍ヶ崎市役所、下妻市役所、常総市役所、高萩市役所、牛久市役所、守谷市役所、常陸大宮市役所、阿見町役場、境町役場
栃木県	栃木県庁、宇都宮市役所
群馬県	群馬県庁、沼田市役所、渋川市役所
埼玉県	埼玉県庁、さいたま市役所、深谷市役所、朝霞市役所、和光市役所、桶川市役所、吉川市役所
千葉県	千葉県庁、千葉市役所、市川市役所、船橋市役所、館山市役所、松戸市役所2名、茂原市役所、成田市役所、習志野市役所、柏市役所、市原市役所、流山市役所、君津市役所、浦安市役所、四街道市役所、富里市役所、香取市役所、山武市役所、いすみ市役所、大網白里市役所、酒々井町役場
東京都	東京都庁4名、品川区役所3名、大田区役所、渋谷区役所2名、豊島区役所、荒川区役所、板橋区役所2名、足立区役所、瑞穂町役場
神奈川県	神奈川県庁3名、横浜市役所9名、川崎市役所2名、相模原市役所、横須賀市役所、鎌倉市役所、藤沢市役所2名、小田原市役所、茅ヶ崎市役所、逗子市役所、三浦市役所、海老名市役所3名、座間市役所、開成町役場、箱根町役場、湯河原町役場
新潟県	新潟県庁、新潟市役所、村上市役所、燕市役所、上越市役所、胎内市役所
富山県	富山県庁、富山市役所、氷見市役所、砺波市役所
石川県	石川県庁、金沢市役所、能美市役所
福井県	福井県庁3名、福井市役所、あわら市役所、高浜町役場
山梨県	山梨県庁2名、富士吉田市役所、南アルプス市役所、山中湖村役場
長野県	長野県庁2名、長野市役所、松本市役所、茅野市役所、佐久市役所、安曇野市役所
岐阜県	岐阜県庁3名、岐阜市役所、美濃加茂市役所、各務原市役所、飛騨市役所、海津市役所、岐南町役場、坂祝町役場
静岡県	静岡県庁6名、静岡市役所、浜松市役所、熱海市役所、伊東市役所、島田市役所2名、御殿場市役所2名、裾野市役所、伊豆市役所、牧之原市役所、函南町役場、小山町役場
愛知県	愛知県庁、豊橋市役所、岡崎市役所、半田市役所、春井市役所、刈谷市役所、西尾市役所、稲沢市役所、東海市役所、高浜市役所、豊明市役所、清須市役所、北名古屋市役所2名、弥富市役所、みよし市役所、あま市役所、長久手市役所、豊山町役場、大治町役場、蟹江町役場、飛鳥村役場、美浜町役場、武豊町役場
三重県	三重県庁、津市役所、四日市市役所、伊勢市役所、桑名市役所、名張市役所、尾鷲市役所、鳥羽市役所、志摩市役所
滋賀県	滋賀県庁、草津市役所、湖南市役所
京都府	京都府庁、舞鶴市役所、城陽市役所、八幡市役所、木津川市役所、精華町役場2名
大阪府	大阪府庁、大阪市役所2名、堺市役所、池田市役所、貝塚市役所、枚方市役所、茨木市役所、泉佐野市役所、富田林市役所、河内長野市役所、大東市役所、高石市役所、四條畷市役所、大阪狭山市役所、豊能町役場
兵庫県	兵庫県庁、姫路市役所、明石市役所、西脇市役所、川西市役所、養父市役所
奈良県	奈良県庁3名、奈良市役所4名、大和高田市役所、五條市役所3名、御所市役所、生駒市役所
和歌山県	和歌山県庁、和歌山市役所、橋本市役所、白浜町役場
鳥取県	鳥取県庁3名、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、湯梨浜町役場、南部町役場
島根県	島根県庁、松江市役所、浜田市役所
岡山県	岡山県庁、倉敷市役所、浅口市役所、奈義町役場
広島県	広島県庁、広島市役所、呉市役所、三次市役所、東広島市役所、廿日市市役所、海田町役場
山口県	山口県庁、下関市役所、山口市役所、萩市役所、防府市役所、岩国市役所、長門市役所、周南市役所、和木町役場、田布施町役場
徳島県	徳島県庁3名、小松島市役所、阿南市役所、吉野川市役所2名、阿波市役所、三好市役所
香川県	香川県庁、丸亀市役所、坂出市役所、善通寺市役所、さぬき市役所、まんのう町役場
愛媛県	愛媛県庁、松山市役所、今治市役所、西条市役所
高知県	高知県庁、高知市役所、香南市役所
福岡県	福岡県庁、北九州市役所、福岡市役所2名、久留米市役所、飯塚市役所2名、田川市役所、筑後市役所、行橋市役所、中間市役所、春日市役所、大野城市役所2名、宗像市役所2名、太宰府市役所、朝倉市役所、糸島市役所、那珂川市役所、粕屋町役場、筑前町役場、大刀洗町役場
佐賀県	佐賀県庁3名、唐津市役所、吉野ヶ里町役場
長崎県	長崎県庁5名、長崎市役所、佐世保市役所3名、島原市役所、大村市役所2名、松浦市役所、壱岐市役所、西海市役所
熊本県	熊本県庁3名、熊本市役所、八代市役所、荒尾市役所、水俣市役所、菊池市役所、合志市役所、大津町役場、球磨村役場
大分県	大分県庁2名、大分市役所、別府市役所、杵築市役所
宮崎県	宮崎県庁6名、宮崎市役所、都城市役所3名、延岡市役所、日南市役所、小林市役所、日向市役所、串間市役所、西都市役所、えびの市役所2名、三股町役場、高鍋町役場、都農町役場、門川町役場
鹿児島県	鹿児島県庁4名、鹿児島市役所、垂水市役所、薩摩川内市役所、曾於市役所、霧島市役所2名、始良市役所、錦江町役場、南大隅町役場
沖縄県	豊見城市役所

※2019.3.31現在で防衛省が把握しているもの（非常勤職員を含む）

(平成26年4月1日 国家安全保障会議決定)
閣議決定

政府は、これまで防衛装備の海外移転については、昭和42年の佐藤総理による国会答弁（以下「武器輸出三原則」という。）及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないものとなっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、これまで個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきた。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこととしている。

こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配慮した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。

防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力（以下「平和貢献・国際協力」という。）の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響が大きいことから、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、今後は次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。また、武器製造関連設備の海外移転

については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ①当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
- ②当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
- ③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際的平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の運用を適切に行う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考えであり、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野において、武器貿易条約の早期発効及び国際輸出管理レジームの更なる強化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

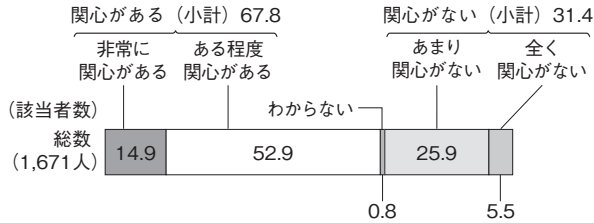
資料63 市民生活の中での活動

項目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (自衛隊法附則)	<ul style="list-style-type: none"> ○陸自が、地方公共団体などの要請を受けて実施 ○平成30年度の処理実績：件数1,480件（平均すれば週約28件）、量にして約53.0トン。特に、沖縄県での処理量は、約20.0トン（全国の処理量の約38%）（なお、発見された不発弾などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力）
機雷等の除去 (自衛隊法84条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海並びに地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去及び処理を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了 ○平成30年度の処理実績：4,456個、約2.8トン（機雷の処理は0個）（なお、発見された爆発性の危険物などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力）
医療面での活動 (自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛医科大学校病院（埼玉県所沢市）および一部の自衛隊病院（全国16か所のうち、自衛隊中央病院（東京都世田谷区）など7か所）では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校病院は、特定機能病院（高度の医療の提供等）および第3次救急医療機関（重篤な救急患者の受け入れ）として運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の巡回診療、防疫などを実施 ○陸自開発実験団部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市）および埼玉県狭山市が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、災害・救急医療に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力 (自衛隊法100条の3など)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	<ul style="list-style-type: none"> ○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放するなど様々な形で地域社会との交流を実施

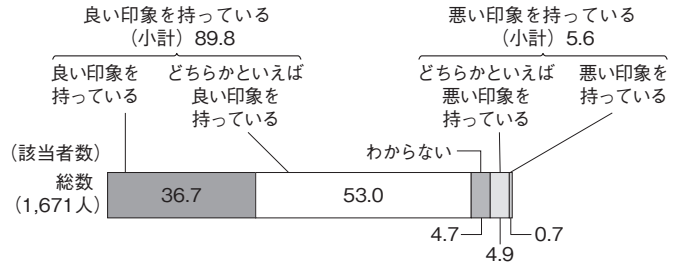
調査時期：平成30年1月11日～1月21日

詳細については、〈<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-bouei/index.html>〉参照

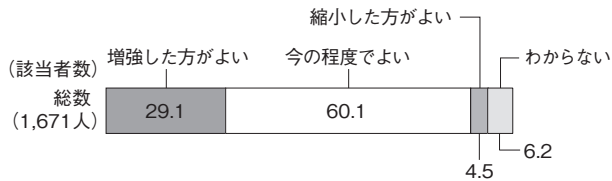
1 自衛隊に対する関心



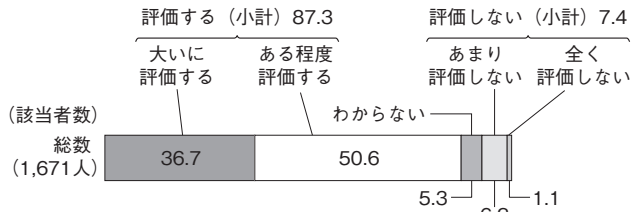
2 自衛隊に対する印象



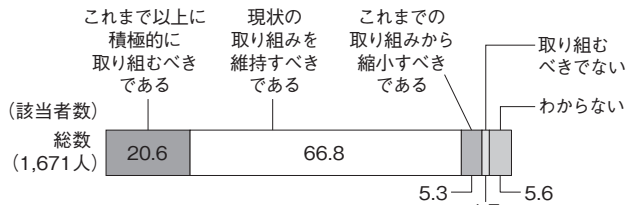
3 自衛隊の防衛力



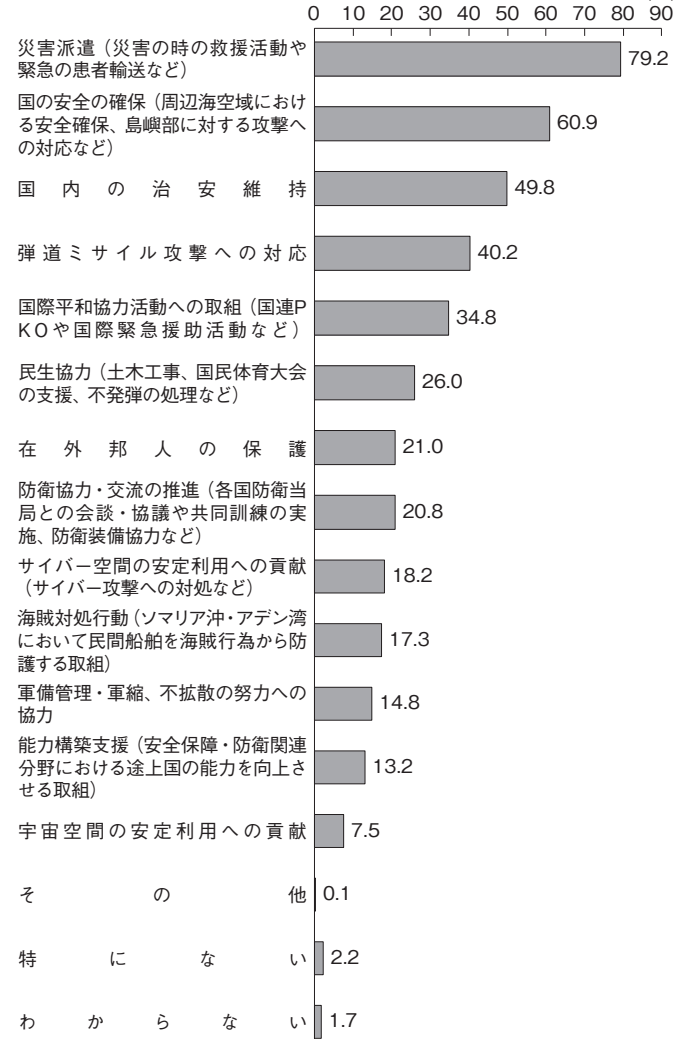
4 自衛隊の海外での活動に対する評価



5 国際平和協力活動への取組



6 自衛隊に期待する役割（複数回答）



■ 総数（N=1,671人，M.T.=407.7%）

資料65 防衛省における情報公開の実績（平成30年度）

	防衛省本省	地方防衛（支）局	防衛装備庁	計
1 開示請求受付件数	2477	1834	114	4425
2 開示決定等件数	2652	2109	130	4891
全部開示決定件数	1493	894	41	2428
一部開示決定件数	1035	1203	87	2325
不開示決定件数	124	12	2	138
3 不服申立て件数	12404	0	1	12405
4 訴訟件数	4	1	2	7